

第502回 三戸町議会定例会会議録

令和4年3月 4日 開会

令和4年3月11日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2
第 1 日 令和 4 年 3 月 4 日 (金)	
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○応招議員	4
○出席議員 (13人)	4
○欠席議員 (1人)	4
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	4
○職務のために出席した事務局職員	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 諸般の報告	7
<議長の報告>	7
日程第 4 町長提案理由の説明	7
第 5 日 令和 4 年 3 月 8 日 (火)	
○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員 (13人)	15
○欠席議員 (1人)	15
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	15
○職務のために出席した事務局職員	16
午前10時00分 開議	
日程第 1 一般質問	17
<11番 久慈 聡 議員>	
1. 松尾町長 2 期目における、三戸復活に向けての社会構造構築について	29
<6番 山田 将之 議員>	37
1. 地域商社「SANNOWA」に関する新聞報道について	
2. 公共施設老朽化に対する今後の対策について	
<10番 千葉 有子 議員>	49
1. 放課後児童施設の運営について	
<7番 栗谷川柳子 議員>	57
1. サンノワの株主としての考え方について	
2. ゴミ削減の取り組み方法について	
第 6 日 令和 4 年 3 月 9 日 (水)	
○議事日程	66
○本日の会議に付した事件	67
○出席議員	67
○欠席議員	67

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	67
○職務のために出席した事務局職員	68
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
< 8番 藤原 文雄 議員 >	69
1. 杉沢小中学校閉校後の校舎活用について	
2. 株式会社サンノワについて	
< 4番 越後 貞男 議員 >	82
1. 果樹生産省力化設備整備事業補助金について	
日程第2 意見書案第1号 水田活用の直接支払い交付金見直しについて対応 を求める意見書案	86
日程第3 議案第2号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について	87
日程第4 議案第3号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動 の公営に関する条例の制定について	88
日程第5 議案第4号 三戸町公共施設整備基金条例の制定について	89
日程第6 議案第5号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案	91
日程第7 議案第6号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例案	92
日程第8 議案第7号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例案	93
日程第9 議案第8号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一 部を改正する条例案	94
日程第10 議案第9号 町道路線の変更について	95
日程第11 議案第10号 辺地に係る総合整備計画を定めることについて	96
日程第12 議案第11号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について	97
日程第13 議案第12号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について	98
日程第14 議案第13号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第10号)	99
日程第15 議案第14号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	106
日程第16 議案第15号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	107
日程第17 議案第16号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)	108
日程第18 議案第17号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第3号)	112
日程第19 議案第18号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特 別会計補正予算(第2号)	113
日程第20 議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算	115
日程第21 議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	115
日程第22 議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算	115
日程第23 議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算	115
日程第24 議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	115
日程第25 議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算	115

日程第26	議案第25号	令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	115
日程第27	議案第26号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算	115
日程第38	予算特別委員会設置	(令和4年度予算議案8件付託)	115
第8日目 令和4年3月11日(金)			
○議事日程			117
○本日の会議に付した事件			117
○出席議員(13人)			117
○欠席議員(1人)			118
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			118
○職務のため出席した事務局職員			118
	午後15時30分	開議	
日程第1	議案第19号から議案第26号まで	予算特別委員会委員長報告	119
日程第2	常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告について		119
日程第3	議員の出張命令を議長に一任することについて		121
日程第4	常任委員会の閉会中における所管事務調査について		121
日程第5	諸般の報告		122
会議時間の延長			122
議会運営委員の選任			122
常任委員の選任(総務文教、民生商工、建設農林)			123
追加日程の提出			125
追加日程第1	町長提案理由の説明		126
追加日程第2	議案第27号	三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案	126
閉会			127
署名			128

会 期 日 程 表

会 期 令和4年3月4日～令和4年3月11日（8日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	3月4日(金)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	3月5日(土)	休 会		休日
第3日	3月6日(日)	休 会		休日
第4日	3月7日(月)	休 会		議案熟考
第5日	3月8日(火)	本 会 議		一般質問
第6日	3月9日(水)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 予算特別委員会設置・付託
第7日	3月10日(木)	予算特別委員会	午前10時	予算審査
第8日	3月11日(金)	予算特別委員会 本 会 議	午前10時 委員会閉会后	予算審査 予算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
意見書案 第1号	水田活用の直接支払い交付金見直しについて対応を求める意見書案	R4.3.9	原案可決
議案第2号	押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R4.3.9	原案可決
議案第3号	三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について	R4.3.9	原案可決
議案第4号	三戸町公共施設整備基金条例の制定について	R4.3.9	原案可決
議案第5号	三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案	R4.3.9	原案可決
議案第6号	三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	R4.3.9	原案可決
議案第7号	三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	R4.3.9	原案可決
議案第8号	三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案	R4.3.9	原案可決
議案第9号	町道路線の変更について	R4.3.9	原案可決
議案第10号	辺地に係る総合整備計画を定めることについて	R4.3.9	原案可決
議案第11号	三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	R4.3.9	原案可決
議案第12号	三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	R4.3.9	原案可決
議案第13号	令和3年度三戸町一般会計補正予算(第10号)	R4.3.9	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第14号	令和3年度三戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	R4.3.9	原案可決
議案第15号	令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	R4.3.9	原案可決
議案第16号	令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)	R4.3.9	原案可決
議案第17号	令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)	R4.3.9	原案可決
議案第18号	令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第2号)	R4.3.9	原案可決
議案第19号	令和4年度三戸町一般会計予算	R4.3.11	原案可決
議案第20号	令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	R4.3.11	原案可決
議案第21号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算	R4.3.11	原案可決
議案第22号	令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算	R4.3.11	原案可決
議案第23号	令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	R4.3.11	原案可決
議案第24号	令和4年度三戸町介護保険特別会計予算	R4.3.11	原案可決
議案第25号	令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	R4.3.11	原案可決
議案第26号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算	R4.3.11	原案可決
議案第27号	三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案	R4.3.11	原案可決

第1日目 令和4年3月4日（金）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
- 第4 町長提案理由の説明

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（13人）

- 1番 柳 零 圭 太 君
- 2番 小笠原 君 男 君
- 3番 和 田 誠 君
- 4番 越 後 貞 男 君
- 5番 乗 上 健 夫 君
- 6番 山 田 将 之 君
- 7番 栗谷川 柳 子 君
- 8番 藤 原 文 雄 君
- 10番 千 葉 有 子 君
- 11番 久 慈 聡 君
- 12番 澤 田 道 憲 君
- 13番 佐々木 和 志 君
- 14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（1人）

- 9番 番 屋 博 光 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君
	三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員 会長
委任説明員 事務局 長

梅 田 晃 君
極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説明員 教 育 長
委任説明員 事務局 長
史跡対策室長

慶 長 隆 光 君
櫻 井 学 君
奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）
主 幹

貝 守 世 光 君
櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第502回三戸町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第502回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、2月24日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

3月4日、午前10時、本会議開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を3月4日から3月11日までの8日間と定め、諸般の報告を行います。次に議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

3月5日並びに6日は休日のため休会。

3月7日は、議案熟考のため休会。

3月8日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

3月9日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に意見書案第1号及び議案第2号から議案第18号までの審議、採決を行います。次に議案第19号から議案第26号までの令和4年度予算議案8件を一括議題とし、予算特別委員会を設置。これに付託し、散会。

3月10日、午前10時、予算特別委員会を開会、開議。令和4年度一般会計予算歳入1款から歳入21款までと歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

3月11日、午前10時、予算特別委員会を開議。一般会計予算歳出10款から歳出13款までを審査し、次に令和4年度特別会計予算議案7件を審査、最後に予算議案8件についてそれぞれ採決し、委員会を閉会。

同日、午後3時30分、本会議を開議。議案第19号から議案第26号までの予算議案の審査結果について予算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行います。次に各常任委員長から所管事務調査の報告、請願・陳情の審査結果の報告、議員の出張命令の件を諮り、閉会中における所管事務調査の申出の決定及び諸般の報告を行います。次に議会運営委員及び各常任委員の選任を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和4年3月4日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、乗上健夫君、6番、山田将之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月11日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和3年12月から令和4年2月に実施した例月出納検査及び行政監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、今定例会において受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第2号から議案第26号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第502回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様もご存じのことではありますが、先月24日早朝にロシアが隣国ウクライナに武力侵攻いたしました。突然の戦争の勃発により、世界中に緊張が広がりました。

テレビ報道での避難する子供たちやお年寄りの姿に胸の痛む思いであります。

現在、まだ戦闘が続いているとされておりますが、少しでも早く停戦され、平和な日常が戻ることを強烈に願うものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、いまだに収束する兆しが見えず、2月の中頃には青森県内の感染者数が初めて500人を超えるなど、依然とし

て予断を許さない状況が続いております。特に、県内では保育施設や学校でのクラスターが相次いで発生しており、行事や部活動などが次々と自粛、中止となり、休園・休校となるところも出てきております。

このような措置は、子供たちを感染から守るため、やむを得ないものと考えますが、集団生活を通じた学びや体験の機会などが減少し、何よりも学校生活での思い出づくりの時間が少なくなるということにつながります。今の子供たちの置かれている状況を考えますと、本当に胸が痛む思いがいたします。

このような中、去る2月19日に、杉沢小中学校の閉校記念式典を、多くの方々にご出席をいただき、厳かな雰囲気の中で開催することができました。これもひとえに、杉沢小中学校閉校記念実行委員会の皆様をはじめ、教職員の皆様、そして杉沢地区の地域の皆様が、子供たちのために、一生の思い出として心に残る式典にしようと、開催への思いを一つにし、実を結んだものであると捉えております。

長年にわたり地域のシンボルであった学校の歴史に幕を閉じるということは、心寂しく、誠に残念なことではありますが、これまで地域の子供たちを育て、見守ってきた学校に別れを告げ、また、杉沢小学校最後の児童となる子供たちの巣立ちを無事に見送ることができましたのも、子供たちのためにという一心で、開催にご尽力をいただきました関係者の皆様の賜物であると、改めて感謝を申し上げる次第であります。

今回の式典に参加し、困難な状況の中にあっても、強い思いや信念を持ち、誰かのために、やり遂げようと行動することの大切さを改めて学んだ思いをしたところでもあります。

私自身、来るべき新年度に向けて、このコロナ禍の状況下であっても、未来を切り開いていくという強い信念を持ち、町民のために、持続可能な社会の実現と、将来の展望へとつながる各種事業を展開してまいり所存であります。

今後とも、町民全員が希望を持ち、安心・安全に暮らせるまちづくりを、議員の皆様をはじめ、町民一人一人のご協力の下進めてまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

それでは、引き続き、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、町の行政手続における書面及び対面規制、特に押印原則の見直しを行い、もって各種手続の簡素化及び効率化を図るため、関係条例3本について、所要の改正を行うため、当該条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第3号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和2年6月12日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町村議会の議員及び長の選挙において、立候補に係る環境の改善を図るため、選挙公営の範囲が拡大されることになりました。

選挙運動用自動車の使用、ビラ、ポスターの作成について、選挙公営の対象とされたことから、選挙運動の公費負担に関する取扱いや限度額等を定めた条例を新たに制定しようとするものであります。

次に、議案第4号 三戸町公共施設整備基金条例の制定について申し上げます。

本案は、公共施設の設備更新等に係る経費について、将来的な財政負担の軽減や費用の平準化を図るために設置する「三戸町公共施設整備基金」の管理等に関し、必要

な事項を定めた条例を新たに制定しようとするものであります。

次に、議案第5号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、個人情報保護制度の規律を統一する目的から、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体に適用される法律が「個人情報の保護に関する法律」に一本化され、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されることから、町の個人情報保護条例において、これらの法律を引用している条文について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、人事院規則の改正により、国家公務員の育児休業制度について、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、所要の措置を講ずることとされたことから、町職員の育児休業制度についても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第7号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が、令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分が令和4年4月1日から施行されることに伴い、三戸町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。令和4年度以降の国民健康保険税について、未就学児の均等割額を現行の2分の1に軽減しようとするものであります。

次に、議案第8号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、令和4年1月21日に開催されました三戸町消防運営審議会におきまして、消防団員の報酬を引き上げることが妥当である旨の答申がなされたことに伴い、消防団員の処遇改善を図るため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。災害に関する文言を整理するとともに、別表に定める消防団員の災害出動に対する報酬額について、1人1回または1日につき8,000円に引き上げるとともに、1人1回または半日につき3,500円の区分を新たに設定しようとするものであります。

次に、議案第9号 町道路線の変更について申し上げます。

本案は、町道茶屋場橋について、現況の道路実態と合わせ、町道認定路線の終点を変更するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次に、議案第10号 辺地に係る総合整備計画を定めることについて申し上げます。

本案は、杉沢、蛇沼、袴田及び大舌地域において辺地対策事業を実施するため、辺地に係る総合整備計画を定めるものであり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

計画の内容であります。令和4年度から令和8年度までの5年間で、老朽化している簡易水道設備を更新するものであります。

次に、議案第11号から第12号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求

めることについてを一括してご説明申し上げます。

本案は、令和4年3月31日をもって任期満了となる、人権擁護委員について、引き続き佐野奈美子氏を、令和3年12月31日をもって任期満了となった齊藤正雄氏の後任として、新たに西野敏愉紀氏を推薦いたしたく提案するものであります。

佐野氏は、人格、識見ともに優れ、2期6年を経験しており、西野氏は、広く社会の実情に精通され、役場職員として長く勤務された経験から、人権擁護委員として適任者であると存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第13号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額69億9,328万4,000円に、歳入歳出それぞれ3億1,106万円を追加し、予算総額を73億434万4,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税2,500万円、地方消費税交付金3,900万円、地方交付税2億5,124万3,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、公共施設整備基金積立金等、総務費3億5,488万3,000円、さんのへ応援商品券事業費等、商工費5,952万8,000円、道路舗装補修事業費等、土木費2,858万1,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第14号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町下水道事業特別会計既決予算額2億2,210万7,000円に、歳入歳出それぞれ269万7,000円を追加し、予算総額を2億2,480万4,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金722万6,000円、繰入金688万8,000円、繰越金148万3,000円を増額し、町債1,290万円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、下水道総務費1,496万1,000円を増額し、下水道建設費1,178万7,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第15号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億4,002万1,000円に、歳入歳出それぞれ148万3,000円を追加し、予算総額を1億4,150万4,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料129万2,000円と繰越金91万5,000円を増額し、繰入金76万7,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、広域連合共通経費負担金23万2,000円と保険基盤安定負担金110万1,000円を減額し、後期高齢者医療保険料負担金284万1,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第16号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億9,064万9,000円から、歳入歳出それぞれ716万8,000円を減額し、予算総額を17億8,348万1,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、支払基金交付金2,821万1,000円と繰入金2,427万1,000円を減額し、繰越金3,268万9,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費2,977万2,000円を増額するとともに、

各サービスの利用料の増減に応じた調整を行い、保険給付費3,440万円、地域支援事業費254万円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第17号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億3,707万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億1,931万8,000円を増額し、予算総額を13億5,639万3,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、国民健康保険税1,299万6,000円、県支出金1億952万3,000円を増額し、使用料及び手数料5万円、繰入金315万1,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務費1,608万5,000円、保険給付費1億353万1,000円を増額し、保健事業費29万8,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第18号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入において、既決予定額18億203万3,000円に、3,211万8,000円を追加し、総額を18億3,415万1,000円に、収益的支出において、既決予定額18億680万6,000円から、1,777万9,000円を減額し、総額を17億8,902万7,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、既決予定額2億3,487万6,000円に、133万5,000円を追加し、総額を2億3,621万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容であります。収益的収入におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業の受託により、医業収益を580万円増額し、新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金等の交付見込みにより、医業外収益を2,631万8,000円増額するものであります。

収益的支出におきましては、令和3年度の決算見込みにより、給与費、経費など医業費用を1,777万9,000円減額補正しようとするものであります。

次に、議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算について申し上げます。

令和4年度の地方財政計画では、地域社会のデジタル化を推進するため創設された「地域デジタル社会推進費」や地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むよう創設された「地域社会再生事業費」が引き続き計上され、歳出総額は前年度を8,000億円上回る90兆6,000億円とされております。

これに対応する一般財源総額は、前年度を7,000億円上回る、63兆9,000億円とされており、地方税及び地方譲与税が3兆9,000億円、地方交付税が6,000億円増加する一方で、臨時財政対策債は3兆7,000億円減少することが示されておりますが、少子高齢化による人口減少や、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案すると、町財政は引き続き厳しい状況下に置かれるものと考えます。

このため、令和4年度の予算編成に当たりましては、今後も持続可能な財政基盤を確保していくため、歳入については受益者負担の適正化とふるさと納税の推進により自主財源を確保し、歳出については、経常経費の見直しにより節減合理化に努め、施策の選択と集中により予算配分の重点化を行い、限られた財源の有効活用を図ったところであります。

主な事業といたしましては、ふるさと納税事業3億1,000万円、11ぴきのねこのまちづくり事業1,157万4,000円、移駐定住促進事業2,489万5,000円、コミュニティバス・デマンドタクシー運行事業4,348万9,000円、子ども医療費助成事業2,157万5,000円、病後児保育事業644万9,000円、第3子以降子育て支援事業977万円、新型コロナウイ

ルスワクチン接種事業3,408万6,000円、農業経営安定化事業2,500万円、肥料高騰緊急対策事業1,661万4,000円、プレミアム商品券発行事業1,100万円、中小企業特別保証融資制度事業320万円、国史跡三戸跡事業1,606万2,000円などを計上しております。

また、投資的経費の主なるものとしたしましては、防災行政無線更新事業2億3,175万5,000円、中山間地域総合整備事業3,649万2,000円、橋梁長寿命化修繕事業1億1,503万3,000円、町営住宅整備事業1億2,218万6,000円、消防ポンプ自動車整備事業2,809万5,000円、図書館屋根改修事業1,592万8,000円などを計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して、3%、金額で1億9,477万3,000円増の66億2,279万1,000円となっております。

次に、議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について申し上げます。

本会計は、学校給食法に基づき、町内3校の小中学校の児童、生徒551名と教職員等91名を対象に、1人年間で193食分の給食事業に係る特別会計であります。

歳入の主なる内容としたしましては、小学生280円、中学生及び教職員等が300円ずつ負担する給食費保護者負担金で、3,576万6,000円を計上しております。

歳出の主なる内容としたしましては、給食材料費の3,581万6,000円であります。

歳入歳出予算総額は、前年度当初予算と比較して約1.6%、58万1,000円減額の3,584万6,000円となっております。

次に、議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保地区地区の簡易水道施設の管理運営を行う特別会計であります。

歳入の主なる内容としたしましては、水道使用料1,340万円、一般会計からの繰入金2,119万6,000円、町債3,390万円を計上しております。

歳出の主なるものとしたしましては、公営企業会計への移行準備、各地区の配水池等の簡易水道施設の管理を行う簡易水道施設費に4,272万7,000円を、県営中山間地域総合整備事業による杉沢地区簡易水道整備を行う簡易水道建設費に1,501万8,000円を、町債の元金及び利子を償還する公債費に1,136万5,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出総額は、前年度当初予算と比較して1,931万8,000円増の7,011万円となっております。

次に、議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、下水道整備により、町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を図ることを目的とした特別会計であります。

本案は、既に供用を開始している施設の維持管理を行うとともに、引き続き計画区域内の加入数増加を図るための予算を計上しようとするものであります。

歳入の主なるものとしたしましては、使用料及び手数料2,633万6,000円、一般会計等からの繰入金1億2,168万8,000円、町債6,060万円を計上いたしております。

歳出の主なるものとしたしましては、公営企業会計への移行準備や浄化センター等の下水道施設の管理を行う下水道総務費に6,289万1,000円、町債の元金及び利子を償還する公債費に1億5,031万1,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出総額は、前年度当初予算と比較して590万5,000円減の2億1,620万2,000円となっております。

次に、議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げ

げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき設置した特別会計であります。

後期高齢者医療制度は、同法に基づき、運営については、県内の全ての市町村が加入する広域連合が行い、窓口業務や保険料の徴収については、加入市町村が行うこととされております。

町では、三戸町後期高齢者医療に関する条例に基づき、窓口業務及び保険料の徴収を、円滑かつ適正に実施することにより、およそ2,200人の被保険者の皆様が、安心して医療サービスを受けられるよう進めてまいります。

歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料9,273万5,000円、一般会計からの繰入金4,843万8,000円を計上しております。

歳出の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料負担金9,165万5,000円、保険基盤安定負担金4,384万5,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度当初予算総額と比較して、1.2%、167万8,000円増の1億4,169万9,000円となっております。

次に、議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算について申し上げます。

本会計は、国民の共同連帯の理念に基づき設置された介護保険制度を運営するため、介護保険法第3条の規定に基づき設置した特別会計であります。

当町の高齢化率は、令和4年1月末現在、42.3%で、特に介護ニーズが高い85歳以上人口の比率が上昇しております。

このことから、当町の第1号被保険者1人当たりの保険給付額は、平成29年度及び平成30年度と、2年連続で減少しておりましたが、令和元年度から増加に転じ、令和2年度においては県内で4番目となっております。

第8期介護保険事業計画の2年目となる令和4年度は、必要なサービスを提供するとともに、引き続き保険給付の適正化などへの取組を行い、制度への信頼感を高め、将来にわたり持続可能な事業運営となるよう努めてまいります。

歳入の主なるものといたしましては、第1号被保険者保険料3億1,420万円、国庫支出金及び県支出金7億1,185万9,000円、支払基金交付金4億6,259万8,000円、繰入金2億9,047万9,000円を計上しております。

歳出の主なるものといたしましては、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費など、総務費2,854万2,000円、居宅介護サービスをはじめとする各種サービスの保険給付費として、歳出総額の94.3%に当たる16億8,774万円を計上しております。

また、総合的な介護予防事業を推進するとともに、家族介護者を支援するため、地域支援事業費7,119万2,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は前年度と比較して、0.1%、金額で150万1,000円増の、17億9,047万4,000円となっております。

次に、議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について申し上げます。

本会計は、県との共同運営により適正かつ安定的な財政運営を図るとともに、町民と身近な関係にある町が、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等のきめ細かい事業を行う特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、国民健康保険税2億4,330万円、県支出金8億7,922万4,000円、繰入金1億3,294万2,000円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、職員人件費や物件費、国保税の賦課徴収に要する経費など、総務費として3,919万3,000円、診療報酬や療養費など、保険給付費と

して8億4,944万1,000円、県に納める国民健康保険事業費納付金として3億5,740万7,000円、特定健康診査等に要する経費など、保健事業費として2,016万3,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して、4.5%、金額で5,513万2,000円増の、12億6,920万5,000円となっております。

次に、議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する、三戸中央病院の運営及び管理に関する会計であります。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入及び支出において、収入、支出ともに18億18万4,000円を計上し、資本的収入及び支出においては、収入1億8,506万7,000円、支出2億6,837万円を計上しようとするものであります。

予算の主なる内容であります。収益的収入におきましては、年間患者数を入院2万5,185人、外来4万6,170人と見込み、医業収益として13億1,963万6,000円を計上しております。

また、経営基盤強化対策に要する経費に係る一般会計からの繰入金、へき地医療拠点病院運営費補助金など、医業外収益として4億8,054万7,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、医師、看護師等の給与費、診療に要する材料費、病院の維持管理に必要な経費など、医業費用として17億4,686万3,000円、企業債償還利息など医業外費用として5,132万1,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入におきましては、企業債元金償還金等に要する経費に係る一般会計からの繰入金1億8,411万7,000円を計上しております。

資本的支出におきましては、医療器械等の導入に係る建設改良費3,218万2,000円、企業債償還金2億3,398万8,000円を計上しております。

病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も町民に密着した地域の中核病院としての役割を担い、地域医療を確保するため、より一層の収入の確保、経費の節減に努め、経営の健全化に取り組んでまいります。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時49分 散会

第5日目 令和4年3月8日(火)

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 久慈 聡議員 | 1. 松尾町政二期目における、三戸町復活に向けての社会構造構築について |
| 山田 将之議員 | 1. 地域商社SANNOWAに関する新聞報道について
2. 公共施設老朽化に対する今後の対応について |
| 千葉 有子議員 | 1. 放課後児童施設の運営について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. サンノワの株主としての考えについて
2. ゴミ削減の取り組み方法について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(13人)

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 零 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員(1人)

- | | |
|----|-----------|
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
|----|-----------|
-

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 説明員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事(税務課長事務取扱) | 遠 山 潤 造 君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 馬 場 均 君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 武 士 沢 忠 正 君 |
| | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼 澤 修 二 君 |
| | 健康推進課長 | 太 田 明 雄 君 |
| | 会計管理者(会計課長) | 井 畑 淳 一 君 |
| | 農 林 課 長 | 極 檀 浩 君 |

建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村 太平君
三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村 哲也君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田 晃君
委任説明員 事務局 長	極 檀 浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育 長	慶長隆光君
委任説明員 事務局 長	櫻井 学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主 幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

1. 松尾町政二期目における、三戸町復活に向けての社会構造構築について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

今新型コロナウイルス感染症とロシアのウクライナへの侵攻により、世界の状況は不安と恐怖の中にあります。ウクライナの民間人の多くに犠牲者が出ているというふうに報道がなされており、非常に残念な気持ちであります。ロシアは、フェイク情報であると情報公開を拒絶し、メディア排除をしようとしているという状況下の中で、この情報社会の中で、原発攻撃、また原発の抑制の中で、異常事態があった場合の情報が入ってこない、そのような怖さもあるというふうに感じているところでもあります。今後の状況を私たちはもっと注視していかなければならないというふうに感じています。

そしてまた、私たちの住む日本は大丈夫なのか、安全なのかと。輸入に頼っている私たちの食や生活はどうなっていくのかなと非常に不安は大きくなるばかりであります。だからこそ私たちは今後の未来を考え、そしてまた町の未来を共に考えていかなければならないというふうに感じております。

それでは、私の今回の質問をさせていただきたいと思います。1点4項目となります。執行部の皆様におかれましては、誠実にかつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

2期目松尾町政、三戸町復活に向けての社会構造構築について、いわゆる三戸町の振興についてであります。松尾町政は、令和2年12月に2期を迎え、通算6年目となりました。新型コロナウイルス感染症の流行は全世界へと拡大して現在に至り、様々な行動が制限される中、私たちを取り巻く環境は大きく変化をしております。私たちが暮らす三戸町においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方がいらっしゃるというふうに認識をしておりますが、負けずに、三戸復活に向けて力強く取り組んでいくことが必要であるというふうに考えております。

このような中、町がこれまで取り組んできた以下4点について、現在までの経過と状況の分析、現状の分析、令和4年度の計画と今後の予測などについてお伺いします。

1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,481万円投入し、アップドームに設置したコワーキングスペースの状況について。

2、お試しサテライトオフィスの状況について。

- 3、病後児保育ジャブの状況と今後の取組について。
- 4、地域商社S ANNOWAの状況と読売広告社撤退後の運営について。
お伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、久慈議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、1点目のアップルドームに設置いたしましたコワーキングスペースについてであります。コワーキングスペースS ANNOHEは、新型コロナウイルス感染症の影響により地方移住への関心が高まる中、アフターコロナを見据えた移住促進及び起業、創業の推進を図るため、令和3年4月29日にオープンをしております。自治体が設営をするコワーキングスペースとしては県内初であり、施設の概要や機能、利用方法についてはホームページや広報等による周知を行ったほか、5か月間の無料期間を設けるなど、利用の推進を図ってまいりました。

開設から11か月が経過いたしました。当初の目標利用者数1,400名に対し、今年2月末時点の利用者数は671人となっております。利用者の内訳は、町民が61%で、県内市町村の方が36%、県外の方が3%となっております。また、利用者の属性別では、一般が54%、高校生が41%、大学生が5%となっており、幅広い年代の方にご利用いただいております。

また、青森県をはじめ県内外の10自治体と民間5社が視察に訪れており、リモートワーカーを対象とした施策への機運の高まりがうかがえるところであります。このほか、青森県が実施したリモートワーカー等移住促進モデル構築事業を受託した町内の事業者がコワーキングスペースS ANNOHEを活用して実施した事業では、お試しリモートワーカー5名を誘致したほか、動画編集講座では13名の参加をいただくなど、多様な利用が図られております。

利用者の声といたしましては、通信速度も速く、自宅よりコワーキングスペースで仕事をするほうが集中できて効率的という声や、帰省した際に仕事ができる通信環境があり助かった、また出張の合間に立ち寄りやすく利便性がよいなどの声をいただいております。様々な業種でお仕事をされる方のご利用により、コワーキングスペースS ANNOHEから誕生する新たなコミュニティや異業種間交流の始まりなど、町民への波及効果はもとより、関係人口の増加につながるものと考えております。

次に、2点目のお試しサテライトオフィスの状況についてであります。お試しサテライトオフィスは、ITを活用した場所にとられない働き方の推進と雇用の創出を目的に、平成29年3月1日に供用開始しております。これまで24組35名が利用し、このうち1名の方の移住につながっております。また、これまでの利用者アンケートでは、施設の通信環境、居住性に評価がある一方で、県内でビジネスができるかを判断する情報が不足している、冬場の生活に不安があるなどのご意見をいただいております。

来年度、町が計画しておりますコワーキングスペースS ANNOHEとお試しサテライトオフィスに共通する施策についてであります。IT企業の誘致や移住施策に実績のある先進地を視察し、今後の事業展開の計画に活用してまいります。また、IT企業とのマッチングイベントに参加し、企業の地方進出やリモートワーカーの移住の可能性を模索してまいります。さらには、同様の事業を実施する市町村との連携により、コワーキングスペースの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

リモートワーカーの増加は、都市部を中心にさらに加速するものと見込まれており、国及び県では地方への移住やサテライトオフィス進出に向け、企業、個人を対象とし

た交付金制度の充実やイベントセミナーの開催などの支援を強化しております。町といたしましても、これらの支援策を有効に活用し、移住促進と起業、創業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の病後児保育ジャブの状況と今後の取組についてであります。利用状況につきましては、令和2年度の利用登録者数は49名、利用延べ日数は2日、令和3年度の利用登録者数は69名、利用日数は延べ20日となっております。

令和2年10月5日の開設以来、乳幼児健診や絵本プレゼントでの施設PR、近隣の小児科やスーパー、公共施設、保育施設等へのポスター掲示、情報紙の作成、配布、月1回の施設開放等、町内外に対し積極的に周知を行ってまいりました。また、施設内は季節に合わせた装飾を行い、保護者とお子さんが気軽に利用できるような楽しくアットホームな雰囲気づくりを心がけております。病後児保育施設ジャブの認知度は、確実に上がってきたものと考えております。

今後の取組につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当初計画の三戸中央病院から現在の場所での実施に変更した経緯もあります。いまだに終息の見通しが立たない現状においては、保護者が安心して利用できる現在の環境での事業実施を考えているところであります。

次に、4点目の地域商社SANNOWAの状況と読売広告社撤退後の運営についてであります。これまでの経営状況について、また読売広告社撤退の新聞報道もあり、議員をはじめ町民の皆様には大変ご心配をおかけしているところであります。

SANNOWAは、地域ブランド、三戸製品を核とした地域産品を首都圏はじめ全国に販売して外貨を獲得し、自らも稼ぎながら地域を活性化することを目的として平成31年1月23日に設立しており、昨年12月で設立から3年が経過しております。ここ2年間は、販路開拓のための商談ができないばかりでなく、加工品や一次産品の既存店での流通量が減少する中で苦戦を強いられておりましたが、それでも第3期はふるさと納税返礼品に軸を置いた安定的、継続的な経営を求め、新たにかじを切り、取組を始めた1年でありました。

第3期の純利益は損失を出している状況にありますが、補助金を除いた売上げは、第1期519万円、第2期1,838万円、第3期2,232万円と増加していることも事実であり、3年後の黒字化は期待できるものと考えております。また、その実現のためにはふるさと納税返礼品だけに頼ることなく、もう一つ柱となる事業を見いだすことによって、より安定した収入を確保していくことが必要であると考えております。

次に、読売広告社の撤退後の運営についてであります。第3期の純利益が損失となったことから、設立時に取り交わした契約条項により、残念ながら撤退という状況となってしまいました。設立時から大変お力添えをいただいていた読売広告社が共同出資者として申出をいただくことがなければ、現在の形でのSANNOWAの設立はなかったものと考えております。町といたしまして、これまで以上に責任と危機感を持って運営してまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりますが、私が町政を担わせていただいてから2期目の折り返しを迎えました。これまでの6年間は、三戸復活に向け、町民の皆様からの叱咤激励を受け、取組を進めてまいりました。昨今の緊迫する世界情勢や新型コロナウイルスの感染拡大など、地方を取り巻く環境は常に変化をしております。今後におきましても、私自身、これまでどおり町民の生活を守り、新たな視点から町が発展していくことができるよう全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○11番（久慈 聡君）

町長のほうから大体話は聞かせてもらいまして、ある程度納得する部分もあるので、確認のために何点か質問させてもらいたと思います。

まず、コワーキングスペースに関して質問させてもらいます。まずは、前置きになるのですが、追加で質問する前にですけれども、コワーキングスペースはコロナ対策として地方創生臨時交付金を使っていった事業というところから、コロナが原因でというふうな答弁はお控えしていただきたいなというふうにお願いします。

それでは、質問します。想定していた利用数や利用年代、それから継続利用時間帯を教えてくださいなというふうに思っています。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

コワーキングスペースを利用した、想定した利用数、年代、継続利用の時間というご質問でございます。当初の年間利用の見込み数は、町長答弁にもありましたように1,400人で見込んでおりました。年代別の見込みは立てておりませんでしたので、属性別をご紹介させていただきたいと思いますが、属性別は高校生、大学生、一般で分けておりました、高校生が1,400人のうち40%、大学生が15%、一般の方が45%の利用になるものと見込んでおりました。

継続利用時間につきましては、平日と休日で滞在時間が変わるとは思いますが、平日は高校生と大学生、大学生はオンライン授業等での利用というのもあるかなというのを想定しまして3から4時間、一般の方は1時間から2時間というふうに見込んでおります。休日は逆に大学生の利用が少なく、高校、一般の方の利用として3時間から4時間ということを見込んでございました。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。想定した時間等も分かりましたし、計画も分かりました。高校生、一般、属性のほうの実績に関しては先ほど町長答弁もありましたし、データでいただいておりますので、分かります。平日と休日に関してだったりとか、その辺の実績等というのは調べていらっしゃいますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

平日と休日の実績のほうを調べているかということでもよろしかったですでしょうか。では、月に2回ほど利用料の集金のほうを行っておりますので、その際に利用別、申請書のほうを利用者には出していただいております、いつにどういう方が利用しているというふうな把握は月ごとにまとめてございますし、それを1か月まとめて、利用者が一般は何人、高校生何人、大学生何人というふうな集計をしております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。平日の利用、休日の利用の目標というのですか、想定したものがあるのであれば、それに対してどうなのかというところも後で調査していただければいいなというふうに思いますので、そこをお願いします。

それから、町長の答弁にもありましたけれども、町内外の比率等をちょっとお話しされていたのですが、もう一回確認したので、もう一度町内外の比率を教えてくださいな。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、見込みのほうでご紹介いたしますと、町内と町外の割合は、当初は8割5分、85%、15%、ほとんどの方、町内の方が利用するものと見込んでおりました。実際には町内の方が6割、外の町外の方が4割と、町外の方が予想よりも多く利用したというふうな実績となつてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。ありがとうございます。では、予定とは違って来たということが分かったということでもあります。

それでは、一応このデータをもらって少し見させてもらっているのですけれども、5月から9月までの無料期間の平均の利用者数は月の平均で97.5名と、大体1日に3.25人ということです。また、10月から2月までの平均利用数は56.2名、半分ですね。1日でいうと1.87人という形で、約40%の減をしています。これについての理由等は何かお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

無料期間終了後の40%減になった理由というところでございますけれども、まずは無料の期間というのを4月の26日のオープンから9月の30日まで約5か月間実施しておりました。まずは、その無料期間が終了したことが減につながったものが1つと、あと有料期間になってから見学者という数がそれまで29人、前半は29人いたところから2人に見学者が減っていること、あとは一般の方の利用者数、これは無料期間であると月55人あったのですが、10月以降の有料期間になってからは月平均で25.2人と半分ぐらいに減っている、これが40%減になったというふうな影響だと考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

一般の方が半分になったよということは分かります。見学者が29名から2名になったというのは、27名減ということも分かります。これは高校生なのではないかなと私は思っていたのですけれども、無料でなくなったことによって高校生等の利用が少なくなったのではないかなと私は思っているのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

高校生の利用につきましては、当初10月、無料から有料に切り替わると利用は少なくなるのかなというふうな予想は立てておりましたけれども、実際の利用というのは月によって大きく変動しておりまして、例えば6月、11月、2月、この時期に大きく高校生の利用が伸びております。これは恐らくですが、テスト週間であるとか、そういうふうな利用というところでの勉強をするための利用でここが伸びているのかなというふうに考えておまして、それ以外の月というのは、若干の変動はございますけれども、有料、無料にかかわらず利用のほうは、ある程度の需要というのではあるのかなというふうには感じております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

高校生の利用が6月、11月、2月が増えているというところで確認しました。私がもっているデータでは、5月から9月30日までは大体平均して100人ぐらい、ざっくりですね、使っていると。10月からは、10月、11月、12月と38人、90人、56人、25人、72人というふうになっています。11月くらいからどんと減っている。だけれども、11月から90人、56人、25人というところと2分の1、2分の1、1月までは4分の1になっていると。2月、どんとまた70人になっていると。これは今高校生が増えたから70人になっているというふうに分析しているということをお聞きしましたが、11月、12月、1月はどんどんと下がってきているのに関しては、何か分析はされていますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

11月以降の利用者の減、2月には増えているというところは、先ほどご説明しましたように、高校生の利用というところの影響が大きく出ているかなと考えておりました。11月、2月に多くあるのは、まず高校生の影響が大きいのかなというふうに考えております。11月、高校生で見ますと44人、12月が25、1月、9と下がってきておりました。2月になると55と急に上がっております。これは全体の利用の人数とも比例しておりました。11月が90人、2月、72人と突出しているところは、高校生の利用が影響しているのかなというふうなことを考えてございます。

また、大学生のほうも利用が、若干ではあるのですけれども、それまで1人、2人のところが2月になりまして8人と増えてございます。これは、大学生が春休みになって帰省して利用した方もいらっしゃるのかなというふうに見ております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。分析もされているということです。結果として予測していた予定日数に対して、大きな変動はなかった。ただ、町内外に関しての変動はちょっとあったよというようなところなのかなと思います。また、高校生を主体にした、主体というのは、高校生にターゲットを置いてみた場合に休みが影響しているということも分かりました。ここまで分析されていたというのであれば、来年度、次年度4月からはどのような形で、市としてはこのコワーキングスペースを利用させていただきたいと考えて計画を立てていらっしゃるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

新年度に向けてどのような形での取組を考えているかということでございます。今年初めてコワーキングスペースの開設をいたしまして、高校生から一般まで幅広い年代の方にまず利用をしていただいております。施設の存在を知っていただいて、利用していただくということが一番大切なのかなというふうに考えておりました。コワーキングスペースにつきましては、リモートワークの利用のみならず、このような施設があれば仕事がスムーズにできるということ以外にも、コミュニティボードを使いまして、そこに名刺を貼ったりコメントを残すことで、それを見た方、興味のある方と新たなつながり、人とのつながりとか、あと仕事の相談とか商談等にもつながる可能性も秘めているということで、新たな人脈形成の場としても期待しているところでございます。

来年度につきましては、IT企業の誘致や移住の促進、実績のあります県外視察等を予定してございます。また、今後の事業のほうの展開をにらみまして、IT企業とのマッチングイベント等にも参加していきたいなというふうに考えてございます。そ

のような取組をコワーキングスペースなり取組のほうに生かしていきたいと考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

町長の答弁からもその話を聞いたのであれなのですけれども、IT企業だったりとか県外視察、それからマッチングイベント等、分かります。私たちの三戸町は青森県の県南にあって、東京とは違うというところもあって、私たちの地域でできる場所、強みというのですか、そういった部分として考えていかなければならない部分もあるかと思えます。その中で、今回データはどのようなかと聞いたのは、どのように評価しているかということなのです。それにつけてどのように次の計画を立てて実行していくかということ、PDCAがきちんと回っているかどうかの確認をさせてもらったのですけれども、実は私のほうは、この事業に対して、工程に対して積極的な立場では私はありませんでした。ただ、今後の動き、今後の働き方の変化だったりとか、それに対応する三戸町も新たに取組んでいくものというふうに考えています。そして、この事業に賛成したという形になります。

コワーキングスペースが有意義に活用されているか、私たちは確認していかなければならないというふうに私は考えておまして、ホームページでは、この事業はテレワーク、勉強、コミュニティの目標を掲げています。令和2年の11月の業務の目的を次のように述べています。利用者相互の交流の活性化を通じ、にぎやかなまちづくりの推進並びに事業所の誘致及び移住、定住を促進するため、コワーキングスペースを設置するというふうにあります。実際にこの目標に対して、きちんと同じ、この目標というか、目的に対して施設がちゃんと運用されているかどうかの確認として、イエス・ノーでもいいので、答えてもらいたいのですけれども、まず1つ目としてはにぎやかなまちづくりができていますでしょうか、2つ目としては事業所の誘致及び移住、定住はできたのでしょうか、これを2つイエス・ノーで答えてください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2点ございまして、まずにぎやかなまちづくりができていますかというご質問でございます。町民の方が町外の方とつながって、そこから新しい仕事とかアイデアが生まれて、活気あふれる町を目指しているもので、このにぎやかな町を掲げてございます。コワーキングスペース、その役割の一端を担っているものと考えておりますので、目標に沿って進められているのではないかと考えてございます。

また、事業者の誘致等につきましてですが、これまで事業者の誘致とか移住、定住の実績はございませんので、今後の課題であるというふうに考えております。しかし、昨年12月になりますが、青森県の東京事務所を通じまして、町がこれまでやってきましたコワーキングスペースであるとかお試しサテライトオフィスなどの施設を整備していること、あとはテレワーカー育成推進事業等にも取り組んでまいりました。これらのことに企業が興味を持っていただきまして、今度ちょっと利用してみたいなというお話も聞こえてきております。そういうことを考えると、町の取組ということがほかにも注目されてきているのではないかとというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

前向きな回答でよかったなと思います。実際に、質問としてはあまりいい質問では

ないのかもしれないですが、きちんとした目標があって、それに対して町として動いているということが明確になったかなと思います。ただ、もう少し、この次にも追加質問させてもらいますけれども、サテライトオフィスに関してもそうですが、今後に向けて、私たちが思っているところ、目的というのを見失わないような形で頑張っていければなというふうに思いますし、それをやっぱり私たちは随時確認していかなければならないというふうに感じていますので、よろしくをお願いします。

それでは、サテライトオフィスのほうに関してもちょっと質問させていただきます。まず、サテライトオフィスに関して、6年が経過するという形になるかと思えます。その中でテレワークに関する実証実験として調査をしているという形になっているかと思うのですが、先ほど24組34名、そして1名が移住したという形になっていたかと思えます。これに関しての想定の数値だったりとか実績に関して、これは満足しているものなのでしょうか、お伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

それでは、サテライトオフィスの目標値というものについてご紹介したいと思えます。

まず、平成29年1月から供用を開始いたしましたお試しサテライトオフィスでございます。初年度の利用が11組15人ございました。これを目標値といたしまして、毎年10組15人程度の利用を見込んでおりました。実際の利用につきましては、30年度が4組4人、令和元年度が7組13人、令和2年度はゼロ、令和3年度、今年度は2組3人がございました。また、今年度につきましては、利用にはつながりませんでした。相談連絡というのが2件ございました。

稼働率についてですが、年間10組が1週間程度利用すると考えると、10組の7日ということで年間70日を見込んでございます。率にして年間いきますと20%の稼働率というふうに見込んでおります。これを見ますと、平成29年度、年間の延べ利用日数が253日ございました。稼働率でいけば69.3%。平成30年度は年間39人で10.7%、令和元年度は年間で19日、5.2%、令和3年度が9日間で2.5%となっており、数値だけで見ますと、目標のほうは達成できていないかなというふうに感じております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

目標が達成できていないということが評価として分かっているということであるかと思えます。サテライトオフィスに関して、来年度に関しては、何か新しいプランとかは立てていらっしゃるでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

来年度の事業として考えているものというご質問でございます。こちらのほうは、先ほどコワーキングスペースとサテライトオフィス、これは同様の事業として来年の事業を考えているものがございます。町長答弁にもありましたように、IT事業者の誘致に向けまして、先進事例のある自治体の視察とマッチングセミナーの参加、そういうものへ参加して、積極的な誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

また、まだまだITスキルというの乏しいと言われる県内におきまして、お試しサテライトオフィスとかコワーキングスペース等の企業が関心を寄せる施設を運営しておりますので、町としては、この利用の促進を今後も図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

コワーキングスペース、それからサテライトオフィス、同じような事業であるよという形で考えて、最終的にIT企業とセミナーをやっていきたいと、そして視察していききたいということで答弁をいただきました。コミュニティを図るに關しても、ボードに書かれてやっていると。先ほど来話しているのが高校生、一般、50%、50%ぐらいで使っているのがあるのですけれども、その中のコミュニティということになりまだけれども、実際にそこはコミュニティになっているのかなというところが私の中で大きな疑問点がありまして、どっちにしろ利用頻度が少ないのではないかなというふうな部分もあったりとか、成果があるのかなというような心配があって、今回私は質問しています。

町長が考える三戸町の振興、三戸復活のために本来の目的を達成できているのかというふうに私は考えているのです。特にコワーキングスペースの目標に適した利用がされているかというところですね。利用者の約半数が高校生、大学生の学生であって、学生と一般のコミュニティが生まれているのでしょうか。そこがちょっと私は疑問点なのですけれども、その評価はされていないのではないかなというふうに思います。

時間利用に關しても、土曜、日曜の平日で調べているということで、先ほどお聞きしました。それによってどう考えていかなければならないかだったりとか、コワーキングスペースもサテライトオフィスも基本的にはつくった箱であります。その箱を利用するのを待っているということではなくて、呼び込むための来ていただく魅力づくりというところを、ITの企業に来ていただけるような形でセミナーをするだったりとか、やられているかと思います。この魅力をもう少し町内外に発信していただきたいですし、そしてこの魅力を多く伝えることによって本当のコミュニティが生まれる、そこから新しい事業が生まれるということが本当の希望なのかなというふうに感じています。せつかく場所をつくったのであれば、そこを使っただけのようにしてもらいたいというふうに思います。

今回を数字を見させていただきまして、有料になってから今の現状があって、分析もされているということで、新しい事業も行うということで確認できました。また1年後、この場で質問させてもらおうかなと考えているのですけれども、同じような数字が出されて、同じような回答が出ないように対応してもらいたいと思いますし、私たちから見ると、使ってほしいなというふうに願う施設にするのではなくて、使いたいなと思っただけのような施設になるような仕組みをつくっていただきたいなというふうに期待いたします。

それでは、次のほうの質問に入らせていただきます。3つ目です。病後児保育の件です。前回、令和2年12月にもちょっと一回質問させてもらっていました。15か月前です。当時登録者が40名、利用者ゼロだったのですけれども、2年は49人の実績2名、令和3年は69名の20名となっていることが確認できました。現在までに職員の入替えだったり入所、退所、そういうことがあったかどうかお知らせください。私が前回聞いたときには、保育士が正社員1名、会計年度のフルパートが1名、会計年度のパートが1名、看護師は会計年度のパートが2名だったと思います。それから、人員変更等も含めてどういう状況だったのか教えてください。

○住民福祉課長（馬場 均君）

病後児保育施設ジャブの職員の状況についてでございます。ご質問にありました令

和2年度における職員は、正職員が1名、会計年度のフルの職員が1名、会計年度のパートが1名、こちら保育士ですね。看護師につきましては、会計年度のパートが2名の配置になっておりましたが、現在は保育士につきましては正職員1名、こちらのほうは他の施設との兼務という形に現在はなっております。あと会計年度のフルの職員1名、こちらは変わっておりません。あと保育士の会計年度のパートの職員、こちらのほう、前は1名でしたが、現在は2名と、1名増えてございます。あと看護師につきましては2名ということで、人数は変わっておりませんが、人員自体は入れ替わりが1名ございました。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

現在正職員の方で、他の施設の兼務ということのようですね、こういった形で兼務になっているのか、兼務場所等を教えてください。

○住民福祉課長（馬場 均君）

現在中央児童館の館長がジャブの正職員を兼務しているという形になっております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

これで特に問題ないと判断されているのでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

問題なく運営されているものと考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。今後また調査していきたいと思っています。

また、次の質問に行きます。前回で話をしたときに、週1回のチーム会議というのを住民福祉課とされているということだったのですが、今現在も行われていますか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

前回の質問時点で、住民福祉課を含めた週1回の会議という形でお答えをしていたと思います。この時点におきまして、ジャブの正職員が住民福祉課の職員扱いという形で、ジャブのほうの業務を行っていたということがございまして、住民福祉課と週1回のチーム会議と、他の職員の会議を行っていたということでしたが、現在はジャブの職員全員によりまして、週1回の会議のほうを行っているという状況でございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

住民福祉課の方が前回正職員だったということですが、その方との会議というものと、それから今現在の会議でどのような差異があって、なぜそういうふうになったのか教えてもらいたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

先ほど申し上げましたとおり、当時のジャブの正職員という形でお知らせした職員につきまして、その際の所属が住民福祉課であったということで、住民福祉課の職員が入ってチーム会議を行っていたというお答えになったものと考えております。現在は、中身は全然変わってなくて、全職員集まって週1回会議をしているということでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

住民福祉課との会議を行うということは、前は利用料のことだったりとか、今後のことの対応についてどうしていいかという部分に関しての話合いを住民福祉課主体でやっている会議というふうに私は認識したのですけれども、そうしますと、逆に言うと今現在は住民福祉課は主体性を持って会議しているわけではなくて、ジャブ自体で運営等も含めて会議を行っているということでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

ジャブの職員が全員集まりまして、例えば若干の研修も含めまして、今コロナとかが様々問題になっていますので、消毒の方法ですとか、そういったことの研修も含めまして、週に1回集まって会議の方向になっているということでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

では、住民福祉課は会議をしないという形で考えます。分かりました。ちょっと違ったなという感じなのだけれども。

では、質問を変えます。前回職員8時間の業務に関して質問しました。そのときに、週1回のチーム会議を行っている、それから随時報告を住民福祉課のほうに話をしているということを答弁されています。私の認識では、まだまだ未熟だから、住民福祉課の中である程度イニシアチブを取って会議を行って、そしてその状況を報告していただくということも含めた形で業務を行っているというふうに私は答弁をもらっています。

また、正職員は何をやっているのだと聞いたところ、物品調達や支払いの証書の作成と言っています。それから、常勤職員に関しては電話の対応、来客の対応、館内の清掃、園庭の草取り、館内の雰囲気づくりの内装、装飾づくりというふうに聞きました。当時はスタートだからしょうがないのかなと思いますけれども、20日間掛ける常勤2名、パート3名、十二分時間があるというふうに考えます。これに関して検討をお願いしますというふうにお願いしていました。現在の業務に関して、変更や追加業務、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

現在のジャブの常勤の職員についてということになりますけれども、正職員は先ほど申し上げましたけれども、他の施設との兼務ということになりますので、実質的にジャブで本当の常勤というふうな形ですとおられる方というのは、フルタイムの会計年度職員1名という形になってございます。

パートの職員の方につきましては、ほぼほぼ利用者がある場合、あとは正職員が休日の場合、ジャブ自体が月曜日から土曜日までやっていますので、1日は必ず休日と

いうふうな扱いになりますので、そのときの代わりの際ですとか、あとは週1回の会議のとき、それもパートの方は2時間だけという限定で来られているということでございますので、職員の時間が十二分にあるというふうな状況ではないと。通常の施設の管理ですとか、受付ですとか、あとはもちろんPRの業務ですとか、そういったものをやるところでいっぱいいっぱいというか、一生懸命やっただいていてというところがございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、これを受けてもう一度教えてください。今現在と前回とどのように変わったか聞きたいので、前は1年前、15か月前、正職員は1名で8時間、会計年度フルでも8時間1名、会計年度パートは1名でした。1日何時間、看護師も2名、何時間という形で教えてもらいたい。また次に、今の現在、今聞きました正職員、保育士はほかの施設と兼務だから50%、基本的には4時間掛ける20日間ということになるかと思えます。会計年度フルは8時間掛ける20日間ということです。会計年度パートは会議のとき2時間、利用者があるときだけ、看護師は2名いるということでありました。会計年度のパートが前回から1名増えたのは、正職員が50%だからかもしれないけれども、それも含めて、これを受けてどうなっているのか教えてください。

○住民福祉課長（馬場 均君）

雇用形態ということですが、正職員につきましては当然8時間でございます。フルの会計年度職員、こちら8時間ということになります。あと会計年度のパートの職員につきましては、それぞれでの規定ということになっておりますので、細かいものについては今手元に資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

会計年度パートに関しては保育士の話と私は聞いているのだけれども、看護師も同じという認識でしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

同じです。

○11番（久慈 聡君）

前回は聞きましたけれども、今現在も、そうしますとぎりぎりの状態で運営をしているというふうな状況下の中で病後児保育施設ジャブは運営しているというふうな認識であると思っているということですね。私はそう思っていなかったものですから今回質問したのですけれども、非常に差異があるのだなと感じました。

前回、同意書の内容だったり、医療行為について、またその他の指摘事項に関して修正されて運用されていることが確認できております。このことについては非常によいなと感じています。ただ、根本的な利用者の目線での改善部分というのが少し少ないのではないかなと感じています。需要や要望があって病児保育施設をつくったわけでありますから、もっと利用があってもいいのではないかなというふうにも感じます。利用者側から施設運用、運営に関しての提案だったりとか、お願いだった

りとか、改善してもらいたいというふうなことが、利用者側から何かあったかどうかお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

利用された方からのご意見、提案ということであったものでございますけれども、ジャブのほう当初、利用料の支払いのほうは、役場のほうの会計窓口でお支払いいただくということとなってございました。こちらにつきまして、現在ご要望がありまして、施設のほうでお支払いいただけるような取扱いとしてございます。今提案があった改善されたものというのはこのぐらいかと思えます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

この件は、私が前回質問した内容の一つであります。なので、対応していただいているのは、要望ではなくて私のほうから話が出た部分ではないかなと私はちょっと思っているのですけれども。ほかの支払いの件もそうですけれども、どう質問したか覚えていないからあれなのですけれども、利用者が使うに当たって、利用者の契約書等、まず最初に登録します。使ういろんな荷物を持ってこなければならない、それから服薬があれば与薬表作っていかなければならない、医者からの準備のものを持ってこなければならないなど、いろんな条件の入っている中で、たしかあったと思えます。その中で、以前は町は保障しないよみたいな話のものだったとかを直していただいて、今現在運用されているというふうに感じています。なので、これ以外に要望等はなかったかどうか、もう一回お聞きしたいと思えます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

現在のところ特に聞いておりません。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。三戸町は、病児保育事業のうち病後児対応型をやっていますね。その中で、病児対応型、また体調不良児対応型、訪問型、このような事業があるのですけれども、事業拡大はお考えではないでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

病児保育等に関しましては、病気の急変ですとか、そういった場合の対応ということで、小児科の先生ですとかの配置ということを考えないといけないというところもございますので、そういった体制が整うまではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

病児保育に関しては分かりました。体調不良児対応型だったり訪問型は。

○住民福祉課長（馬場 均君）

その他の事業拡大についても現在のところは考えておりません。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

町長答弁からもありましたけれども、コロナの関係もあって、病院のほうに移動するのはなかなか難しいということで、くぎの刺さるような感じの答弁だったので、私は逆に、なぜ旧中央保育所なのかなというふうに感じています。場所的にいいのか、いろんなことがあるのかもしれないのですけれども、利用者側の要望というのはやっぱりあって、私は、現在ではその要望に応えていないのではないかなというふうに感じています。小児科という限定もあるかもしれないですけれども、できれば中央病院だったりとか、敷地内だったり、近郊に移るとか、そういうことも考えてもらいたいなというふうに思っていますけれども、そういった移動等も考えていらっしゃらないですか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

場所につきましてですが、当初三戸中央病院の2階の病棟のほうを活用して実施するという予定があったかと思えます。そのことにつきましてもお知らせしていたと思いますが、コロナの関係の感染拡大というところがございまして、安全な環境ということで現在の中央保育所のほうの場所で実施することとなって、現在に至っているというふうに考えております。当初病院でやろうというふうなところもありましたので、今後のコロナの感染状況というところにもよりますけれども、できればできるだけ早く中央病院のほうへの移転ということで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

町長のほうに質問したいと思えます。

私は、利用者の利便性を高める必要があるというふうに感じています。必要だからつくった施設だと思っています。確かに利用する方は少ないほうがいいというふうな考えもあると思えますけれども、ただそこで働く人たちはどのように考えているのかなど。また、利用する人たちは満足しているのかなとか、病後児保育だけでいいのかなとか、病児保育や体調不良型だったり、訪問型のサービスができたらいいのというふうに考えている方は町内にもいらっしゃいます。

今の病後児だけのサービスとしては不足なのではないかなと私は考えているのですけれども、またよりよいサービスにつなげられるような、病児の保育ができるようにする考えというのは、町長として、課長のほうは今のところないというようなことを答弁されましたけれども、町長としては、今後に向けてそういったお考えはどうか。どのように考えていますか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、今後のジャブの運営というものをもっと拡大していったら、利用される町民の方々にもっと喜ばれるのではないかという、そういうことなのだとして理解してご説明申し上げます。

まず、病後児保育、これは実際にこの制度が始まった際に、1つの自治体の利用者だけでは、これは全く運営できるレベルではないということで、何町村も集まった形で広域でやるのがベストでないかということで県内で始まったのが最初でございま

す。そのときは五所川原市が始まった最初なのですが、その後国のほうで、そういうことではなしに、いろんなところでこれはやっても、できるのであればやられたらどうかという、恐らくそういう意味合いだと思うのですが、制度として補助金の制度もできました。そういったことを受けて、三戸町としても、働きながら子育てをする人の皆さんの負担を幾らかでも軽減したいということで、病後児保育という事業を進めてきたわけでございます。

もちろん当初の計画は、三戸中央病院という中に場所を取って、看護師であるとか、そういった方々も安心して病院に勤めてもらえるように、そういった施設を利用することで相互の効果が高まってもらえればいいなという思いはありましたが、いかんせんコロナの感染ということになりまして、病院はもう戦時下といいますか、コロナの患者も受け入れることになりますから、そういったことであれば、やはりこれは分けたほうがいいだろうということで、中央児童館の場所に動かさざるを得なかったということでございます。

そういったことで、効率化とか経費の分もいろいろ考えなければならぬところではありますが、基本病後児あるいは病児保育、これは単独の自治体、まず1つの施設で受け入れる人数というのはそんなに多くなりませんし、そのための人をどのように配置をしていくかという、またその財源をどうするのかと、いろんな部分で制度の研究を、また効果の対策等をどのようにやっていくかと、いろいろ考えていかなければならない部分だと思っております。現下のコロナ禍、まだまだ終息ということにもなっていない状況の中では、現在の中でのサービスの提供ということをもまず念頭にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○11番（久慈 聡君）

元は病院からできたということもありますけれども、現在コロナの状況があるからということで、コロナが終息してきたら病院に戻すということを考えているということが確認できてよかったです。

また……何かありますか。そういうことではないのかな。

○町長（松尾 和彦君）

お答え申し上げます。

コロナが終息すれば戻ることについては、私は発言はしてございません。流れとして、中央病院に設置をしようということでスタートはいたしました。状況変化がありましたので、現在の場所ということになりましたということまでしかお話ししておりません。

○11番（久慈 聡君）

では、コロナが終息したらやるということではなくて、その中で先ほどの話の中では、三戸中央病院のほうに戻っていければいいというふうに課長からも話がありましたけれども、町長も同じ考えなのかなというふうに思ったのですけれども、そうではないということであれば、またちょっと考えが変わるのですが。先ほど来話ししている整備の問題、それから経費の問題、それからそういった問題、効率化というのですか、話が出ましたけれども、私は雇用案を先ほど話しして、後から課長のほうからデータをもらおうと思っております。

雇用に関しては、看護師の会計年度のパートは、利用者があるときだけ来てもらう、会議の時だけ来てもらう、これは雇用としてどうなのですか。私はちょっとあまり労

働に関しては詳しくはないですけれども、そういう雇用体制でいいのかどうかと私は考えますし、来てくれている方にも生活もあるし、給料も支払わなければならないと考えたときに、それでよいのかなという疑問点があります。

なおかつ三戸中央病院であればお医者さんもいることですし、病児がなかなかできないということだとしても、前向きに考えていけば病児も含められるだろうし、もしくは問題があるのであれば、先ほど来話ししていますけれども、訪問型ということも考えてもいいのかなというふうにも感じています。

今ある制度がどうのこうの、悪いということではなくて、今ある制度に対して利用する側が満足しているのか、そこで仕事している人たちが満足しているのかということについて、私は疑問符があるから質問しているのです。できれば、三戸復活のために、今回は病後児だけということではなくて、前向きな、病児も含めて考えていきたいという回答を望んでいたのですけれども、そうではないというのでちょっと残念な気持ちであります。まずは、この状況だったりをもう少し確認して調査して、そして次の質問につなげていきたいというふうに思います。

それでは、地域商社のほうの質問をさせていただきます。非常にコロナの件で問題があって苦戦しました。第3期はふるさと納税に力を入れます。読売広告も撤退という形で答弁をもらいました。まず、最初から質問させていただきます。SANNOWAは、三戸町と読売広告の共同出資で設立されましたけれども、町からの役員関係は、副町長以外の誰かいらっしやいますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

副町長が取締役以外には、監査役として会計課長が就いてございます。以上です。

○11番（久慈 聡君）

設立から3年になって、三戸町はどのようにSANNOWAと関わりを持って、具体的な役割、業務分担、それから運営会議等、詳細を教えてくださいなと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

これまでの関わり方というご質問でございます。これまで毎月1回取締役会が開催されておりまして、これには取締役であります副町長と、あとオブザーバーとして担当課長以下担当職員を含めまして二、三人で毎月出席をいたしまして、会計士による監査後の収支状況と活動報告、新商品に関する意見聴取などについて話し合いを行っております。国の交付金を活用して三戸製品を商品化いたしまして、それを中心に首都圏に販売することで、外貨を獲得することを目的としてSANNOWAを設立しております。

第2期まで、展示会、販売イベントにも積極的に参加して売り込んでまいりました。3期目は、これまでの販売方法だけでは読売広告社の撤退がクリアできないと判断いたしまして、ふるさと納税返礼品の取扱いのほうを大幅に増やすことを取締役会で決定したものでございます。

これまで3年間はこのように関わってまいりました。地域商社の取組というのは、地方創生の新しい取り組み方でありまして、挑戦でもあります。民間の稼ぐ力というのを使いまして、地域を活性化する取組を行って、行政が苦手な部分である民間の力を使って前に進めていこうとしているものでございます。

町は、地域の課題を掘り起こし、SANNOWAの稼ぐ方法を使って、その解決を

する仕組みをつくることを目指しておりました、ふるさと納税返礼品、この取扱いもその一つでございます。SANNOWAが返礼品を開発したり、あと地域の宝を掘り起こして、新しい返礼品を見いだすことによりまして地域が活性化していくと、そういうものを期待しているものでありますし、今後もそのような取組と一緒に考えて応援、提案してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。会議も1回行われているということで、ちょっと副町長のほうに質問させてもらいます。前回の全員協議会で、SANNOWAの取締役会において、リンゴジュースであったりビールが非常に安価で売られていたということに関して、知らなかったという形で報告を受けましたけれども、これは本当ですか。

○副町長（馬場 浩治君）

全協で、今久慈議員のほうから知らなかったということは、私は自分では言ったつもりはございません。というのは、月1回の取締役会のほうで、事業等については報告を受けて、それらについてはどのように、賞味期限が近かったものに対しての売り方等々についても報告がございます。それらについても私たちのほうでは報告を受けておりますので、ほかの店舗にそういうふうなものが幾らあるとか、値下げをどれぐらいしたとか、そういうものはちょっと分かりませんが、その点、売上げを知らなかったと、売っている状況が分からなかったということはなかったと思っております。私は、それは報告を受けております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、勘違いということですね。

では、次に行きます。令和2年2月の10日、全協、SANNOWAの状況について報告がありました。令和3年度の決算では648万円損失見込みによって、読売広告社との合弁基本契約書、第3期以降の当期の純利益140万円を下回った場合には、読売広告社が保有する株を町が全て買い取るということになっており、720万円の補正をするということで説明がありましたけれども、それから現在までに至るまでの経緯を説明してください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、2月の10日の全員協議会におきまして、地域商社SANNOWAの経営状況についてご説明をさせていただいております。その際、ご質問にありましたように、マイナス648万円の損失になる見込みであることから、合弁の基本契約書に基づきまして、読売広告社撤退条件にあります保有株分の買取りに必要な金額を3月補正に計上したいというご報告をさせていただき、その後の全員協議会におきまして皆様からいただいたご意見を参考に、もう一度検討させていただきたいということで、3月補正への計上の見送りをご報告させていただいております。

経営の責任の所在であるとか株の買取り価格等の妥当性などにつきましては、専門家のほうにご意見を伺った上で、3月2日の日に監査を実施してございます。今後取締役会を経て、株主総会の開催のほうを今月下旬に予定しているところでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。私たち議員は、SANNOWAの運営や経営に対してどうのこうのと言うことはできませんけれども、町のお金を投資して運用している組織の経営状況を知るということは必要であると考えています。

今回結果として赤字になります。その報告を受けました。1年前の全員協議会で、3年目の予算のときに、開発費が少ないねとか、人件費少ないねとか、広告費はというふうに、ちょっと無理があるのではないかなと私は個人的には思っていました。ただそれでやるということでしたから運営していますけれども、しかし経営者らによる運営の結果赤字と。その結果、読売広告社に対して720万円の支払いが検討されているという事実があると。

本年度の予算計画は、昨年度と同じように私は感じています。年度末に結果報告、来年度予算、この予算で大丈夫、ちょっと私は信じ難いなというふうに考えています。少なくとも町の代表役員がいて、町のお金を資本として運用するのであれば、毎月の収支報告だったり経営会議、経営対策会議等の出席した、この状況を把握する必要があるのではないかなというふうに感じています。

私たち三戸町の町民の血税を投じて、運営は任せる、口出しはできない。口出しできるのは町の役員であると。そして、結果、12月決算ということなのですが、また3月、今日ですが、8日でも検査報告が上がっていないし、私たちはまだ知らない。赤字予測である、これでいいのかなと私は考えています。3年目はできない予算で、何か無理やり運用させて、最後には在庫を安価で販売して赤字補填をしたが、黒字にならなかったと、そういうふうな感じに私にはちょっと見えてしまいます。

本年度の予算計上に関して、予算の計画に関しては、販売員旅費ゼロ円、商品開発費ゼロ円、備品、消耗品ゼロ円、アドバイザー費ゼロ円、ふるさと納税の売上げは上がっていますが、荷造運送は減少、販売促進費は9分の1に減少して30万円になっています。私は何も言いませんけれども、経営に関しては言いませんけれども、これでいいのかなと。私の働いた血税の一部もSANNOWAに投資しています。本年度予算を見ましたけれども、個人的に何か変わっているのかなと感じています。また同じような赤字が出るのではないのと。三戸町はこれをよしとしていますけれども、どのように感じているのだろうか純粋に思います。また、これを町民に公表できるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、地域商社SANNOWAでございますけれども、設立の目的は、地域産品を首都圏をはじめ全国に販売して外貨を獲得するのだと。そして、自らも稼ぎながら地域を活性化させる、町の知名度を向上させる、そういうような取組をすることによって、町も元気になるし地域商社も元気になるというふうなことを目指してきたものでございまして、これまでの3年間というものは、商品開発数も15点、販売チャンネル数は74点、あとこれ以外にも町のPR等も含めまして、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等で、メディアのほうにも掲載されてございます。これを金額のほうに換算してみますと、新聞広告がA5サイズでいくと30万円程度とお聞きしておりまして、それが50件、50回あったということであれば、1,500万円相当の効果にもつながっていると。

今回金額等で見ますと損失ということにはなりますが、これまで目的を達成するために、開発して売るために、販売チャンネル数も獲得してございます。これらの取組によりまして、外貨を獲得できたというのも事実でございますので、町といたしましては、今後も商品開発や販路拡大、収益増に向けた取組に協力をして、何とか計画で

出されている3年後の黒字化を目指すために応援をしていきたいなというふうを考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。商品開発して販路拡大して黒字化を目指す、いいことだと思います。ただ、商品開発費ゼロでどうやってやるのかなと私は思うのですが、先ほどの質問は町民から聞かれるのです、どうなのと。私は何て町民に説明すればいいのかなと考えるのですが、町民から、赤字ですよ、読売広告社は撤退ですよ、どうなっているの、今後どうなるのと言われたら、何て説明したらいいのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、SANNOWAは、三戸町のブランド化をしようと、町のPRしようと、一生懸命頑張っております。コロナ禍におきましても、ふるさと納税返礼品、これに新たにかじを切って取組を始めて、2期目と比較しても大きく売上げを伸ばしているのも事実でございます。引き続きそのような体制を町は応援したいと思っておりますので、ぜひとも皆さんにも応援していただきたい、商品を買って応援していただきたいということでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、副町長に質問します。先ほども商品開発をして販路拡大していく、商品開発費ゼロ、そして課長のほうから応援してもらいたい、分かります。私も応援したいです。だけれども、現実としてどうなのか。私も聞かれたときにどう答えればいいのか分からないので、役員である副町長が、どうやって答えればいいのか私に教授していただきたいと思っております。

○副町長（馬場 浩治君）

今担当課長のほうからも言われたとおり、地域ブランドの製品を開発しながら、開発費が来年度ゼロだと。それについては事実ゼロという予算を立てましたけれども、いろんな方法を使いながら、これから見いだしながら開発していきたいし、また旅費ゼロだと。今の状況でどれだけ行けるか、地域を中央、今までは首都圏のほうに月何十回と行っておりました。月何回とか行っておりましたけれども、それにも行けない状況ということで、これからどうなるか分かりませんが、町のために私たちも役員たちも相談しながら、これからまた地域商社を応援させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○11番（久慈 聡君）

ブランド開発しながらいろいろな方法でやっていく、開発していくと言われましたけれども、では予算をつける必要がなかったのではないのというふうにも見えますし、何か非常に矛盾している状況の中で、非常に残念な感じですが。

これから以降、私以降もSANNOWAに関して質問をされるかと思っております。経営に関しては私たちは言えないかもしれないのですが、今この現実として、開発費ゼロですよ、それから販路拡大するために頑張りますよ、商品開発しますよ、ゼロ

円ですよ、ふるさと納税多角化して頑張っていますよ、実績もありますよ、けれども総量は昨年度より低い。現実と想定しているものがちょっと違うのではないかなと私は思います。それで町がオーケーであって、運用して、来年黒字になるのであれば、私もジュース何本か買いながら応援したいなというふうに思いますし、もうちょっと精査した形で計画を立てて、月に1回の経営会議にしてやっていければいいのではないかなというふうに私は思いますけれども。

今回、年に1回、2回の報告をSANNOWAは受けていましたけれども、逆に私が町民に説明する責任もあると思います。これは四半期に1回だったりとか、定期報告をしていただけるのかどうかお伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

SANNOWAのほうの経営状況というお話を町民のほうに周知できないかと。それを四半期単位とか、そういう形ではできないかというご質問でございます。まず、SANNOWAの取組というものに関しましては、広く皆さんに知っていただく必要があるかなと私は感じております。このようにやったこと、実績等もぜひ皆さんにも評価していただきたい、何をやったかということも知っていただきたいということもありますので、そういうふうな会報誌なるものでお知らせをするというふうなことは取締役会のほうにも提案をして、皆さんにお知らせできる機会というものをつくっていただければなと感じております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

議会も同じようなことを言われているのですけれども、議会は見えないと、見える化をしろと言われております。逆にこういった形で企業がやっていることに関しては、もっと見える化が必要なのではないかなと思いますし、町民にも分かりやすく説明できればいいのではないかなと思います。それによって賛同している町民の方もいらっしやると思います。それはお願いしたいと思います。

ただ、この事業、町民の期待を背負って行った事業であり、助成金がなくなったから、赤字になったから、これだけで判断できないものだと私は考えています。SANNOWAの運営責任は社長にあると私は思っています。しかし、町として何も責任ないのかと。私はそうは思っていない。投資して運用させるのであれば、もっと綿密な経営計画、実績監視、運用確認が必要と私は考えています。経営のプロに委託する、町で新規に助成するなど、多くの可能性を含めてからして、私は再度考えるべきなのではないかなというふうに考えています。今のままだと、私の勝手な個人的な意見であれば、来年も赤字になるのではないのというふうに心配しています。

町は、私たち町民の血税を大事に有効に使用して、SANNOWAの成果につなげる仕組みづくりを行っていただきたいと、私は強く、強く要望します。それをお願いして、今回の私の質問は終わりたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩します。

（午前11時33分）

休 憩

(午後 1時00分)

< 6番 山田 将之議員 >

1. 地域商社SANNOWAに関する新聞報道について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。
6番、山田将之君。

○6番（山田 将之君）

まず先に、風邪の症状が出ているため、昨日抗原検査のほうは陰性でしたが、マスク着用のまま一般質問させていただきます。

それでは、通告に従って私の一般質問を行います。私の質問は2項目、順に質問いたします。

1項目め、地域商社SANNOWAに関する新聞報道について。2月11日の新聞報道において、地域商社SANNOWAに関する記事が掲載されました。読売広告社撤退、町が全株式取得、運営継続という内容のものでしたが、改めて内容の説明を求めるとともに、このことについて町長の考えを伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、山田議員の質問にお答えを申し上げます。

まずは、体調不良という中で、押して議会にご出席、本当にご苦労さまでございます。

それでは、お答えを申し上げます。地域商社SANNOWAに関する新聞報道についてであります。株式会社読売広告社は、株式会社SANNOWAの設立に当たり、共同出資者を公募し選定したもので、その設立に関しては2者協議の上、平成30年12月28日付で町と合弁基本契約書を取り交わしております。

この契約書第9条には、撤退条件として、第3期以降の当期純利益が140万円を下回った場合、町は読売広告社が保有するSANNOWAの株式の全部を買い取るものとし、その1株当たりの買取り価格は、直近の監査済み貸借対照表に基づく、SANNOWA株式1株当たりの純資産額とすると記載されております。

読売広告社の撤退及び町の全株式取得は、今般SANNOWAから第3期の決算見込みが示され、648万円の純損失となることが判明いたしましたので、この契約に基づく手続を進める旨を、2月10日に行われました議員全員協議会でご報告申し上げ、今回の新聞報道に至ったものであります。

また、運営継続につきましては、今後3年間の収支計画より、ふるさと納税の売上げをさらに伸ばしつつ、加工品販売と一次産品卸事業も、新型コロナウイルス感染症拡大前の売上げに戻すことで収入を確保し、令和6年に黒字化を目指すものであります。

今後は町が全株を取得することとなりますが、SANNOWAがこれまで地元農家や大手百貨店などと築いてきた信頼関係や取組成果を無駄にすることなく、さらに前進させていくため、町は商品開発や販路拡大などの収益増に向けた取組に対し、引き続き協力しながら、地域商社の目的である地域製品のブランド化を図り、地域を活性

化させる役割を果たしていただきたいと考えているところであります。

○6番（山田 将之君）

今内容のほうを詳しく説明いただきました。私の質問では新聞の記事についてでありますので、新聞の記事に沿って再質問させていただきます。

まず、先ほど説明もありました合弁基本契約書、記事のほうにも設立時の契約でと何回か記事にあります。内容として今説明いただいたとおり、設立3年目以降は単年で140万円以上の利益が出ない場合、読売広告社が撤退するという内容のものです。この設立時の契約は、こういった経緯で決められたものでしょうか。お願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

合弁契約の経緯でございますけれども、まず町では地域商社を設立するために共同出資者を募りまして、公募によるプロポーザル方式で選定するところで募集をしたところ、応募のあったのが読売広告社1者でございました。プロポーザルを行いまして、審査の結果適切であると判断いたしまして、読売広告社を共同出資者として認め、その際に合弁基本契約書なるものの契約をしたものでございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

合弁基本契約書までの経緯は今で理解はしましたが、合弁契約書の内容についてどのように決められたのか、説明いただければと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今回の合弁基本契約書の内容につきましては、まず読売広告社のほうからの提案があった内容でございまして、その内容につきましては取締役会のほうでも認められたもので、契約に至ったものでございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

経緯について了解いたしました。この契約内容について、私は内容のほうを知らなかったわけですが、SANNOWA成立時、議会への説明または承認、また議会の議決等はなかったのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

共同出資者である読売広告社との契約に至るまでには、町が行おうとしている地域商社の設立に向けての件であるとか、プロポーザルを行った結果、共同出資者として読売広告社を相手とするという内容のことは、全員協議会を通じて議員の皆様には報告をしております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

全員協議会だけの説明ということで、今ずらっとおっしゃっていたのですけれども、補正予算のほうで承認、議決という形を取ったということでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

地域商社の設立に当たりましては、国の地方創生交付金のほうを活用してございます。この活用に当たりましては、当時の補正予算のほうに計上をして、そこでのお話のほうにもなっております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

補正予算では議会の承認をしたわけですが、議案としては上がってはいないということですね。なぜ議会の議案として提出せずに行ったのか、理由等あれば伺います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時10分）

休 憩

（午後 1時15分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ご説明を申し上げます。

まず、地方自治法の第96条のほうに、議決を経なければならない項目といたしまして、条例等で定める契約を締結する場合となっております。条例のほうでは、議会の議決に付さなければならない契約が予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負とすると定められておりまして、今回はそれに当たらないものでしたので、議決を要しなかったということになります。

以上です。

○6番（山田 将之君）

5,000万円以上の契約ということですね。私のほうでもちょっと条例のほうを確認しました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というところを確認したのですが、1,500万円以上の不動産または動産の買入れという部分です。設立時、出資金、内訳、三戸町が1,020万円、読売広告社が980万円です。最初の契約内容の部分ですが、単年で140万円以上の利益を出す条件を満たさなければ町が株式を買い取らなければならないという内容、合計で2,000万円の出資になる可能性もあった内容であると思いますけれども、その部分に関して、やはり議会の議決が必要ではなかったのかなと思います。その辺、答弁いただければと思います。

○議長（竹原 義人君）

協議が必要ですか。

暫時休憩します。

(午後 1時17分)

休 憩

(午後 1時19分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

会社設立当時に資本金が2,000万円だったと。総枠で2,000万円と。その出資の割合が三戸町が1,020万円、読売広告社が980万円ということで、総枠では2,000万円であったので、その分の契約のところの事務として議会のほうに議決をいただくということが必要であったのではないかというご質問でございます。

この場合、町が負担する額というところがその制限の枠に入るかどうかという解釈でありますので、読売広告社が負担する分については、地方公共団体の財源、お金ではありませんので、ここは外れるという解釈になります。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

分かりました。条例には該当しないということで、議会の議決はしなくてもいいということで了解をしました。

町が出資する、一円でも出資するという事は、やはり町にとって、よかれ悪かれと影響が出てくるものであると思っております。こういった町に出資する法人に対して関与するような条例というのは、今のところないのでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午後 1時20分)

休 憩

(午後 1時23分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

財産の取得に係る今回の出資等々の取引に係る条例、町の条例がないかということでございます。先ほども申し上げましたとおり、町の財産の取得に係る条例というのは1,500万円以上だったり5,000万円だったりというところの条例はございます。この制限を決めている上位の条例が地方自治法の96条ということで、相互に関係しながら条例ができております。

これ以外で条例があるかということでございますが、出資による権利の云々という

ところの条例はございません。ただ、条例はありませんけれども、毎年9月の決算議会の際に議員の皆様にお渡ししております財産に関する調書というものがございます。この中で、出資による権利であるとか、株券の数であるとかというところは毎年議会のほうにご報告をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

議会への報告等はありませんけれども、我々議会のほうからは出資する法人に対しては何も言えないという状況であると認識しました。こういった町が出資する事業をやるに当たって、町であったり我々議員であったり関与できない状態であるということ自体が不条理であったのではないかなと考えています。

記事には、今後町が全株を取得し運営を継続するとありますが、やはり町はもちろん、住民代表である我々議会が出資法人に対して関与できるような条例を定めることが先決ではないでしょうか。他の自治体ではこういった条例を定めているところもあります。その辺に関して考えを伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま議員のほうから、他のところでそういった条例をつくっているところがあるという情報をいただきましたので、調査をしてみたいと思います。

先ほど議員の皆様が関与できる条例がないというお話でございましたけれども、出資する際というのは町から支出をするということになりますので、その際は補正予算なり当初の予算なりで、幾ら出資しますよというところの予算の組立てをしてお伺いしておりますので、その予算についても議案として上げてございますので、その辺はご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○6番（山田 将之君）

確認ですけれども、あくまでもそこは当初予算であったり補正予算で上げるということですか。議案としては別には上げないという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

現在のところ町にはそのような条例はないということでございますので、先ほどのお話のとおりほかのところを参考にさせていただいて、ちょっと研究をしてみたいなと思います。

以上です。

○6番（山田 将之君）

分かりました。

では、最後になりますけれども、記事の最後、町は当初の目的である農業所得の向上に向けとありますが、これまでのこの目的の実績、農業所得の向上についての実績を伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

農家の所得向上の実績ということでの質問かと思えます。これは途中になりますけれども、町内の生産者との取引件数と金額というものがございまして、2年間分

すが、ちょっとご紹介をしたいと思います。取引件数が33件、発注金額が817万円と出ておりまして、2019年でいきますと13件の333万7,000円、2020年に20件の483万2,000円と、合計で817万円という波及効果ということで出ております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

農業所得の向上につながったということによろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今ご紹介したのにつきましては、SANNOWAとの取引のあった農家への波及効果ということでのご紹介でありますので、町全体としてアップになったかということまでは言及はできないかと思いますが、取引があったところでは、このような13件、20件、計で817万円の取引があったということは、SANNOWAがあったからこそできたものと考えております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

了解いたしました。新聞記事の内容についてでしたので、新聞記事の内容については理解はいたしました。

これで1項目め、質問を終わらせていただきます。

2. 公共施設老朽化に対する今後の対応について

○6番（山田 将之君）

では、2項目め、公共施設老朽化に対する今後の対策について。

町内には多くの公共施設等があり、住民の健康や教育、福祉等のサービスに寄与していますが、老朽化により利用者に被害を及ぼす危険性や利便性の視点からの課題が見受けられます。そこで、以下の点について伺います。

1、老朽化した施設の整備について今後どのように取り組むのか。

2、老朽化が進む施設の計画的な改築や建て替えなどについてはどのように考えているか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

公共施設老朽化に対する今後の対策についてご答弁申し上げます。町では、公共施設等の管理について、総務省の策定指針にのっとり、平成28年度に三戸町公共施設等総合管理計画を策定しております。本計画の計画期間は平成29年度から令和18年度までの20年間としており、三戸町総合振興計画の改定に合わせ、おおむね10年ごとに定期の見直しを行うものとなっております。

本計画につきましては、令和2年度に策定いたしました三戸町公共施設個別施設計画の内容を反映し、施設情報等の更新を行った上で、令和3年度中に三戸町公共施設等総合管理計画の改定を行うこととしており、現在作業を行っているところであります。

1点目の老朽化した施設の整備についての今後の取組につきましては、三戸町公共

施設等総合管理計画にあります公共施設等に関する基本方針において、配置、総量の適正化による財政負担の軽減を図ることとしており、将来の人口減少等による利用需要の変化や財政状況の見通しを踏まえつつ、施設の複合化、集約化、廃止等により総量の縮減を行う方針となっております。

なお、施設の配置、総量の見直しの検討に当たっては、地域コミュニティや住民の利便性の維持に十分配慮してまいりたいと考えております。また、総合管理計画を参考とし適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図るなど、費用対効果に優れた対策を併せて進めてまいります。

2点目の老朽化が進む施設の計画的な改築や建て替えなど、どのように考えているかについてであります。各施設におけるサービスの向上や財政負担の軽減を踏まえ、PPPやPFI等の民間的手法の活用を検討するほか、施設の利用実態や多様なニーズに応えるため、必要に応じて近隣市町村や関係自治体との広域的な施設の共同利用や共同運営の検討も視野に入れております。

具体例といたしましては、平成4年度から計画されております町営住宅、(仮称)まちなか第1団地に係る整備事業をPFI事業として計画しているほか、水道事業広域連携について、八戸市、田子町、新郷村、五戸町等の近隣市町村や八戸圏域水道企業団と公共施設等の在り方について検討、協議が予定されているところであります。

○6番(山田 将之君)

それでは、この件に関して再質問をさせていただきます。

平成28年度に策定した公共施設総合管理計画によりますと、建築系公共施設の部分になります。施設の更新費用、40年間の総額は366億円であり、1年当たりの平均額では約9億円の更新費用が必要とあります。これまでの建設工事請負費、実績、年平均約4億円から年平均約5億円増額する必要があると思っておりますが、どのように財源を確保していくのか伺います。

○財政指導監(下村 太平君)

山田議員の質問にお答えいたします。

公共施設更新等の費用が今後9億円が14億円に増えていくというものに対しての対策ということでございます。ただいま三戸町のほうの公共施設総合管理計画のほう、改定作業を行っておりますが、老朽化施設については必要に応じて修繕や工事を行って、基本的には長寿命化対策を行っていきたいと考えてございます。利用状況や危険度、修繕と廃止の費用等を勘案し、施設の廃止、統合の統廃合のほうも併せて検討しております。

今後まず大規模改修等が当然見込まれる状況にございますが、今定例会のほうに三戸町公共施設整備基金条例というものを上程してございます。庁舎をはじめ公共施設の設備の更新等に要する費用について、将来的な財政負担の軽減や費用の平準化を図りつつ、施設管理を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番(山田 将之君)

今答弁いただいた、今定例会に議案として上がっている三戸町公共施設整備基金条例についてですが、事前の説明では、役場庁舎の整備に要する経費の財源に充てるというもので説明を受けていました。役場の庁舎の整備も必要でありますけれども、条文のほうを見ると、役場庁舎に限定するような条文になっています。その理由をお願

いたします。

○財政指導監（下村 太平君）

条例がまだ審議前でございますが、その中のほうにその他町長が特に認めるものについてもこの基金を活用できるということにしておりますので、そのように対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

同じような条例、他の市町村等も拝見しましたけれども、他の町村は公共施設の整備に要する経費の財源に充てるという記載であります。当町の今の議案に上がっているものは、役場庁舎と町長が他に充てるものというような記載であったと。その理由が、なぜ役場庁舎は役場庁舎で、あとはほかの他の公共施設なのか、その辺の理由をお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時39分）

休 憩

（午後 1時39分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政指導監（下村 太平君）

山田議員の質問にお答えいたします。

当初この基金のほうを計画したときに、役場庁舎の設備更新という大きい金額がかかるものがございまして、現在積立額に幾ら必要なのかということで、役場庁舎の改修とか整備更新等を試算してございます。そちらの金額のほうでまず組立てした基金でございまして、取りあえず公共施設の整備、また役場の整備という基金を使わせて、その基金の金額の根拠とさせていただいております。その後、町長が特に必要とするものということで、危険度とか緊急性の高いようなものの整備、更新というのが当然入ってくるかと予想されますので、柔軟に対応していこうということで、このように基金の名前をつけてございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

分かりました。今の部分、議案に上がっている部分でありますので、今も含め、議案審議の参考にさせていただきたいと思っております。

先ほどの施設の複合化、集約化、廃止等により総量の削減を行うということについてですが、令和元年12月の私の一般質問の際に、今後施設等の集約は考えていないかという質問に対し、町長からは、町営住宅以外の施設については集約は考えていない

と答弁されていたと記憶しています。その点に関して説明を求めます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答え申し上げます。

以前の議会の際に山田議員にお答えをしたとおり、現在町で公共施設として更新をしていくという考え方にあるのは、町営住宅のまちなか団地ということで計画は進めておりますが、それ以外の部分については、目下のところ計画に上がっているものは現在のところはないということでございます。

○6番（山田 将之君）

了解いたしました。

施設の点検の部分についてちょっと伺います。こういった点検や診断等をする場合に、この計画書によると不具合や異常箇所の早期発見に努めるとありますが、既に耐用年数が経過している施設に当たっては、予期せぬ不具合が発生しかねないと考えています。こういった点検は所管の課が行うもののでしょうか、伺います。

○財政指導監（下村 太平君）

担当する課もしくは職員がその施設について目視等で確認し、異常等があれば専門業者等呼んで点検、修繕等を行うようになってございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

目視のみの点検でしょうか。例えばチェックシートがあつたりだとか、そういった記録には残らない目視だけの点検であるということでしょうか。

○財政指導監（下村 太平君）

先ほど言葉足らずでしたが、特殊建築物の定期点検調査とか消防用設備点検、電気保安、あと警備、ボイラー整備、重油地下タンク漏えい検査等の各種業務委託でも点検を行ってございます。職員による定期点検も日頃行ってございますが、まずは安全面などには十分配慮して、町民の皆様が安全に使用していただけるよう適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

ざっと点検は行っているということで了解をいたしました。日頃の点検について、やはり職員の方が見るのもそうですが、専門的知識を持った人、技術者等が見た場合とやはり違って来るのかなと思います。こういった専門的知識、不具合があつてからではなくて、事前に専門的知識を持った技術者による点検という実施は考えていないでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

専門的知識を持った方ということですが、外部の業者という意味で解釈をいたします。外部の業者となれば、先ほども答弁をいたしましたけれども、各種設備の保守点検、委託というものを、役場の庁舎であればエレベーターでありますとか、あと消防設備でありますとか、ボイラーでありますとか、様々建てたときに担当した業者が

点検を担当しております。

その際職員が立会いをいたします。立会いの際に、こういった不具合が出ているか。庁舎であればよくあるのですけれども、耐用年数が何年で、そろそろ交換の時期ですよとか、操作のところで気をつけるところはこうありますよとかという業者とのやり取りの中で、様々な知識を得たりしてやって、職員のほうが得てやっている部分もあります。

本来的に言うと、公民館のボイラーとかがそうなのですが、古い設備であれば専属の職員がいたりするのですが、今の時代はなかなかそういう機械の作り方になっておりませんので、その辺の情報は業者のほうから聞きながらやっていっているのが現状でありますし、それとはまた別に専門の業者というと、先ほど答弁いたしました特殊建築物等の定期調査というものがございまして、こういった調査のほうは、消防の標識であるとか、危険物がどうだとか、壁にひびが入っているとかという全体的な防災の安全の面からのアドバイス等もいただいたりということになっておりますので、またこれとは別にといいところは現在のところは考えておりません。

以上です。

○6番（山田 将之君）

業者の指導を受けながら職員のほうが行っているということ認識いたしました。

では、公共施設の建て替えについて伺います。今回は、公共施設の中でも建築年度が古いものに絞って質問させていただきますが、まず中央公民館ですが、建築年度は昭和43年度、建築から50年以上が経過しています。各種講座やイベント等、多くの町民が利用していますが、今後も補修や改修など、長寿命化というような考えで使用していくつもりなのか伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいま山田議員から説明があったとおり昭和43年の建築ということで、建設から53年経過しております。これまで様々な改修を行ってきております。体育館でいいますと、アスベストの除去が天井のほう、全体改修しました。これは平成17年。それから、トイレや玄関の改修は平成18年、それから公民館のほうでは平成26年にトイレの改修といったものを行っております。これまでその改修を行いながら、安全に使用できるようにというふうに行ってきております。

今後につきましても、現在のところは建て替えといったような計画はございませんので、今後も改修を行いながら、安全に使用していただけるように適切な維持管理に努めていきたいと思っております。

○6番（山田 将之君）

今後も建て替えの予定はないということで答弁いただきました。この話はもう既に聞いている話かもしれませんが、先月ある保育施設のイベントを行った際に、ステージの看板ボードのひもが切れて落ちたということがあったようです。幸いにも本番前の準備中だったようで、けが等はなかったようですが、もしこれが本番中に子供がステージにいるときに落ちていたら大変なことになっていました。

これはあくまで事例ですが、この看板ボードのひもだけに限らず、音響設備が不安定である、また床板が腐っている、どんちょうや暗幕が閉まらないなど、利用した方から不満の声を多々聞くことがあります。建て替えの予定はないということでしたが、もう既に建て替えをする必要がある段階にあると思います。あわせて、町民体育館に

についても同様だと考えています。この施設の建て替えに至るまでの考え方というか、優先順位といいますか、そういったものの基準はあるのか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

公共施設等総合管理計画の中で、適切な修繕をして維持をしていくと、そういったことで、後々の経費が3割ないし2割くらい下がっていくよというところのまとめをしております。その中で、後半部分にあるのですが、公民館、体育館というのは鉄筋コンクリート造だと思うのですが、耐用年数というものが書いてございます。この中で目標使用年数というものがあまして、耐用年数的には50年でありますけれども、適切な維持、修繕、初期は小規模な修繕で、最後のほうになると大規模な修繕等々をやると、目標使用年数というのが80年ということで設定をされております。なるべくこういった年数に近づけるように維持していければ、町の財政も負担も軽くなると思えますし、こういったところの管理をしていければいいのかなと思っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

総務課のほうから80年という形、答弁いただきました。あと建て替えをする判断というのは、やはり町長ではないかなと思います。町長の意見としてはどうでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの公共施設の建て替え、三戸の体育館、中央公民館ともに結構古いということで、町民の方々、また利用されるほかの町内の方々からも、そろそろ考えたいのではないのという話はお聞きをしております。私も可能なのであれば、計画を早めて建て替えというのはしたほうがいいことなのだろうとは思いますが、先ほど財政指導監なりのほうからお話がありましたように、また議員の皆様にも毎年町の財政ということでお知らせをしておりますとおり、今の三戸町の財政状況というものは、小中一貫三戸学園あるいはパークゴルフ場、そういった関係の起債の償還が今ピークにきているところでございます。

なので、これがやはり、ではもっと増やしていっても三戸は持ちこたえられるかという、そこがそうではないというふうに私は思っておりますので、償還の度合いを見ながら計画的に進めていかなければならないというのが、これは守っていかなければならない大前提だと思います。しかし、そうはいつでも新しい施設が欲しいというのが気持ちとしてはあるということは、その部分は自由に話させていただいても結構なのかなと思います。

○6番（山田 将之君）

財政的な部分を考えれば、また長寿命化させてもたせたいというような考えかと思えます。中央公民館、体育館については了解しました。

では、同じく建築から50年以上経過している三戸城温故館についてはいかがでしょうか。温故館は、城山が国史跡指定として認定を受けた場合、三戸城跡の歴史、理解に誤解を招く建物と文化庁より指摘を受けているわけですが、現在国史跡の内定をいただき、来年度には国史跡指定となります。大規模な改修または撤去も検討しなければならぬと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

山田議員が今述べられたように、国の文化庁からは誤解を招く建物であると、史跡に関しては似つかわしくない建物であるとは言われてございます。ただし、今すぐ撤去を求めるものではないというものでもご理解はいただいております。今後積極的な改修、維持管理というものは考えてございませませんが、十分計画を踏まえて、適切に処分というか、維持管理の下で適切な処分ということで考えていきたいと思っております。

○6番（山田 将之君）

今すぐでなくてもいいというのであれば、今後検討しながら、撤去するのか、また改修して違うような建物にするのか、検討していくものだと思います。

今回公共施設について質問する際に、三戸町公共施設等総合計画であったり、三戸町公共施設個別施設計画等を拝見しました。こういった計画策定はしていますが、策定後の一歩が見えない状況であると感じたため、今回質問させていただきました。

こういった計画、超長期的な計画であります。また、縮小や統廃合などを含めた多様な可能性があるため、的を絞り切れない背景はあると思いますが、現状先延ばしであるように感じています。こういった資料作成や評価をたくさん行っていますが、具体的な行動に移していくことがそろそろ必要なのではないかなと考えています。このことについて最後に答弁いただければと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

計画を策定したばかりで、次の行動が見えないというご指摘をいただきました。まず、計画を策定してから1年、個別計画を策定してから1年が経過しております。町の財政状況も、先ほど町長がお話をしたとおりであります。一番いいのは、基金に積んでいける余力があれば、今回みたいに余力があるときはいいのですが、これがいつまでも続くかと言われると、何とも先行きが不透明な状況でございます。

そういった中でも、建物は一年一年と古くなっていきます。設備も壊れやすくなっていくということでございますので、現状のまま維持して更新し続けるということがなかなか難しい状況ではあります。こういった状況ということを抑えまして、新しく造ることがベストなのですが、賢く使うというか、先ほど申し上げた目標年数80年というところまで持っていけるように大切に使いしていきたいなと思います。

それと並行いたしまして、建て替えの可能性というのはいつの時代に来るか分かりませんので、何年くらいで建てられるかなというところの模索はしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○6番（山田 将之君）

こういった公共施設の整備、更新等、大変難しい課題であると思っております。私もまだまだ勉強不足な部分があります。また再度私も勉強して質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時01分）

(午後 2時05分)

<10番 千葉 有子議員>

1. 放課後児童施設の運営について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

通告により私の一般質問を行います。私の質問は1項目です。

放課後の子供の居場所活動は、物的環境や人的環境によって大きく左右されることから、大人は環境を整えてあげることが重要と考えます。このことから、次の4点について質問いたします。

1点目、町の放課後の児童の居場所である中央児童館、斗川児童館、三戸小なかよし教室、ほっとステーション、ミューズ保育園学童保育、それぞれの職員、支援員の雇用形態とその人数を伺います。

2点目、町立の中央児童館と斗川児童館について、現状のまま町直営で運営するのか、民間に委託する意向なのか、将来に向けての町の考えを伺います。

3点目、中央児童館と斗川児童館ですが、公設公営で利用料も無料という学童施設は全国的に見ても少数であり、当町の子育て支援事業の大きな柱と考えますが、職員の慢性的な不足が課題となっており、人材確保に苦慮している現状があります。

学童保育は、長期にわたる町の子育て事業であることから、町内で産み育てていく環境づくりのため、資格を有した放課後学童支援員の町職員としての計画的な採用が必要かと考えますが、町の考えを伺います。

4点目、中央児童館の設置場所が老人福祉センターであることから、センターを利用している高齢者の方々の居場所に支障を来しているようです。今はコロナ禍の影響が大きいものと認識していますが、利用児童増加によることも大きいかと思えます。今後を踏まえて、町としての改善策がないか伺います。

以上4点、答弁をお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉議員からの質問にお答えを申し上げます。

放課後児童施設の運営につきまして、4点の質問でございます。1点目の各施設、各事業、それぞれの職員、支援員の雇用形態とその人数についてであります。中央児童館、斗川児童館は町直営の施設であり、雇用は全て町が行い、中央児童館につきましては、正職員が2名、常勤の会計年度任用職員が4名、パートが5名でございます。斗川児童館は、再任用職員が1名、常勤の会計年度任用職員が2名、パートが1名となっているところであります。三戸小なかよし教室は、教育委員会において、教育活動推進委員7名を委嘱しているところであります。ほっとステーションはNPO法人所属のパートが2名、ミューズ保育園の学童保育は社会福祉法人所属の正職員が1名となっているところであります。

2点目の中央児童館と斗川児童館の民間委託に関する町の考えについてであります。当町では少子化により学校に通う児童数が減少している中であっても、児童館を利用する児童数は横ばいで推移し、利用率は年々上昇しております。共働きの家庭が増えている現状において、今後も利用率は高い水準を維持していくことが予想されることから、子育て世代が不安を感じることをないように、現状では町直営での運営を継続していくこととしております。

3点目の資格を有した支援員を町職員として採用することについての考えであります。現在放課後児童支援員の資格を有する職員は、正職員2名、再任用職員1名、会計年度任用職員8名の計11名となっております。放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小学校教諭などの資格を持っている方、または高校卒業以上で2年以上児童福祉事業に従事している方などが都道府県が行う研修を受講することで資格を取得できるものとなっております。

当町では、これまで保育士等の基礎資格を有している方などを採用し、在職しながら放課後児童支援員の資格を取得していただき、質の高い児童の保育や支援に努めてまいりましたが、今後も職員採用等につきましては、同様の取扱いによるものと考えております。

4点目の老人センターを利用している高齢者の方々の居場所に対する改善策についてであります。今年度老人センターでは1階の和室、図書室及び脱衣室を含む浴室を高齢者の皆さんに利用していただけるスペースとしておりましたが、年度当初新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染防止対策の一環として臨時的に1階和室を中央児童館児童の食事場所として利用することといたしました。結果として、現状では、浴室以外で高齢者の皆さんに利用していただける場所は図書室のみとなっております。今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、適宜対応してまいりたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

今町長から答弁いただきましたが、1点目について再質問いたします。

先ほども町長の答弁の中で、たくさんの児童が学童を利用しているということをおっしゃっていただきました。2月時点での数字ですが、当町の児童数350名前後の中で半数を超える児童が、先ほどの町内それぞれの学童の場所に登録利用しています。それぞれの事業体で、児童数に見合った支援員の配置であり処遇であることと思えます。その利用児童数の中で、全体の3分の2以上が町立の児童館利用です。

この施設における放課後学童支援員の大半は、先ほど説明にもあったように、会計年度任用職員の方が多くを占めています。この会計年度任用職員の定義づけは、任期の定めがある非常勤の地方公務員とあり、単年度の雇用形態かと思えます。自治体の事業が滞らず進めていくために必要な人材とされ、子育て支援事業に大きな役割を持っています。

私も調べてみますと、公設公営の学童支援員の方は、多くが会計年度任用職員の採用となっているようです。当町でも、雇い止めの概念はありませんが、更新、再任用の継続についてどのようにしているか、不安定雇用となっていないか、伺いたいと思えます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

会計年度任用職員、こちらの更新、再任用の継続についてというご質問でございます。会計年度任用職員につきましては、ご質問にもありましたが、年度ごとの更新と

いうこととなります。

まず、当町といたしましては、当初の採用に当たりましては試験採用という形を取っておりますが、翌年度につきましては、その方の当初の年度の人事評価、実績、こちらのほうを参考とさせていただきます、一定程度の成績であるということが認められますと、2年目、3年目につきましては試験なしで再度更新するという形といたしております。ただし、3年経過した段階ではもう一度改めて試験採用のほうを行わせていただいて、その次からはまた3年間同じような形での採用方針という形で取り扱うこととしております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

任用の内容をお聞きすることができました。ごく僅かなのですが、公設公営の学童保育での支援員を任期の定めのない常勤職員と位置づけている自治体もあります。当町におきましても、多数の方々が任用職員として、町の業務の一端を担っています。自治体によりやはり労働環境も異なりますし、自治体によっては業務内容や世の中の変動に関して、町自体で、町独自で、会計年度任用職員の支援員方に支援を施している自治体もあるようです。当町独自の物心両面からの支援もいただけたらと思っています。

次に、2点目の質問について再質問いたします。当町の乳幼児保育については、民間に移行して、そのメリットを町としての子育てに反映させるとの考えから、町の保育施設が廃園となりました。学童施設においては、様々な要因から安定性、持続性が求められる子供のための施設として、公設公営であってほしいと考えます。先ほど町長も、子育て世代、働く親御さんのために続けていきたいというお考えをお聞きして安心しているところです。

ただ、中央児童館は老人福祉センター内で運営されていまして、令和3年度からの全学年児童の受入れもあつての児童増加、なかよし教室との一体化事業、高齢者の憩いの場として、もちろんコロナ禍の影響が一番大きいのですが、児童の増加が一番の要因だと思います。館内が膨れ上がっています。町営住宅の整備事業に令和4年度から着手することになり、子育て世代が増えることを私も期待しています。

このような中で、放課後学童支援に対する思いや考え、先ほど町長の答弁にありましたが、将来に向けての施設整備など、さらに深く町長のお考えを伺いたいと思います。出生数が元年は39名、2年度は49名、3年度は3月3日で21名と、子供の数もいろいろ変動があり、少子化をたどっているわけではありますが、もう一度町長の学童保育に関する考えをお聞きできればと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、町長の考え方ということでございます。

ただいまの質問等もありましたように、学童保育、またこれは働くご家庭の中では非常に重宝されていることなのだろうと思います。ですので、その部分については、今後も職員の確保であるとか、とにかく保育の質の向上という部分については、町も今後とも様々な検討していかなければならないというふうに考えておりますし、また町営住宅につきましても、質問にはなかったと思うのですが、しっかり子育て世代が定着をして、三戸を選んでいただけるように、住宅設備だけではありませんけれども、様々な政策を合わせまして、成果を何とか導き出したいと、そのように考えております。

○10番（千葉 有子君）

学童施設は、働くお母さんの応援だけでなく、地域や国の経済活性にも寄与していくための応援の施設となっていると思います。ただ、当町の学童の運営場所となっている老人福祉センターは、町の条例でも子供も高齢者も利用可能な場所となっていて、子供たちとお年寄りの方が触れ合える場所としてもいい場所と思っています。なかなかこういう場所はないです、本当に。

ただ、コロナ禍のことを置いておきましても、老人福祉センターとなるとすぐわないう状況になっています。子供たちや高齢者の方々の安全、安心のためにも、将来に向けて新たな放課後学童施設の整備も必要かと思います。先ほど山田議員の質問の中の答弁でも、町の財政難、いろいろ公共事業施設のことについてお聞きしましたが、当町でも公共施設整備事業においては、優先順位や議論も必要であることは私も認識しています。しかし、言えることは町としての考えや計画がないと進めないということです。将来に向けて、この整備事業の計画の中に入れてくださる検討をさせていただきたいと考えます。ここで整備するかしないかでなくて、検討する考えがあるかどうかでよろしいので、町長に答弁をお願いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほどの公共施設の計画の中に、老人センターの建物というものは掲載されております。建てた年数により更新していくというのが基本的な考えではありますが、それぞれ建物の状態、老朽化が激しくて建て替えが必要であるといったところとかは、一般的にはそういったところの判断ではやっていくところが現状であります。ただ、利用の有無というところの観点も必要でございます。利用が全くないところというのは更新する必要があるのかなと疑問に思うところもありますし、逆に老人センターという例示をされておりますけれども、手狭になった際にはどうなのかなというところの考えもあろうかと思えます。

計画の中では統合とかというキーワードも出てきております。統合しても現状でまた統合となれば、人的な統合をした場合も限度があるということですので、逆に今度は分散という考えもあるのかなというところも含めまして、優先順位等々の考え方もございますけれども、利用の状況、手狭であるという問題があるのであれば、その辺は考慮していきたいなと考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

老人センターそのものの不便さというのもあるのですが、放課後学童施設の整備もできないのかなと思って質問いたしました。先ほども町長もおっしゃっていたように、まず子供の学童利用は増えていると。本当に増えています。今6年生までになって、4年生が一番多いのです。なので、やはり分散化はできないという町からのお話は聞いていましたし、それは保育士、児童支援員の確保が難しいからという理由でしたが、老人福祉センターの活用もちょっと大変、それから放課後児童施設としてもちょっと不具合があるということであれば、考えるかどうかというのでしたので、考えていただけたらなと思えます。

ほかの自治体ですけれども、隣の二戸市では4年ほど前に小学校の敷地に放課後学童施設が整備され、総事業費2億4,000万円ほどを補助金活用にて、国が3分の2、県が6分の1、市が6分の1での補助率で整備されました。たしか当時当町の担当職員の方も活用状況視察に行っていると認識しています。要件もありますし、建設後の

維持管理費もありますので、先ほどのお答えにもあったようになかなか難しいかと思うのですが、考えたり皆で議論しないと何も進まないと思いますので、先ほど総務課長ですか、財政難で難しいけれども、公共施設においては模索をしていきたいとおっしゃってくださっていました。国の補助金活用などを探って返答いただければと思います。

次に、3点目について再質問いたします。人材不足については、全国的な社会問題にもなっています。当町の学童施設においても、現時点でも募集が行われていて、令和4年度の募集も行われており、受付期間は随時となっています。昨日まで、これまでの間、採用予定人数の応募があったのか、周知方法はどのようにしているのか、働きかけや工夫をしているのか、3点お知らせください。

○住民福祉課長（馬場 均君）

放課後児童支援員、今現在募集をしているところでございまして、現時点での状況ということでございますが、今の時点ではまだ応募がないというところではございます。ただ、1件問合せはいただいたというところがございまして、今後そちらのほうが進めばいいかなというふうには考えてございます。

採用の方法ということでございましたけれども、昨年度までにおきましては、町内の方を中心に募集という形で行ってきたところがございますけれども、今後は町外ですとか、県外も含めまして広く募集のほうを行ってまいりたいというふうに考えておりまして、それに当たりましてはハローワークですとか、そちらのほうも活用しながら募集のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

まだ応募がないということで、今年度はもうすぐ終わります。ちょっとこれは大変なことではないかなと思います。周知方法も、今まではいろんな考えがあったかなと思うのですが、町内で行っていて、町内でもなかなか保育士が集まらないというときに、そうやってやっていらしたのです。でも、広く募集するということになったということですね。あと先ほど人数の説明はしていただきましたけれども、会計年度で数名募集していますので、まだまだ人員確保には至っていないと思います。

呼び水にはならないかもしれませんが、昨年末、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業が国の施策として決定され、令和4年2月から事業が開始されることになり、非常勤職員や公立の職員も含まれるとあります。当町の放課後児童支援員は会計年度職員という位置づけであることから、町の給料表の縛りやほかの会計年度任用職員の方々との均衡から、改善事業活用にハードルがあるということは私も認識いたしました。

しかし、この事業は、令和4年2月から9月までは国が10分の10の補助金交付です。10月以降については補助率が違ってきますが、子ども・子育て支援交付金からの措置が講じられるようです。人材不足や支援員がモチベーションを上げて、長く働き続けられることにつながる国の施策の一つです。町ではこの事業の活用をどのように考えているか。

また、数年前から処遇改善事業やキャリアアップ処遇改善事業活用の施策が行われています。会計年度職員の方は、2020年から会計年度職員としての採用ですが、これまで処遇改善事業やキャリアアップ改善事業の実績があればお知らせいただきたいと思います。開設時間が18時半を過ぎることなど、いろいろ要件があることと思います。

が、伺います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

放課後児童支援員の方の処遇改善についてということでございます。

それで、初めに令和4年2月からの臨時特例交付金を活用したほうの処遇改善につきましては、現在実施する方向で、県としてございます。

その前の処遇改善事業のほうの実績ということでございますが、処遇改善事業として補助金交付のほうを受けています子ども・子育て支援交付金、こちらの放課後児童支援員等処遇改善事業というものがございまして、こちらのほうは議員からお話ありましたように、18時半を超える施設を対象にしているというふうな要件等がございしますが、それとあとは平成25年度のその当時の従事する職員の賃金よりも高くなっているというふうな要件等がございまして、それらの要件をクリアしていれば補助金のほうがいただけるというところで、当町におきましてもその要件を満たしている施設がございまして、そちらの施設につきましてはそちらの補助金のほうを受けて、賃金改善等に充てているというところでございます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

国の施策が反映されているということで、了解いたしました。よかったです。こういう処遇改善の応援も、今現在の職員の方々も、それから応募を考えている方にも町の応援が伝わるのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと2つほどお聞きいたします。先ほどの答弁で、応募がなかなかないということでした。中央児童館においては基準の支援員が確保されて、今のところはいるのかな、いるとしても、今これから募集する、募集している職員もなかなか応募がないということであれば、なおのこと役場職員の中で人員を配置できないものかな。支援員となる研修があるのですが、たしか教員の資格を持っている方がいれば配置できるのではないかなと思います。

先ほど久慈議員の質問における答弁でも、病後児保育の施設長と中央児童館の館長の兼務は問題ないというお答えでしたが、ご本人からのコメントは伺っていませんが、どちらの施設も子供の命と心を預かる業務です。中央児童館のほうには、もう一名、町の正職員の方がおられ、館長の補佐も行ってくださっています。しかし、私の一方的な感じ方かもしれませんが、兼務での長として、責任者、管理業務、自主研修、職員同士のコミュニケーションを図るなど、どちらの施設も職員不足が現状にあります。町の事業なので、人的環境にゆとりが必要だと思います。職員の配置で視点の違いも生まれ、功を奏すのではないかと思います。いかが考えますでしょうか。

もう一点です。計画的に町職員としての採用を考えていただきたいことは、町営として子から子へと利用できる子育て支援の施設としてあるために、常勤の役場職員が途切れてほしくないからです。社会人枠でも新卒でも、資格や経験を生かして、学童保育に情熱を持って応募する人材は、単年度雇用ではないと考えます。現在任用職員としてよしとして働いてくださっている支援員の皆さんも貴重な存在ですが、児童の多様性、学年による発達段階での対応など、人を育てる人材にもお金をかけてほしいと考えます。長期で働けることにより児童の成長が分かり、どちらも育ちます。

昨年9月の質問で、採用の考えはありませんという答弁でしたが、職員不足が常態化している現実もあることから、検討の余地もないものか。町の人員配置、職員配置は、トップである町長が一番の要となると思いますので、職員の配置、正職員の計画

的な採用、2点について町長に伺いたいと思います。お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま放課後児童支援員、子育てに係る部分の正職化というものを考えるために、町の正職員としての採用、また増というのを考えられないかということでございます。これまでも町の職員の定数につきましては、いろいろ国からの計画の中で、適正化計画の中で定められた範囲の中で職員の配置を進めております。現況の中では、今ある職員のほうからそちらのほうに回すほどの余裕は、残念ながら見いだせないというのが現状でございます。それに、まして町の職員の採用のほうについても、当初計画して採用を予定していたところも辞退があったりということで、なかなか計画どおり採用が進みづらくなってきているのが昨今の状況であります。

では、どうするかとなれば、ではもっと多めに採ったらいいのではないのかなというところもあります。ただこれは各年代の配置の関係がありますので、よく相談をしながら、計画的に進めていくということしか、取りあえずはこの場でお答えができないものと考えております。

○10番（千葉 有子君）

町長のおっしゃるのも理解はできますけれども、では今現在足りない支援員の確保ですね、回覧で回った会計年度任用職員の募集は、中央児童館、斗川児童館、それから病後児保育の施設、数名ずつ募集してございます。それで今応募がないということですが、これはそれこそ子供の命と心を預かる業務で、今3月8日現在でいないという、足りない、足りないというか、応募がないということですが、それではちょっと大変なことだと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

今現在支援員の方を募集しているという状況となっております。今募集している方につきましては、人員の配置の基準、こちらのほうは一応超える形で人数を設定してあるものということでございますので、必ずしも応募がなかったという場合においても、基準のほうに関してはクリアされているというところでございます。

ただ、先ほどもお話しいたしましたが、問合せ等が来ているところもございまして、今後も随時募集のほうをしながら、超える分での人数を確保しながら、充実した保育のほうを提供できるような形を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

基準内で何とかできるのではないかとということですが、私にはちょっと疑問です。たとえ基準にどうにかなるとしても、なかなか大人数で、それから多様性のある個性の光る子供たちが使ってくれています。それから、中央児童館のほうは、国の努力義務ですけれども、クールダウンする部屋もありません。今いる先生方が一生懸命やってくさっていますけれども、前回のときもお話ししましたが、やはり人の数があればいいというわけではありませんが、人の手、人の目はすごく大事です。ですので、何とか担当の方だけでなく町長が先頭になって、人員の確保というか、保育の質というのは人の質だと私は思っていますので、何とかゆとりのある人員配置でお願いできればいいなと思っています。

これは質問ではありませんけれども、学童保育の課題ともなっている小1の壁とい

う現象があるのですが、今は小4の壁といって、学習や人間関係でつまづきを経験し、劣等感を抱きやすい現象が、学校だけでなく放課後学童においても見られているようです。もちろん学童は学習の場ではありません。ですが、こういう放課後の子供たちが利用する場所においては、保育と教育の融合の場だと思っています。先ほども話しましたが、小4の壁、今中央児童館では4年生が一番多いです。どうか先生方も子供たちも少しゆとりがある放課後経営になっていただければなど、ぜひお願いしたいと思います。

4点目についての質問に行きます。先ほど町長の答弁にもありましたように、コロナ禍で高齢者の方々の使うスペースが減っているのだと、それは私も認識しています。児童も高齢者も安心、安全が大事ですから、そこは優先順位があって、子供たちが最優先されると思います。老人センターでの入浴事業は現在も行っていて、1日50名から70名前後の利用があるそうです。高齢者の方々の健康増進及び交流促進や自助力の向上に活用されて喜ばれています。

不便を感じておられる高齢者の方々は近隣住民の方々です。楽しみのよりどころとしていたセンター内の和室が使えずにいます。先ほど町長の答弁にもありましたように、児童の飲食の場になっていて、もちろん住民の方たちも、コロナ禍での使用ができないことというのは、十分に理解なさってください。ただ、これまでも児童の増加により、老人福祉センター内の高齢者のための運動器具のあるスペースが教室となったり、次々と教室へと変わっていく様子を見て、この先居場所はどうかと心配されているのです。

同じセンター内に放課後子ども教室の活動教室も設けられています。このなかよし教室も1度、2度と教室を移動しています。でも、使われています。学校のほうにお願いしたときは、学校の空き教室はありませんという答弁だったのですが、なかよし教室でも折々の活動に和室を利用させていただいています。

コロナの影響で和室が利用できなくなりましたので、困ったなと思っていたところ、学校の教室を一時的になら使ってよいとの学校側の協力が得られました。これは代替場所が見つかったことで打開となりました。老人センターを利用している地域住民の方々は、コロナ禍が落ち着いたら使えるのか、代替の場所はあるのか、自分たちの居場所はあるのかと心配されて落ち着かないようです。対象者の方々と意見交換や情報を伝える場があれば安心なさるのではないのでしょうか、伺います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

現在の老人センターのほうですけれども、和室につきましては、町長の答弁にもありましたけれども、あくまでも臨時的にコロナ対応ということで、児童館のほうの児童の昼食の場所ということで使用させていただいているという形ですので、コロナの状況次第になりますけれども、いずれは元のおりの使用という形で考えてございます。

また、こちらのほうは別な話になるかと思いますが、来年度図書室のほうに空調設備のほうを設置するというふうなことで準備しておりまして、そういった形で整備して、高齢者の方にも快適に過ごしていただけるスペースを確保しながら、またコロナのほうの状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、ご意見を伺う場とか、そういうところに関しましては、老人センターのほうの館長、また職員が随时お話を伺ったりしておりますので、その辺からの情報をいただきながら、また直接お話いただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○10番（千葉 有子君）

和室においてはコロナ禍が落ち着けばということは今伺いましたが、先ほども申し上げたように、部屋が1つ、1つなくなっていって、地域の方はやはり心配なさっているのです。その都度、もちろんそこにセンター長ですか、いらっしゃるのですが、話し合う場というか、話し合う機会を設けて、安心していただくということが一番なのではないでしょうか。

先ほどのなかよし教室も、学校のほうと話すことができ連携を取れたというか、糸口を見つけたというか、そういうことで打開しましたので、この場所は地域の方のよりどころになっていて、何よりも人と話すことで、孤独感とか、フレイルの時期を緩和する場所になっていますので、どうか老人センターの活用が、子供たちにも、高齢者の方々、地域の方々に利用しやすい場所として、それからちゃんと情報とか、そういう町の考えが伝わるような対応をお願いしたいと思います。

福祉センターに関しては、その整備では、じゅうたんの新設、取替えとか、窓の不具合とか、いろいろ声を届けばしていただいていますので、これからもますます町の支援、対応をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

10分後の再開予定をもって休憩いたします。

（午後 2時48分）

休 憩

（午後 2時57分）

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. サンノワの株主としての考えについて

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

これから私の一般質問を始めます。

1項目、町が出資している株式会社SANNOWAについて、当期末3か月以内に開催される定時株主総会に、三戸町は筆頭株主としてどのような考えを持って出席するのかお尋ねします。定時株主総会は、会社の経営を任された取締役が株主に1年間の経営成績を報告し、承認を得る場です。取締役や監査役の選任、役員報酬の金額や余剰金の配当等を決め、経営成績など、状況によっては資本減少、組織再生、会社解散なども取り決めます。株主、会社、経営陣にとって非常に重要なものになります。

株主である三戸町は、出資している株式会社SANNOWAから令和3年度の事業活動の報告を受け、計算書類を提示され、承認を求められます。成績がよい場合、悪

い場合、それぞれの場合の考えをお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

栗谷川議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、株式会社SANNOWAの株主としての考え方についてであります。今後会社から提示される第3期目の事業活動報告及び決算書類については、監査及び取締役会などの手続を経て提出されるものであります。町といたしましては、会社設立当初から地域商社としての役目を十分に果たしていただきたいと考えているところであり、今後経営改善に取り組み、会社を存続させ、本来の目的が達成できるよう求めるとともに、応援してまいりたいと考えているところであります。

次に、会社としての成績のよしあしによりどう考えるかについてであります。株式会社制度は、基本的には経営と会社所有が分離されるものであり、株主は総会を通じて意思決定をすることとなります。町といたしましては、経営に関して、特別な瑕疵や虚偽などが成績悪化につながっていると認められる場合は、株主としての権利を行使し、改善を図るものでありますし、通常の経営を行い、成績が伴わない場合は、その理由や対象方法などを求め、改善に向けた意見を出させていただくことと考えております。また、成績が良好であった場合については事業活動を継続させるとともに、新たな事業領域へのチャレンジをしていただくなど、提案をしてまいります。

前の答弁の繰り返しになりますが、SANNOWAは地域ブランド、三戸製品を核とした地域産品を首都圏はじめ全国的に販売して外貨を獲得し、自らも稼ぎながら地域を活性化することを目的として平成31年1月23日に設立しており、昨年の12月で設立から3年が経過しております。

ここ2年間は、販路開拓のための商談ができないばかりでなく、加工品や一次産品の既存店舗での流通量が減少する中で苦戦を強いられておりましたが、それでも第3期はふるさと納税返礼品に主軸を置いた安定的、継続的な経営を求め、新たにかじを切り、取組を始めた1年でありました。

第3期の純利益は損失を出している状況にありますが、補助金を除いた売上げは、第1期519万円、第2期1,838万円、第3期2,232万円と増加していることも事実であり、3年後の黒字化は期待できるものと考えております。また、その実現のためには、ふるさと納税返礼品だけに頼ることなく、もう一つ柱となる事業を見いだすことによって、より安定した収入を確保していくことが必要であると考えております。

SANNOWAがこれまで地元農家や大手百貨店などと築いてきた信頼関係や取組成果を無駄にすることなく、さらに前進させていくため、町は商品開発や販路拡大などの収益増に向けた取組に対し、引き続き協力しながら、地域商社の目的である地域産品のブランド化を図り、地域を活性化させる役割を果たしていただきたいと考えているところであります。

最後になりますが、現在SANNOWAは町の特産品の販売を通じて、町の知名度を向上させる地域商社として自立、運営できるよう、経営改善に取り組んでおります。町といたしましても、会社の目的が達成できるようしっかりと見届けてまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

先ほど来からもう一つの柱というワードが出てきておりますが、もう一つの柱というのは何か具体的にお考えがあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

もう一つのという件についてお答えをいたします。

具体的にはまだ明確にはなっておりません。しかし、目的を達成するため、目的というのは地域産品を外に売って、外貨を獲得して地域を活性化させる、町の知名度を上げるということに寄与できるような取組のほうを考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

先日ですが、取締役の副町長と担当課の方と私ども議員何名かでお話しさせていただいた際に、私どももSANNOWAの存続については、様々な町の方からのご意見等々をたくさんいただいております、それにつきまして私どもも非常に心配をしながら、専門家の方に可能性の策を聞いたり、いろいろと調べて、よい提案ができないかということを実際に真剣に考えておりました、いたずらにただSANNOWAをあれしているわけではないのですけれども、先日副町長ですとか担当課の方にお話を伺った際に、参考までにこちらから、取締役というのは、例えば小さな法人であればあるほど重要なポジションであって、経営の経験者ですとか専門域を持つ方になってもらうのがいいですねとか、会社の監査役というのは、会計監査だけではなくて業務監査も担う方が会社の監査役なのですよとか、あとは役員報酬も、企業ですので、厳しい折には減額ですとか、無報酬だとか、そうやってしのぐ年月もあるものですよとか、あとは資本減少ですね。こういった経営状態が芳しくない状態のときには、参考までにですが、資本減少という策もございますよとか、あとは組織再編ですとか、会社解散などのお話も参考までにさせていただいたのですが、その後取締役や担当課のほうでは、このことについて何かお考えになったことはあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、今回のSANNOWAの件につきましては、議員全員協議会等、また民生商工常任委員会のほうにもご説明を申し上げ、様々なご意見をいただきました。その意見を踏まえまして、町で考えたことということで、2月の下旬に開催されました全員協議会でご報告させていただいたのは、3月補正で計上予定であった買取金の部分は、専門家のご意見を聞いて見送ることとしたいということのご報告をさせていただきます。その結論に至ったものは、町がもう一度ちょっと立ち止まって、改善すべき点がないか、検討すべき点がないかというところを考えたものでございます。それに至るまでには皆様からの様々なご意見があったというものでございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

参考にしていただいたのであれば、そこはよく立ち止まって考えていただいたということで承知しました。

次ですが、山田議員と久慈議員も質問の中で触れておりましたが、決算見込みの状態ですと、49%出資している読売広告社が撤退する方向とのことですが、筆頭株主三戸町として、長である町長に伺いますが、合弁の相手先が撤退するという、これをどういう意味だと捉えているのか、そして今後の経営上、どのような影響を受けると想定しているのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

読売広告社が撤退をするということについての影響ということで、考え方をお話ししたいと思います。

まず、一緒に共同経営という形で入っていただいた読売広告社が、契約書の約定にあるように、140万円の利益が出ない場合は撤退すると。その部分については、こういったコロナ禍の状況の中でのことなので、ある程度は仕方がないということもあろうかとは思いますが。ただ、一度プロポーザルで一緒に三戸町の産品を売っていきこうということでやった、契約をしたという、その意義からすれば、随分あっさりとは抜けてしまったなというふうな感覚を私は持っております。

また、これまでのPR活動であったり町の広告、SANNOWAの広告という部分で考えますと、やはり読売広告社が抜けた場合の広告面での減衰は、これはもうやむを得ないことだとは思いますが、それにかけていた広告費を今後は違う形で工夫をしていくということもまた、これまでの経験を踏まえた中での取組ではあろうと思えます。

そして、あと各地域からも地域商社として注目は浴びておったと思うのですが、そういう中で、3年という期間で一旦合弁が崩れたということについては、地域商社の在り方、また運営の仕方、またこの時代に対しての挑戦の仕方という部分をどのように、難しいというふうにも考えてもらう一つのきっかけになるのか、あるいはもっと工夫の仕方がなかったのかという、そういう見方もされることもあろうかと思えます。

町といたしますと、一旦事業として進んでいったものについて、合弁から抜けられたからといって、そこで町も畳む、要は事業を停止することというのをやってしまうと、それこそ何もなかったより悪いことになると思えますので、SANNOWAが前に進もうとしている限りは、町としてもしっかりと支援はして、応援はして、必ず成績を達成していただけるように、まずやっていかなければならないというふうにも思っています。そのことをしっかりとやることで、合弁から離れたところについても払拭をしていけるようにしていかなければならないというふうにも思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

今の答弁で、あっさりとは抜かれたというのは非常にちょっとつらいところもありますが、実はあっさりとなのかといえばあっさりではないというか、2018年に締結されている契約書上に撤退条件というのは数字でぴしっと書いてありますので、それを3年たって達成できなかったというのは、あっさり抜かれたというのとはまた違うのかなと。そこに対して、努力目標140万円を達成するというのを3年前から目指せたことですので、そこは何らかの努力が、頑張ったのは分かりますけれども、結果として出なかったというのが結果なのではないかなと思いました。

この撤退なのですが、合弁基本契約書を確認すると、第9条の撤退条件を見ますと、買い取ることを請求することができるものとして書いてあります。ということは、読売広告社も、もし可能性が今後、本年度でも来年度でも右肩に上がる可能性を感じてくれているならば請求しない、撤退をすると言わなかったのではないかなと私は思います。なぜならば、請求することができるものとして書いてあるからです。そういった意味で、撤退が示す意味、読売が撤退するという意味とこちらが感じているその影響というのは、やはり経営が身につけている民間企業のシビアな考えとギャップがあるのではないかなというふうにも感じています。

読売広告社、ひとまちみらい研究センターの強みといえば、マーケティングとイノベーションだと思います。そちらのトップページのほうにも、観光振興、産品開発、

移住・定住の地域課題に対して、独自のワンストップソリューションでお答えするプランニング集団です。地域の潜在価値を高めるために、モノづくり、コトづくり、場づくり、ヒトづくりまでサポートしますとうたっています。そういう強みと49%の資本を持った合弁相手に撤退されてしまう。一般的には、その大きな影響というのを考えれば、リスクを最小限に抑えるために、株式会社としては解散して、別の形態で、身の丈に合った規模でリスタートさせるということも考えると思いますが、そういう策は考えないのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

一旦解散等も考えるべきではなかったかということかと思えます。まず、SANNOWAにつきましては、第1期、第2期と売上げを伸ばしておりまして、第3期以降におきましては、収益の状況によっては読売広告社の撤退条件が適用になることもあり、コロナ禍の中でも事業計画をまず見直しまして、ふるさと納税の返礼品を取り扱ってきたというのは、これまでも説明したところでございます。

今回結果的に損失というところで、では今後どのような形をするのかということを検討した際に、その中に選択肢としては休止であるとか、廃止であるとか、継続、それぞれのパターンというものをまず検討したところでありますが、ここで立ち止まっていいのか、ゼロからまた始めるのがいいのかということを考えてまいりました。その際にSANNOWAほうから、3年後の黒字化の計画が示されていることもありまして、これまでの実績を生かして、前に進むことができるのは今の体制であるというふうに判断したものでございます。

今後いただいたご意見等をいろいろ参考にしながら見直すところは見直し、しっかりとこの目標が、3年後とは言わず一日も早く達成できるようにということを考えて、町のほうで応援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

SANNOWAの事業目的、地域産品の卸売販売、加工品の開発、製造販売ですとか、指定管理者運営、飲食施設の運営、観光資源の開発、宿泊施設の運営ですとか、様々ありまして、本当にこの町の発展にとって必要なことだと思います。思うのですが、本当にSANNOWAの町の発展のための事業内容を行うのであれば、現社長の持ち味である自由でユニークな発想、それを生かせる形態にして、株式会社という形ではなく別の形で、大いに動いてもらうほうがいいのではないかと私は思います。必要に応じて、それに対して町が応援する形というの、株式会社の中で税金であるという重圧を感じながら動くよりは力を発揮できるのではないかなという考え方もあると思うのですが、それもちよっと参考にさせていただきたいなと思います。

もう一つ質問ですが、このまま株式会社という形で、同じ経営陣で、役員報酬の金額、資本減少も考えず、組織再編などといった変化を加えずとも右肩上がりに推移させていけると株主はお考えなのでしょうか。株主に質問ですので、町長にお願いします。

（「役員への質問か」と言う者あり）

○7番（栗谷川 柳子君）

株主と役員は違いますので、株主は三戸町です。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時21分）

休 憩

（午後 3時21分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（松尾 和彦君）

先般示されました経営についての計画の部分については、まず決算前の状況ということがありますので、町のほうから細かい数字の動き等については特段言うものではありませんが、今回の議会の中での議員の皆様のご意見、また当然会社ですから、またそういった周りに対しての見せ方という部分も含めて、役員と隣に副町長おりますけれども、通して総会の中で話をさせていきたいというふうに考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

もう一度質問し直します。町長に質問いたします。

このままの株式会社で、同じ経営陣で、役員報酬の金額、資本減少、組織再編などといった変化を加えずとも、右肩上がりに推移させていけると株主はお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

SANNOWA経営の部分については、先ほども申しましたように、特別な瑕疵や虚偽などが成績悪化につながっていると認められる場合は、株主の権利を行使して改善をしていくということが株主の務めというふうに考えているところでございますので、特段そのメンバーについて、どうしても全部切り替えなければならないとか、そういうことではなしに、やはり今の経営陣の中でそれは判断していただかなければ、まず一義的にはならないものではないのかなというふうに考えております。町としては、進むにしてもそうでないにしても、支援をしてきた責任はありますので、しっかりとその責任は取っていきたいというふうに考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

株主の仕事は、株主の仕事はというか、株主は経営陣、取締役がきちんとしっかりと責任を果たしているのか、経営上しっかりと機能しているのかということをしつかりと注視するというのが株主の役割であります。いかがお考えですか。

○町長（松尾 和彦君）

議員から今ご指摘をいただいたとおり、しっかりと見ていくものだとは思っております。

す。その点は、ご意見には賛同いたします。

○7番（栗谷川 柳子君）

読売広告社は、2018年当初締結された合弁基本契約書上に撤退条件を定めております。そして、三戸町が株主として、それに押印しております。実際その書面上を見るとシビアです。民間企業ですので、民間企業で株式会社ですから、きちんと撤退するラインというのを決めて投資をしているという状況だと思います。これが民間企業、株式会社の、しっかりと数字を持って判断するということの見本だと思います。大概の経営者、民間企業では、やめどきですとか、引きどき、引き際というのを設定して会社を運営していると思います。株主の三戸町は、撤退条件というのを定めなくて、これからも会社を株主としてやっていくのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ご指摘の撤退条件であります。SANNOWAの事業については、地方創生推進交付金を活用したとはいうものの、町からプロポーザルで提案をしてやった事業でありますので、町が撤退ということは、なかなかこれは難しいのではないかなと思っております。ただ、これはいろんな事情があろうかと思いますが、その事情ごとにこれは判断をするしかないとは思いますが、現在のところは3年後の黒字化を目指すというところで話ができておりますので、現在のところは撤退という考え方はございません。

○7番（栗谷川 柳子君）

誰が決めるのですか、撤退の時期は。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのお話は、ご意見としては承りたいというふうに考えておりますが、今この議場の中での判断というのはできかねるものと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。私どもも当初から、当初からというか、民生商工のほうでもSANNOWAについては心配しておりました。日頃から様々調査の際には進言等させていただいておりますし、私のほうでも令和2年の予算のときに、しっかりとSANNOWAを存続させていくためには、令和3年度以降の存続を考えれば、独自の資金調達をその当時のうちに成功させておかなければ借りられない状態になりますよという進言をしておりました。

資金調達が成功させるためには2つの方法しかありませんよということもお話ししてありました。1つは補助金を実質相当分の経費を再算出して、実質相当分の執行をするとか、もう一つは当初の計画どおり9,990万円の売上げを達成させる、この2つしか資金調達が成功させられる方法はありませんと当時から申し上げてきました。常任委員会でも様々進言をしてきました。なので、私どももいたずらにSANNOWAを解散させたいわけでもないので。

でも、やはりきちんと、株式会社ですから、時期ですとか、条件ですとか、そういったことを、逆に言うと目標というのをきちんとして、本当に達成するという意気込みで、取締役の方々がしっかりと機能していただかなければいけない、そのように私は思いますけれども、やはり民間の感覚、行政の感覚ではない経営意識というのを

持っていただかないことには、ずるずるとやっていくこともまた町民に対して負担になることとなりますので、その部分のお考えを伺いたいです。

○副町長（馬場 浩治君）

ただいまご意見をいただきましたし、アドバイスもいただきました。私も経験が本当になくて、こういう取締役という大役を仰せつかって、この3年、毎月の報告、収支報告と協議もありまして、話し合いはしてきました。これらについても、今後の計画も、3年後のプラスを目指すということで、取締役会でも計画させていただきましたので、これに向かって今後努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○7番（栗谷川 柳子君）

もう一度お伝えして終わりにいたしますが、この出資金は税金でありますから、やはり町は株主という立場であるということをよく理解し、経営陣を注視し、厳しく追及していく立場であるということ念頭に置いて、町民に対しても清く説明責任を果たせるように臨んでいただきたいと思います。株式会社である以上、株主も経営陣もより一層機能しなければいけないと。役所的な感覚では難しいと思います。私もSANNOWAのような事業をしておりまして、これが非常に難しい事業であることを分かっているからこそ、このようなことをお伝えしております。

SANNOWAの事業内容というのは、本当に町にとって必要なことではあります。形態というのは今の現社長の代表取締役の持っている素質、可能性、センスというのを大いに引き出せるような形態を考えて、別の形で町が応援するというのも考えていただきたいと思います。

それと、先ほど久慈議員への副町長のお言葉に、どうなるか分かりませんが、応援願いますとありました。どうなるか分かりませんが、ということには応援はできませんが、頭に留めて、進捗を今後も注視していきたいと思っております。

1項目の質問はおしまいになります。

2. ゴミ削減の取り組み方法について

○7番（栗谷川 柳子君）

2項目の質問です。ゴミ削減の取り組み方法について。

1、古着回収の回収方法について。現在役場に持ち込む方法になってはいますが、出す古着がたくさんあるが、車がないので運べないという声が毎回耳に入ってきます。回収方法を見直していただけないのでしょうか。

2、役場の封筒について。雑紙分別への配慮として、封筒の小窓のセロハンを紙製に変更していただけないか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

ゴミ削減の取り組み方法についてであります。初めに今年度2回実施した古着回収の実績についてお知らせいたします。1回目が7月26日から30日までの5日間実施し2,510キロ、2回目は11月29日から12月3日までの5日間の実施で2,410キロの回収となっており、前回実施した令和元年度と比較し350キログラムが増加している状況にあります。今後も古着回収が定着し、燃やせるごみの減量とリサイクルの推進につ

ながるよう継続をしてみたいと考えています。

それでは、1点目の古着回収の回収方法の見直しについてであります。回収拠点として役場前を選択した理由は、重量のある衣類を運搬する負担軽減のため、車による乗り入れが可能であること、また回収場所の管理及び回収した古着の保管が容易にできることを考慮したものであります。現在の古着の買取り価格は非常に低額であり、遠方への運搬経費等を考慮した場合、採算を取るのが難しい状況となっております。

本事業では、古着の引渡場所を1か所にすることで、手数料の負担なしに実施しているところであります。仮にごみ集積場で古着を回収するとした場合、収集委託料を支払って1か所に集めてからの業者引渡しとなりますので、経費が発生することを考えますと、今後も現在実施している拠点回収により対応してみたいと考えております。

次に、2点目の役場が使用する窓付封筒のセロハン窓の変更についてであります。現在使用している封筒のうち、窓なしのものは総務課が一括して作成したものを使用しておりますが、窓付につきましては各課が用途に応じて作成したものを使用しております。リサイクル可能なグラシン窓への変更に当たりましては、印刷単価が上昇することが見込まれることから、印刷部数を増やすことで単価の抑制を図りたいと考えております。現在総務課において、各課で作成した封筒の使用について調査を行っているところであり、その結果を受け、適切に対応してみたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

やはり古着については、回収のところで非常に経費がかかりそうだということは分かりました。何か町内会とか、やっぱり近所の方々の助け合い等で役場まで運んできてもらえる方法を探るしかない、小声になりましたが、何とかいい方法が思いついたらまたお伝えします。

セロハン紙の封筒については了解いたしました。

これで今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時40分 散会

第6日目 令和4年3月9日(水)

○議事日程

第1 一般質問

- 藤原 文雄議員 1. 杉沢小中学校閉校後の校舎活用について
2. 株式会社サンノワについて

- 越後 貞男議員 1. 果樹生産省力化設備整備事業費補助金について

第2 意見書案第1号 水田活用の直接支払い交付金見直しについて対応を求める意見書案

第3 議案第2号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第4 議案第3号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

第5 議案第4号 三戸町公共施設整備基金条例の制定について

第6 議案第5号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

第7 議案第6号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第8 議案第7号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第9 議案第8号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案

第10 議案第9号 町道路線の変更について

第11 議案第10号 辺地に係る総合整備計画を定めることについて

第12 議案第11号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第13 議案第12号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第14 議案第13号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第10号)

第15 議案第14号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第16 議案第15号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第17 議案第16号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)

第18 議案第17号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

第19 議案第18号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第2号)

第20 議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算

第21 議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算

第22 議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算

第23 議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算

第24 議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算

第25 議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算

第26 議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算

第27 議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算

第28 予算特別委員会設置(令和4年度予算議案8件付託)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13人）

1 番 柳 雫 圭 太 君
2 番 小笠原 君 男 君
3 番 和 田 誠 君
4 番 越 後 貞 男 君
5 番 乗 上 健 夫 君
6 番 山 田 将 之 君
7 番 栗谷川 柳 子 君
8 番 藤 原 文 雄 君
10番 千 葉 有 子 君
11番 久 慈 聡 君
12番 澤 田 道 憲 君
13番 佐々木 和 志 君
14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（1人）

9 番 番 屋 博 光 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事（税務課長事務取扱）	遠 山 潤 造 君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
	健康推進課長	太 田 明 雄 君
	会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
	農 林 課 長	極 檀 浩 君
	建 設 課 長	齋 藤 優 君
	まちづくり推進課長	中 村 正 君
	総務課財政指導監	下 村 太 平 君
	三戸中央病院経営改善推進監	松 澤 俊 彰 君
	総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
	まちづくり推進課やわらかさんの交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員	会 長	梅 田 晃 君
委任説明員	事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員	教 育 長	慶 長 隆 光 君
-------	-------	-----------

委任説明員 事務局 長
史跡対策室 長

櫻井 学 君
奥山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局 長事務取扱）
主 幹

貝 守 世 光 君
櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<8番 藤原 文雄議員>

1. 杉沢小中学校閉校後の校舎活用について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

おはようございます。通告書に従いまして質問いたします。本日の私の質問は2項目でございます。

初めに、1、杉沢小中学校閉校後の校舎活用について。長きにわたり地域とともに歩んできた町立杉沢小中学校が本年度末で閉校することになり、2月19日には閉校記念式典が開かれました。児童や先生方、保護者や地域の方々の心の籠もった式典を拝見し、今後は生活空間としての地域の在り方について広く議論されるべきと考えております。

そのためにまずは、自然に囲まれたすばらしい環境の杉沢小中学校校舎について、今後どのような利活用を考えているかについて伺います。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。藤原議員の質問にお答えを申し上げます。

お尋ねの杉沢小中学校閉校後の校舎活用についてであります。現在の校舎は昭和63年10月、体育館は平成2年3月に竣工となり、それぞれ30年余りが経過しているところであります。これまでの期間において、安全に教育活動を行うため、大小様々な修繕を行い、学校施設の維持管理に努めてまいりました。

今後の校舎利用につきましては、保護者や地域の代表者の皆様との閉校に向けた懇談会におきまして、地域コミュニティの核である学校がなくなることで地域づくりに停滞を招かないよう、ご意見、ご要望をお伺いし、行政として支援させていただくことや、廃校施設を新たな地域活性化の拠点として、都市と農村の交流促進のための農林漁業体験型研修施設や山あいの気候を生かした生ハム工場など、全国の廃校を活用した事例についてもご説明をさせていただいたところであります。

現在のところ杉沢地区の皆様からは、廃校後の施設利用や地域づくりについての具体的な要望や提案はいただいているところではあります。町としての方針も定まっていない状況にはあります。今後対話の機会を設け、町長と語る会で、児童からの杉沢地区の豊かな自然や風土を生かしたすばらしい提案も含め、できる限り地域の意向に沿った活用ができるよう検討を進めてまいりたいと考えています。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま校舎利用について町の考え方を伺いました。この件につきまして1つずつ再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、現段階において校舎、建物の状況はどのような感じになっているのかということ、それから今後の管理をする場合の方法を、どのような管理が行われていくのかについて伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、現在の建物の状況ということでございますが、大きな破損とか、そういったところは見られておりませんので、今後使うということであれば使用して、そのままの状態で使用していただけるものというふうに考えております。

今後どのような形で管理していくのかということでもありますけれども、これまで蛇沼とか、あるいは北小とか、様々な学校を統合してきましたけれども、その際には教育財産としての使用はなくなるということで、総務課のほうに普通財産という形で移管して、その後の活用を考えていくといったことになっております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま校舎についてはそのままの状態です使える状態にはしてあるということ、それから教育財産ではなくなるということで、今後は教育委員会から総務のほうに移るということだったと思いますけれども、使える方法で一番いいのは、現段階で教育委員会が管理をしているということなので、使えるのであれば、私個人的に、こういうご時世でもありますし、コロナの件とかがあって教育現場は大変厳しい、子供たちの活動も制限される中であって、杉沢の校舎というのは場所的に大変いい場所だなど思っていて、想定としては、いろいろ活用は変わっていった構わないと思うのですが、現段階です使える状態であるのであれば、教育委員会で教育施設として取りあえず使っていくというような考えを持ってもいいのではないかなと考えますけれども、その辺のところについて考える余地はあるのか伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

教育施設としての活用ということでありますが、まだ何も決まっていない状況であります。例えば学校教育の中で、立志科という教科がありますが、そちらのほうは地域の伝統や文化を学ぶということで、杉沢小中学校のほうを活用して杉沢地区の文化などを学ぶといったことを行ったりとか、あと社会教育の部分にはなってくるのですが、そこで例えば子供会とかPTAの活動でキャンプしたりとか、そういったような自然を生かした活用というのも1つ考えられるのではないかなというふうには捉えております。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま教育委員会から前向きな意見をいただきました。やはり町の財産でありますので、建物ということになりますと、ほっておくとやはり傷んでくるというような状況になってくると思うので、これはやはり時間を空けないで、できるだけ使うというようなことを考えていただいて、前向きに先ほど説明がありましたような活動に使っていくということをまず最初に考えていただきたいなと思っています。

先ほどの町長の答弁によりますと、これから活用については地域の皆さんからの意見も聞くというお話、町側として農林関係の施設とか、2点ほど提案はあるということでしたがけれども、まず学校がなくなるということは、その地域の生活環境が大きく変わるということで、大変寂しい気持ちになるのは住民の皆様だと思います。私も閉校を経験して寂しい思いをして、それでも自分の学校がなくなったというのではなくて、小中一貫三戸学園が今度から私たちの学校だよというような雰囲気づくりをしていくためには、やはりもともとあった校舎の跡地を寂しくさせないようなことを考えていかなければ、町の生活空間として、子供たちもそうですけれども、地域の皆さんもそういうふうな気持ちにならないように考えて、町として動いていただきたいと考えております。

これまで三戸町では、閉校した校舎跡地がまだまだあります。特に旧斗内小学校跡地、旧蛇沼小学校跡地について、まだ具体的な活用が見られていないと思われましても、これについて、取組状況、進捗状況について教えていただきたいと思っております。

○総務課長（武士沢 忠正君）

斗内小跡地と蛇沼小の校舎跡地の具体的な取組状況ということでございますが、斗内小跡地については、建物、校舎を解体いたしまして、現在更地の状況となっております。土地の利用については、年に数回あるかないかの程度なのですが、道路の工事等々で、建設業者のほうに駐車場としてお貸しするといった程度の状況となっております。

あと蛇沼小学校については、校舎はそのまま残っております。校庭のほうを町内会等々で草刈りをしていただいたりとかということの管理の状況ということになってございます。具体的な今後の、どう使っていくかということについては、特に現在のところは予定がありません。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

特に蛇沼小学校については使う予定がまだ決まっていないということで、もう既に15年以上そのままの状態であるかと思われまします。やはり思いのこもった校舎ということで、先ほども申しましたけれども、積極的に町として使うということも考えていただきたいと思っております。

今定例化の冒頭で、町長の挨拶の中で、持続可能な社会の実現と将来の展望へとつながる各種事業を展開していくということをおっしゃっていました。持続可能な社会ということと言いますと、やはり三戸町中心部だけではなくて、広く、中学校も1校になりましたので、三戸町の全部が学区というような区割りになっているわけで、その中で子供たちが、学校にはスクールバス等で行くけれども、実際の毎日の生活は各地域で過ごしているわけで、やはりそのところのフォローのためにも、気持ちの入った各場所、それを大事に三戸町はしているよというようなことをアピールできるような今後の対応をしていただきたいと思っております。そのところをお願いして、1番の質問は終わります。

2. 株式会社サンノワについて

○8番（藤原 文雄君）

2項目めの質問に入ります。

株式会社S ANNOWAについて。2月10日の議会全員協議会において、株式会社S ANNOWAの経営状況について、令和3年度の決算で約648万円の損失となる見込み、さらには読売広告社が撤退の方針であるとの報告がありました。新聞報道などにより町民の関心も高まっていることから、地域商社についての町の考えを伺います。

①として、会社設立に際し、合弁会社とした根拠と基本方針について伺います。

②として、3年間の事業総括と目的達成に対する町の評価を伺います。

以上、お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。株式会社S ANNOWAについて、2点のご質問に答弁申し上げます。

1点目の会社設立に際し、合弁会社とした根拠と基本方針についてであります。国では人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年9月、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、その後各自治体が自主的に取り組む地方創生を支援するものとして、平成28年度に地方創生推進交付金が創設されております。

町では、町内にある多くの地域資源の商品開発やブランド化などの課題に着目し、町と全国をつなぐための仕組みづくりを担う会社となることを基本方針として、地方創生推進交付金の活用により、地域商社であるS ANNOWAを設立しております。

合弁会社としての設立に当たっては、地方創生推進交付金の要件の一つとして、官民協働により民間資金の協力を得て行うことが掲げられていたところであり、町としても地域商社の立ち上げに当たり、民間の手法、商品開発、販売方法などのノウハウが得られることや初期投資費用を低くできることなどから取組を進めたところであります。

また、共同出資者の選定に当たっては公募により行い、株式会社読売広告社の1社からの応募があったものであり、事業提案と説明を受け、同社を選定し、2社の合弁会社として設立をしたものであります。

次に、2点目の3年間の事業総括と目的達成に対する評価についてであります。売上実績は計画額の62.5%という結果になっておりますが、商品開発点数は目標値11点に対し実績が15点、販売チャンネル数では目標値19件に対し実績が74件と、目標を超える結果となっております。これまでに行った各種商談会や物販イベントへの参加により、三戸町の特産品のPRや販売を行ってきた実績等を今後の経営に十分生かし、売上げをさらに伸ばせるよう、また三戸町のブランドが全国的に認知され、一年でも早く黒字化を達成できるように、町としても応援してまいりたいと考えております。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま町長から説明をいただきました。この件については、昨日から私で4名の議員が質問をしております。昨日から説明は大分聞いておりますので、確認のために、昨日と質問が重なる部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしくお聞きしたいと思います。

再質問の1つ目、そもそも地域商社というのは、町としてどういった立ち位置の会社とされているのか、民間の会社や商店とどう違うのかというところを町の考えとしてお聞かせ願いたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

地域商社につきましてのご説明をさせていただきます。

まず、これまで町のほうでは、域内、三戸町内とか、商品開発にしても、その小さい単位での販売にとどまっていたものを、多くの資源があるにもかかわらず付加価値をつける商品開発ができていないとか、ブランド化が図られていないとか、マーケティング開発ができていないというような理由から、域内、地域内での流通がまずほとんどでありました。これを継続的に、新商品とか、あとは広告戦略等によりましてブランドの認知度を高める、地域の活性化のために寄与する会社が地域商社ということと考えてございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま説明をいただきました。ちょっと私の質問が悪かったみたいで、もう一回質問をし直します。

基本的に株式会社として始まっているわけなのですけれども、これは民間の会社と同じと考えていいのか、特殊な会社と考えているのかについて伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、地域商社で考えますと株式会社ではございますが、地域のため、民間会社であれば経営、収益、利益等を真っ先には求めるべきものであろうかとは思いますが、地域商社に当たりましては、先ほど説明申し上げましたように地域の活性化、町のPR、町の課題解決のために取り組む会社というところで、民間とイコールと、全くイコールというふうなことはないかと思えます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

ただいまの説明、民間の会社とは違うという町の考え方ということは、先ほども何かちらっと言っていましたけれども、利益は求めなくてもしょうがないのだというような立ち位置の会社として町は考えていたということではよろしいでしょうか。確認です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

事業の実施に当たりましては、計画を出していただいておりますので、当然利益が出るものと、その目標に向かってそれに取り組んでいるものでございますので、利益が出なかったから仕方がないということではなく、昨今であれば様々な状況がございますので、そういうところでもっと利益が出なかったというところは1つ考えなければならぬ、そういう理由というのも考えなければならぬというところはあるかと思えますが、全く利益が出なくても仕方がないというふうには考えてございません。

○8番（藤原 文雄君）

その件については了解しました。

2つ目の質問をします。昨日の町長の答弁の中で、読売広告社が手を挙げなければ設立はなかったとのことだったと思えますけれども、読売広告社が手を挙げなければ

事業そのものを諦めたということなのか、交付金利用の事業がまずほかにもあったのではないかと思うのですが、そのところを確認します。お願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

地方創生交付金を受けるに当たりましては、先ほど説明しております町のブランド化、地域製品のブランド化を図り、地域を活性化させるための取組のために地域商社を設立したいという思いがありまして、共同出資者の相手方となる方を公募型のプロポーザルで募りまして、審査をし、決定したものでございます。事業を町のほうで、こういう事業をやりたいというところで手を挙げていただいたもので、相手方がいなかったから諦めたのかということではなく、町が事業主体と、こういう事業に取り組みたいというところで合致する会社がいたので、合弁契約を結び、一緒に取り組んだものでございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

交付金利用の事業について、町の考え方は分かりました。これは全協でも質問をしましたけれども、読売広告社が撤退をするというような動きの中で、新しい出資者を探すというような考えは、今持っているか持っていないかについて伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

読売広告社と交わしました合弁基本契約書によりまして、収益140万円、利益のほうが上がらなければ撤退するという条項にのっとりまして、今回読売広告社の撤退ということを報告させていただいておりました。昨日も説明のほうをいたしましたけれども、その撤退に当たりまして、継続なのか、ストップ、止めるのかという検討をいたしまして、現在SANNOWAのほうから向こう3年間の事業計画書が提出され、3年後には黒字化の計画を示しておりました。これまで取り組んできました実績、農家との付き合い、あとバイヤーとの付き合い等も無駄にすることなく前に進むためには、今の事業者がこの計画を実施させるべきと考えておりましたので、新しい出資先を探すということはいたしておりません。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

新しい出資者を探すということはしていないということでしたけれども、これからも探すという考えはないということでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今後につきましては、様々な選択の方法があるかと思っておりますので、状況により、必要に応じ、検討する一つかなというふうに考えます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

状況により考える選択はあるということで理解しました。

先ほど3年間の計画に基づいてというような話が、昨日から説明を受けておりますけれども、ここでちょっとそのことについて伺います。ふるさと納税の返礼品事業、

これを令和3年度主軸にしてやってきたということでございますけれども、そもそもふるさと納税の返礼品というのは、町の別の事業であろうかと思えます。その原資になっているのは税金と考えるべきだと思いますけれども、そういった認識はありましたでしょうか、伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今回SANNOWAのほうに第3期に取り組んでいただいた新しい事業としましては、ふるさと納税の返礼品を受注することによって、大幅な収益の売上げを上げていただいております。これにつきましては、全国の皆様、多くの皆様から寄附していただいたその寄附金の一部を使って事業のほうを行っているものでございます。返礼品は、その寄附額の一部で賄われているものでございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

ふるさと納税の寄附金という感覚だということなのだと思いますけれども、私が思っているのは納税、全国の皆さんが納税をしたということです。三戸町に入りました、一回入りました寄附のお金が、その中からまず返礼品を出すということで戻す。納税者にしてみると、システム上の話ですけれども、三戸町に1万円を納税しましたと。そうすることによって控除が受けられますということで、返礼品についてはまずおまけみたいな感じなのかなという思いはあるのですけれども、ふるさと納税自体の事業が悪いということではなくて、そもそもの原資になっている部分は町から出ていますよねということを確認したいのですけれども、そのところについては間違いないですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ふるさと納税で寄附金を例えば1万円いただきました。例えばリングを希望された方、約3割程度の範囲内で希望する額として、まず3,000円程度のリングを返礼品として希望いたします。その経費につきましては、町のほうで記念品ということで歳出は設けてはおりますが、実質差額の7,000円分につきましては、寄附金として町の歳入に入ります。寄附した方は、その1万円分が税の控除になる、対象になるというもので、寄附額の差額分というものは町の寄附金、ふるさと納税のところに入ることになります。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

町としてもSANNOWAの売上げを上げるために協力はしなければいけなかったということで、そういうふうになったものとは思いますが、私がちょっと思うのは、ふるさと納税の返礼品の事業自体、市場原理に基づいた事業になっていないということが少し気になる点で、やはり会社、株式会社ということでやっていく一つの条件的なところで申し上げますと、やはり市場原理を意識した商売に着目するべきものではないかなと考えて、今の質問をしました。この件については分かりました。

次の質問をさせていただきます。基本的に今まで3年間事業をやってきて、実績が出されました。最初の1年目、2年目、総額で6,000万円を超える助成金が出ています。3年目、本来取り組むべきであった加工品販売、一次製品の卸売事業、本来はこの部分が主軸になっていくべきものだったと思うのですけれども、残念ながらますますコロナの件もあってということで、町としてはふるさと納税のほうに主軸を置いたと

ということでございますけれども、先ほどのことから、私の考えとしては、結局3年間行政主導の、補助金絡みで何とか3年間やってきたというようなことではないかなと私自身は感じております。コロナのせいにするというのはまずどうなのかなと思うのですけれども、基本的に民間でしっかり利益を上げている商店もいっぱいいるわけです。そういった中で行政支援が目立つ株式会社という在り方については非常に問題があるのではないかなと考えますけれども、そういった認識は町としてありますか。

○町長（松尾 和彦君）

地域商社のまず在り方というところについてのご質問だと思います。地方創生推進交付金の制度にのっとって、地方の個性を生かした、要はそういう事業を立ち上げるための資金でありますので、額の多い少ないにかかわらず、そういう点については国も認めてスタートしているわけですので、それは妥当なのではないのかなというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

地域商社の在り方としては、町のやってきたことは妥当だということで、そのところは了解をしました。

次の質問です。そもそも目的は、地域ブランドを核とした地域産品を首都圏をはじめ全国に販売して外貨獲得をするということ、地域ブランドをつくる、そういった説明だったと思いますけれども、昨日の町の説明によりますと、ふるさと納税の返礼品事業以外でもう一つの軸をつくりたいというようなお話がありましたけれども、本来やるべきことは、先ほども申しました開発商品の販売、一次産品の販売、これを一生懸命やることではないのかなと。新しく主軸をつくるというのではなくて、主軸というのはそもそも最初に基本として掲げていた部分ではないのかなと思うのですけれども、その辺のことについて考えをお伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

設立当初からまず地域ブランドを確立させて、外貨獲得、町のPR、町の活性化のために寄与する会社としてやってきております。まず、第1期、第2期、第3期と3年間進めてまいりまして、これまでやってくる途中で新型コロナウイルスの感染症の拡大というのがあって、加工品の販売であるとか一次産品の取引、あとは催事等ができなくなり、計画していた利益も上げられなくなったことから、第3期は何とか別な方法でできることはないかと模索した上で、ふるさと納税の返礼品という事業にまず着目をして取り組んだというものになります。

町がやれと言ったということよりも、まず町が提案をして、それに対して、ぜひ地域のために、ふるさと納税の返礼品を取り扱うことで、そのことで町にふるさと納税の寄附金が増えるのであれば町のためにも貢献できるということは、代表のほうからの口からも聞いております。そういう思いを持って取り組んでおります。ですので、全く当初の目的から外れているということよりも、社会の情勢に合わせてかじを切り、新たに取り組んだ1年の結果が今回であったというふうに捉えております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

町側のスタンスというか、考え方はよく分かりました。

次の質問をします。これまで実績、さらには3年間の計画が私たちのところに提案、

提出されましたけれども、私の見る限り、3年間の実績に関して会社経営としては危機的状況にあるのではないかと私は考えますけれども、町長はそういう認識は持っていますか。

○町長（松尾 和彦君）

地域商社の事業を進めるに当たってブランド構築委員会というのを先に立ち上げ、町内のいろんな資源、農産物であるとか、水産物であるとか、加工品であるとか、いろんなものを調査して、どの方向性で行くかというのを検討されて進んだものというふうに思っています。ただしかし、果樹の関係で進む市場というのはブルーオーシャンの世界ではなくて、もう既に飽和状態にあるレッドオーシャンの中に実は入って行って三戸のPRをしていくという、環境からするとそんなに恵まれている環境ではありません。

まして地元の果樹の産業は、大変おいしいものが、日本一おいしいものができる、作れる、そういう環境にはありますが、いざ蓋を開けてみると、加工したり売っていくにしても実は量が実際それほど、潤沢に回ってくるかというところもありません。既に農家の方々から市場に行き、あるいは小売に行きという形で実際に回っている状況の中で、新たに三戸町を表現するためのブランドを構築していくためにということになると、やはりそこは農家の方々との信頼関係であったり、周りの市場との信頼関係であったり、いろんなものを一から作り上げていかなければならないということでまずスタートしたわけでございます。

そういった点におきましても、昨今の、昨年などのサクランボも大変な不作でありましたし、その他のリンゴあるいはニンニク、様々な部分についても、価格は高いのですが、量が取れないというところともまた重なってしまった不運もあるのだと、私はそういうふうに思っています。

ですので、何かちょっと話がずれてきたような感じがいたしますが、SANNOWAについて、ブランド化をしていくに当たっては、決して誰がやってもできるかという状況ではなく、やはり国からの地方創生の資金を活用して、突破口としてやっていく部分というのは非常に重要で、またそういう認識であったということでございます。

○8番（藤原 文雄君）

町長の実績に対する考え方、評価は十分分かりました。私がもう一点聞きたいのは、会社経営として危機的状況にあるのではないかとこのところを、認識があるのかないのかをお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

数字を見る限りであれば、なかなか3年間の中で持続できる、自立できるようなところまではまだ至っていないというふうには考えております。ただ、今後の見通しの中で、ベースとなる部分で、ふるさと納税の支援という形でやられるのであれば、あるいはまたもう一本何か柱を立てていくという工夫をされていくのであれば、それは可能な場合もあるのではないのかなというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

もう一つこれに関して質問します。

町が100%の株主となった場合、もしかしてSANNOWAが資金不足になったら

き、町は資金提供するのですか。

○町長（松尾 和彦君）

現在のところ、そうならないようにまず努めていかなければならないと思いますが、運営のための、存続をするための予算という形で税金を投入する考えはございません。

○8番（藤原 文雄君）

定款を見ますと、これは合弁会社の定款だったか、ちょっと今見ないと分かりませんが、問題があったときに取締役会で相談をして、出資を増やすかどうか決めるというような内容があったと思われます。先ほど町長が資金提供はしないということをお断言されましたけれども、違った形で入れるというようなこともありませんか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのご質問ですが、違う形で入れるということは具体的にどういうことなのか、ちょっとはかりかねますので、ご答弁はできません。

○8番（藤原 文雄君）

例えば定款を変えて出資を増やすというようなやり方は考えられるわけで、それに関する定款は少しあったように思われましたので、そういうことであればなし崩しになっていくのではないかなということで質問しました。この件に関しては分かりました。

次の質問をします。昨日町長は撤退はあり得ないということをおっしゃいましたが、けれども、継続するにしても、株式会社という形で持っていつている限り、ある程度は民間主体の考え方で利益と向き合っていくというような姿勢がない限りは、先ほども危機的状態と言いましたが、私はこの経営に関しては出口が見つからないのではないかなと思うのですけれども、町長、もう一回そのところの考え方をお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの質問の意味がちょっとよくまだ理解できていないのですが、まずは地域商社としてスタートし、国の補助金を得て3年まずやりました。ただ、3年で成果が確実に出るということなかなか難しいというふうに思っております。ですので、今後のまた取組も見ながら、町とすれば応援はしていきたいというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

ただいまの町長の答弁、3年で結果を出すのは難しいという話でしたけれども、計画書を出されていますけれども、この計画書はそもそも、これは何だったのかなと思うのですけれども、3年後に17万8,000円の黒字を出すという計画ですけれども、それ自体は難しいという町長の考えなのですか。

○町長（松尾 和彦君）

私が大変、その状況の市場の厳しさと言ったのはまず世間一般的な話でありまして、また過去の数字の部分では確かに赤字という形になっておりますが、今後の3年間に

おいては、一応そういう目標を立ててやれるという本人たちの考え方もありますので、そういうことがある以上、町とすれば途中でやめたではなくもう少し頑張っていたらこうと、そういうふうな思いでございます。

○8番（藤原 文雄君）

今まで経営をしてきた本人たちの意思もあるということで、町は応援したいということですね。私は計画書を何回も見ました。今回出されている計画書。補助金がまず3年間で2,000万円を超えた補助金、それを今まで使ってきて、令和3年度、4年度、5年度、これは赤字になるという計画書で、総額900万円を超えて赤字を出さないと17万8,000円の黒字にはならないというような内容、これは経営として考えた場合、なかなか承服できない数字だと私は考えます。町民も納得いかないのではないかなと思いますけれども。

というのは、そうなった場合、町は先ほど資金提供はしないと申しましたけれども、普通に考えて、資金調達も今の時点でできていない状態で事業をするとすると、原資を使っていくしかない。計画書を見る限りで、今までの経営を変えないで継続していけば、2年を待たずに出資金はなくなるのではないかなと思います。出資金がなくなれば、資本調達をしないと事業はできません。そのところについて、町はお金を出さないと申しましたので、どのように考えますか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

私が申し上げたのは、現時点ではその考えはないという意味で言っております。何の場合もそうなのですが、要はただ生き残るためだけの支援ということであれば、それはやっぱり町民の理解は得られないと思います。そういうこともありますので、今後役員会なり取締役会の中で、いろんな方向性、また取組を見させていただいて、そういった際には、そのものを見ながら検討はしていきたいというふうには考えております。

○8番（藤原 文雄君）

今町長、これから状況を見て検討をするということでしたけれども……

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前11時00分）

休 憩

（午前11時00分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（藤原 文雄君）

先ほどの町長の考え方として、これから状況を見ながら改善するという事は考え

ているということによろしいですか。

○町長（松尾 和彦君）

まずは、取締役会あるいは役員会等でしっかりとそういった、こういった支援が必要かということ、支援が必要かとか、いろいろその中でやはり経営についての話し合いが先になされて、それについて町とすると判断をしていかなければならないということでございます。

○8番（藤原 文雄君）

前回、全員協議会の説明によりますと、町は読売広告社が撤退した場合、七百数十万円を出さなければならない。それを、今定例会には出ていませんので何とも言えませんけれども、これからの話なのですけれども、その判断も今から決めるという解釈でよろしいですか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの読売広告社に対しての部分でございますが、これは取り決められた書面の中で決まっている部分ということでありますので、これは、まず金額はこの後もう少し変わるかもしれませんが、その約定はきちん守らなければならないというふうには考えております。

○8番（藤原 文雄君）

読売広告社の件に関しては了解しました。

町長は継続で覚悟を決めているようですけれども、少なくとも継続を考えるのであれば、今の出されている計画書は、ぜひとも見直しをかけるべきではないのかなと思います。あと経営責任を明確にすることであったり、事業計画そのものを見直す、これについては昨日の一般質問でも、栗谷川議員のほうからも出されております。あと1つ、資金調達をめどをきちんとつけておく。この3点についてはきちんと提案をしてもらわないと、どう考えても、私一人の議員として判断を迫られた場合に承服できないと現時点では考えております。

私、令和2年3月の一般質問で創業者支援事業に対する質問をしました。その中でトライ・アンド・エラーの話をさせていただきました。覚えているかどうか分かりませんが、今回の株式会社S ANNOWAの件についても、町が関わった事業でありますから、町長も責任はすごく重いと思います。トライ・アンド・エラーの考え方からすると、やり直しができなくなる前に、勇気を持って事業を止める、見直しをする、そういったことは町長の判断として当然するべきではないのかなと考えます。

やめるとかという話ではありません。私も町の会社であったり商店であったり、潰すとか倒産とかというのは見たくないし、そういうのを阻止するべきだと思っています。株式会社S ANNOWAについても、存続をできるのであれば存続をさせていただいて、町に利益をもたらしていただきたいと思っておりますけれども、現段階で出された計画書を見せられても、到底3年間事業を継続的にやっていけるのかというのはすごく疑問があります。

一番危惧しているのは資金調達の部分でございます。何でもそうだと思うのですけれども、町でも病院経営もしていますし、赤字であれ黒字であれ、現金、キャッシュがなければ事業を回していきません。そのためのキャッシュフローであったりするのだと思います。現金の管理をきちんとして事業をやっていく、最善、最適にするため

にはそこが必ず必要になってくるというのは皆さんご承知だと思います。それから考えますと、最低限町が関わらないで資金調達をする、そういった計画書を立てない限りは、やらせようと思っても事業が止まるわけです。そののところを私は今回強く訴えたいと思うのですけれども、最後、町長の考えを伺います。

○副町長（馬場 浩治君）

今藤原議員のほうから、経営の見直しも考えたほうがいいのではないかと。取締役会のほうでも、今言われたのを今度、継続させる、また確実に経営できるものとするためにも、取締役会でも、計画を見直しできるのかどうか、またやらなければならないのかをこれからも話し合っていきたいと思ってございます。考えさせていただきます。進めてまいりたいと思っております。

また、昨日久慈議員からの開発の予算だとか、販売会への旅費ゼロだと、当初の予算がゼロなのだと言われまして、それらについてもまた見直しをかけなければなりません。

ただ、栗谷川議員のほうから、どうなるのか分かりませんがという意見があったと。これにつきましては、私はこの久慈議員の開発ゼロ、旅費ゼロ、そういうふうなものにつきましては、私も、コロナ禍でありますし、出張等も行けないのだと、そういうふうなものを見直ししながら、どうなるか今後、将来的にどうなるのか分からないよという意味で答えたので、経営状況について、どうなるのか分かりませんというふうな答えをした記憶はなかったので、その辺については後で議事録を見ていただければと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、私たちも今度見直しをしながら、役員会でも見直しするかどうかも相談をしながら、どういうふうな形で進めていくか、これからまた会議を開きたいと思ってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

まず先に役員の方の副町長のほうから発言をさせていただきました。町長として、また株主ということ、代表ということになるのですが、決して私だけが株主ではないと思っておりますけれども、とにかく役場としても、できるだけSANNOWAにはいろいろ自由に、いろんな考え方で取り組んでもらいたいというところもあります。また、実際に一番やはりご心配をされている資金繰り等の部分については、ご意見としては十分、議員の皆様からのご意見をしっかり受け止めたいというふうに思いますが、まずは役員会、主体的に考える、やはり会社組織ですから、そちら側からの提案というのもしっかり尊重していかなければならないというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

最後にしようと思ったのですけれども、もう一回確認します。

私の今日の当初の質問で、地域商社というものの立ち位置はどういうものですかという質問をしました。その際の答弁としては、一般の会社とは違うと。町としての方針が入った会社だというような内容だったと思います。それからのことで考えますと、経営のことに関しては私たちは言うことができませんみたいなことも言っていられなくて、先ほど馬場副町長が取締役会で見直しをするかどうかを相談するというような話だったと思うのですけれども、それだと何も変わらない。今ここで見直しをしますというような意見を聞きたいと思っておりますけれども、もう一回お願ひします。

○副町長（馬場 浩治君）

私一人で見直しをしますと、まだ役員3人おりますので、この意見を3人、3人というか、取締役会で決定、決定というか、計画をしてございますので、また改めてこれについて話し合いをさせていただきたいと、そして報告をさせていただければと思っております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

これから株主総会、取締役会があるということで、これから決まっていくということで、あまり強くは言えないというのは分かりました。それでも町民の皆さんは恐らく今回の件については強い関心を持っていて、町内の経済が芳しくない中で、補助金の使い方等についても、町のスタンスについても、やはり注目しているところだと思います。そういった中でSANNOWAだけが特別というような印象を持たれるのであれば、SANNOWA自体これから動きづらいことになろうかと思えます。

先ほども町長に申し上げましたけれども、これはちょっとというときには勇気を持って止める、変える、その判断は町長しかできないと思えますので、そのところはきちんと判断をしていただきたい。何度でも、これは傷口が大きくなならないうちに止めてやり直しするといった判断をすることで、何回でも何度でもチャレンジできる、そういう三戸町にさせていただきたいと思えます。そのことを強く訴えて、私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

（午前11時16分）

休 憩

（午前11時25分）

<4番 越後 貞男議員>

1. 果樹生産省力化設備整備事業費補助金について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

4番、越後貞男君。

○4番（越後 貞男君）

通告により果樹生産省力化設備整備事業費補助金について質問させていただきます。

果樹の栽培に欠かすことのできない薬剤散布にはスピードスプレーヤーが必要であります。防除組合が管理するスピードスプレーヤーの導入に当たっては、果樹生産省力化設備整備事業費の補助金を活用することができ、大変有効な事業と認識しております。

本来スピードスプレーヤーは、2名のオペレーターが交代で運転するものでありますが、組合員が減少する中オペレーターも不足し、1人で1日運転している現状があります。夏場の暑い中での作業は、キャビン付スプレーヤーはオペレーターに負担をかけず効率的に作業ができています。これらのことから、果樹生産省力化設備整備事業費補助金について、2点質問します。

現在、町に防除組合は何組合あり、そしてまた何台導入されているか。

2点目は、果樹生産省力化設備整備事業費補助金、現在は3分の1補助、上限250万円となっておりますが、その根拠をお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

越後議員の質問にお答え申し上げます。果樹生産省力化設備事業費補助金につきまして、2点のご質問でございます。

初めに、1点目のリンゴの共同防除組合数とスピードスプレーヤーの台数についてであります。2010年の農林業センサスでは、果樹栽培経営体数は251経営体、面積は309ヘクタールとなっております。2020年では185経営体、約252ヘクタールと激減しているところであります。現在、町の共同防除を行う組合は10団体ありますが、組合員減少の中、組織を維持されているのは組合員の皆様の努力のたまものと受け止めているところであります。

また、各共同防除組合に整備されているスピードスプレーヤーは全部で27台であります。スピードスプレーヤーの1台当たりの作業可能面積は約10ヘクタールとなっておりますので、現在のリンゴ栽培面積に対して必要な台数が整備されているものと認識しております。

次に、2点目の補助率3分の1、上限250万円の根拠についてであります。町では果樹生産作業の省力化を図り、果樹産地として安心かつ安全で安定した生産体制の強化を図るには、スピードスプレーヤーは果樹の防除作業に欠かすことのできない農業機械と捉え、新規導入や機械更新に対し、平成3年度から青森県補助事業を活用し、実施してまいりました。当初は、県補助率3分の1に町補助率6分の1を加えた2分の1として、上限249万9,000円で助成を開始しております。

青森県の事業では、当初の事業目的である各団体等へのスピードスプレーヤーの整備が達成されたとして、平成17年度に補助上限額を231万1,000円に改めるとともに、当該年度で事業を廃止いたしましたので、平成18年度からは町単独事業として、補助率2分の1、上限額231万1,000円により実施しております。当初の計画では平成26年度で事業廃止の予定でしたが、生産者の強い要望により事業を継続することとなり、事業内容の見直しを行った結果、補助率2分の1、上限額200万円で再事業化しております。

平成28年にはエンジンが排出ガス規制に対応したものに變更され、本体価格が上昇したことに伴い、当時導入したスプレーヤーの本体価格を基に、上限額を250万円と引き上げました。補助率については、スピードスプレーヤーが未整備となっている共同防除組織はなく機械更新時の補助となっているため、補助率を2分の1から3分の1へと引下げを行い、現在まで事業を継続しているものであります。

議員ご指摘のように、防除作業は夏場であり大変な作業であります。近年では、本事業によりキャビン付のスプレーヤーを導入する組織も増えてきておりますが、園地の条件や組合員の意向により普通型を選択される場合もありますので、可能な限り要望に添う形で、その時々状況に合わせて事業を展開していければと考えております。

また、町といたしましてもキャビン付スプレーヤーの導入は、地球温暖化による気

温上昇への対応、持続可能な農業の発展に必要な農業機械と捉えておりますので、改植等による園地整備と併せて支援してまいりたいと考えております。

なお、現在の国庫事業ではスピードスプレーヤーの単純更新は認められておりませんが、組合員の減少による組織再編などで新規にスピードスプレーヤーが必要となる場合は導入可能な事業もありますので、状況を確認し、より補助率の高い国庫事業を活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○4番（越後 貞男君）

先ほど200万円から、2分の1の補助が、28年ですか、250万円、3分の1に変更になったと、大変これはこれでありがたいのですが、今現在スプレーヤーを導入するとなれば、キャビン付で950万円、キャビンなしでも840万円いたします。来年度の予算の中を見ますと、242万円がそれらの補助金に予算計上されておりますけれども、これは私から言わせるとミドル級、ランクが下のスプレーヤーだと思います。薬剤散布は、基本は適地に適材を適量散布するというのが大原則でございますけれども、その中でミドル級のスプレーヤーだと、エンジンの出力が落ちる、そしてまた吐き出し量も違う、そして風量も違うという、性能が若干落ちるわけです。

さっき言いましたように、高性能のスプレーヤーだと、キャビンは950万円、キャビンなしで840万円というような価格になりますけれども、その中で今上限250万円、3分の1、250万円という補助金だと、なかなか防除組合としても負担が大きい。防除組合の負担が大きいというのは、結局組合員農家が負担するということになりますけれども、そしてまたそういうことを考えれば、性能が落ちるスプレーヤーでも仕方ないのかなというような選択をする防除組合も出てくるかと思えます。

そのためには、やっぱりもう少し町の補助金を上げていただきたいと。そして、良質の農産物を生産できるようにしていただきたいなと思えます。それは、結局はふるさと納税の返礼品としても安定供給できるというメリットもあると思えますので、その辺の増額について、町のほうの考えをお伺いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの越後議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、来年度のスPEEDスプレーヤーの購入ですね。来年度に限らず、予算要求する前に、次の更新を希望している共防団体等から、どういう機種を選ぶかということでもまず要望調査をして、それを基に予算要求をしております。今回ですと、242万円が3分の1の価格になるということで、共同防除組合の要望に添った形となっております。その中で、予算の中で選ばれているということも私どもも理解しておりますが、今回は普通型でよいということでしたので、こちらの予算の取り方となっております。

また、あと現在の3分の1にしたというところですが、当初県の事業から始まりまして、初期整備ということで、今までなかったスプレーヤーを整備したということで進めてまいりました。今現在は各共防に整備されています。これは更新事業という取り方をしておりますので、最初に整備するよりはちょっと負担は大きくなりますけれども、町としては3分の1の補助をお願いしたというところもあります。

その際、250万円にしました。そのときにキャビンが入りました。そのときのミドルクラスのを入れたのですが、それが750万円程度だったということで、上限額250万円と出していただいたところですが、

基本的には、この250万円と3分の1というのを継続していきたいと思っております。

す。ただ、現在の情勢を見ますと、農業機械に限らず、物価というものは大分上がっています。あるメーカーでは、2月の22日で形式を変えるということによって、値段を改定するというふうなことをホームページでうたっているところもあります。ですので、それはそのときの状況というものを見ながら、各共防の意見を聞きながら要求していくというような形になるかと思えます。

また、防除作業ですけれども、これからドローンの技術であるとか、自動操縦、ラジコンとか、そういう技術もどんどん出てきています。新しい技術の導入も考えながら、こちらのほうを事業として反映させていければなどと考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思えます。

○4番（越後 貞男君）

今の答弁だと、結局は250万円にこだわらないということで理解してもよろしいですか。

○農林課長（極壇 浩君）

これからまず本体価格のほうが上がっていくということになると、その分の負担も多くなるということですので、それはそのときの状況によって、勘案しながら判断させていただきたいと思っております。

○4番（越後 貞男君）

その辺をはっきり打ち出していただかなければ、各防除組合でどういのを導入したらいいか見当つかないと。例えば250万円の補助金が出るのか300万円出るとかによって、やっぱり選ぶ機種も違ってくると思えますので、その辺を少しははっきりしたことをお聞きしたいのですが。

○農林課長（極壇 浩君）

250万円にするか300万円にするかということでございますけれども、まずスプレーヤーの価格というものがどういうふうになっていくか、それによってもまた考え方が変わると思えます。さっき言いましたあるメーカーが変わるということで、どのぐらい値上げするのか、そういうのも勘案しながら、次の導入を予定している共防とかからの要望を聞きながら判断させていただきます。各共防もスプレーヤーの更新に関しては積立て等もしていらっしゃると思えます。そういうふうな事情もあると思えますので、その辺のほうは打合せをして、要望に添えられるような要求の仕方をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○4番（越後 貞男君）

まず、スピードスプレーヤーというか、果樹生産に欠かせない機械でございますので、果樹の振興を図るために、また先ほども申しましたけれども、ふるさと納税の返礼品の安定供給のためにも、何とか防除組合でスピードスプレーヤーが、スピードスプレーヤーというより、これからはキャビン付のスピードスプレーヤーになると思えますが、導入しやすいような環境をつくっていただきたいなと思えます。

今までスプレーヤーは毎年のように更新しているわけですが、各防除組合によって更新していると思えますが、先ほどは三戸町の共防の組織の中にあるスプレーヤーは27台ということでございましたけれども、少なくとも補助金をいただいて購入するには27年間もたせなければならぬわけですね。そのためにはとにかくミドル級の

スプレーヤーだけは、私は長くもたないと思いますし、先ほども言いましたけれども、エンジンの出力、吐き出し量、風量が違えばどういうことになるかと。満遍に葉がかからないと。かからないところはどういうふうになるかと。質の悪い病害虫のついた果物ができるといことになりますので、何とか防除組合がミドル級のスプレーヤーでなく、普通の共防向けに作られているスプレーヤーを導入できるような環境をつくっていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

以上で一般質問を終わります。

午後1時再開予定をもって休憩します。

(午前11時43分)

休 憩

(午後 1時00分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第2 意見書案第1号 水田活用の直接支払い交付金見直しについて対応を求める意見書案

○議長（竹原 義人君）

日程第2、意見書案第1号 水田活用の直接支払い交付金見直しについて対応を求める意見書案を議題とします。

本案は、出席議員全員による発議でありますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては議長に一任願います。

日程第3 議案第2号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第2号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第2号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止等の観点から、現在行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しが国を挙げ進められているところであります。当町においても、今年度、国の見直しの方針や地方公共団体への通知の内容を踏まえ、三戸町行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直し基準を策定し、全ての行政手続を対象に、押印廃止等による手続の簡素化及び効率化について検討を行いました。その結果を踏まえ、条例3本に規定する各種行政手続について所要の改正を行うこととし、当該条例を制定しようとするものであります。

各条文の概要について申し上げます。第1条は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。固定資産の評価審査に係る各種手続において、押印を不要とし、書類への署名のみを求める運用とするものであります。

第2条は、三戸町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正であります。新採用者の辞令交付時における上級職員の面前でのサービスの宣誓を廃止し、別途当該宣誓書への署名及び提出を求める運用とするものであります。

第3条は、三戸町火入れに関する条例の一部改正であります。火入れの許可申請書への押印を不要とし、記名のみを求める運用とするものであります。

以上が条例改正の概要となります。

なお、その他行政手続を定めている規則等についても順次改正を行い、令和4年4月1日からは全ての行政手続において、見直し後の運用を開始する予定となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

○議長(竹原 義人君)

日程第4、議案第3号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第3号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、令和2年6月12日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町村議会の議員及び長の選挙において、立候補に係る環境の改善を図るため、選挙公営の範囲が拡大されることとなりました。

法律の改正の主なる内容であります。町村議会の議員選挙においても供託金制度が導入されることになったこと、またこれまで公費負担として認められていた選挙運動用のはがきの頒布に加え、選挙運動用のビラの頒布などが解禁されることとなっております。さらに、町村議会の議員及び町の選挙において、選挙運動用自動車の使用、ポスター、ビラの作成についても新たに公費負担として認められることになりました。本条例は、これら選挙運動に関する公費負担について、その取扱いや限度額、作成単価等について定めようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 三戸町公共施設整備基金条例の制定について

○議長(竹原 義人君)

日程第5、議案第4号 三戸町公共施設整備基金条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第4号 三戸町公共施設整備基金条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、役場庁舎をはじめとする公共施設の計画的な維持管理及び更新を行う財源を確保するため、三戸町公共施設整備基金を設置することとし、本条例を制定するものであります。

条例の主な内容であります。基金の設置目的、積立額、管理及び処分等について定めております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

佐々木君。

○13番(佐々木 和志君)

昨日の一般質問の中の町側の答弁の中に、今回の積立てに関しては役場本庁舎の改修というものが主なものであって、他の公共施設の整備については計画はないし、長寿命化等をしながら対応していくという旨の説明があったのですが、公共施設の整備を行うという目的があつての条例なのであれば、やはりそこには町内の公共施設の整備計画というものは最低でもつくるべきではないのかなというふうに考えます。

2月10日の全員協議会での説明資料の中にも、将来的な財政負担の軽減や費用の標準化を図るためというふうな説明が行われておりますので、ざくっとした計画でもいいので、そこは作成して、定期的な基金への積立てということを行っていく考えがないかというところ、昨日の繰り返しになりますけれども、質問したいと思います。

○総務課長(武士沢 忠正君)

ただいまのご質問でございます。条例の制定の目的が庁舎の維持管理に関する修繕であると。その他の施設についても計画的にやるべきだということでございます。それに対する基金の活用ということでできないかということで、定期的に今後基金を積

んでいけないかというようなご質問でございます。

まず、2月10日に議員の全員協議会でご説明をいたしました。が、庁舎の修繕で近々に計画されているものが約2億円ほどございます。これについては数年以内に対応しなければいけないのかなというところで、今回基金をつくっております。条例のほうで、第1条で、財源に充てるためというところで想定しているのが役場庁舎と、あと役場庁舎以外で町長が必要と認める施設というところでの表現となっております。ほかの施設で基金を活用して修繕をするというようなことであれば、町長が特に必要と認める施設にかけてやることとなろうかと思えます。

昨日もご質問の答弁の中で、今回3年度の交付税の措置状況であるとか予算の状況等々を勘案すれば、今年度は基金として積めるけれども、以降については交付税の状況とかがまだちょっと不透明ということでありますので、積めるかどうかはお答えできないというような感じで答弁をしております。

今後どうするかということにつきましては、可能な状況であれば基金のほうは積んでいきたいなと思っております。公共施設の維持修繕等々についても、昨日80年もたせるという答弁をしておりますけれども、だからといって必ずしも80年もつとは限りませんので、その間に大規模改修であるとかということでは必要になってまいりますので、そういった部分については、今後計画を立てる等々についての方向で考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

あとのほうの補正のほうにも出てくるのですけれども、この時期に2億円という、自主財源での2億円という額をどんと出したと。理由は分かります。やらなければいけないというの分かるのですけれども、本庁舎以外でもそういう、ある程度の改修を加えなければいけない施設というのはあると思っておりますし、先ほど言った全協の場での説明でも、将来的な財政負担という言葉も使っています。この時期に2億円という額を出したというのは、先ほど課長が言った交付税の確定だとか、その他職員給与とかの自主財源の積み重ねで用意できたのだと思います。これと同じレベルの規模の積立金を来年もしろと言っているわけではないです。1,000万円でもいい、2,000万円でもいい、とにかく定期的に積み立てていって、この基金をうまく活用していくということを考えていただきたいということであります。

課長が先ほど言ったみたいに、80年もたないかもしれない、もしかしたら緊急的に改修を行わなければならないような状況がいつ来るか分からないということを考えてれば、そういう基金の積立ての準備をしておくというのは必要かと思っておりますので、当初予算にのせろと言っているわけではないので、来年のまたこのような時期に、そういう交付税の確定から回せるもの、ほかの事業の不用額が出たら積立てをしていただきたいということであります。何とか検討していただけるようお願いしたいのですけれども。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの議員のご意見を参考にいたしまして、来年度の財政の状況も把握して対応してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

あと1点だけちょっとお願いなのですが、今回の役場本庁舎の改修ということで、説明いただいた資料には2億900万円という数字が提示されています。少しでも圧縮できるように、そこはよろしくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6 議案第5号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第5号 三戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体に適用される法律が個人情報の保護に関する法律に一本化されることにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和3年度末をもって廃止されることから、これらの法律を引用している条例の規定について、2点の改正を行うものであります。

1点目として、条例第2条第1号イにおいて、個人識別符号の定義のために、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を引用しておりますが、これを個人情報の保護に関する法律第2条第2項に改めるものであります。

2点目として、条例第2条第4号において、独立行政法人等の定義のために、独立

行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項を引用しておりますが、これを法第2条第9項に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第6号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第6号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、人事院規則の改正により国家公務員の育児休業制度について、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど所要の措置を講じることとされたことから、町職員の育児休業制度についても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、同一の任命権者の下で1年以上在職していることとする要件を廃止するものであります。このことにより、非常勤職員は在職期間にかかわらず、当該任用の初年度から、その他必要な要件を満たす場合に育児休業または部分休業を取得できることとなりま

す。

また、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための取組について明文化するため、第24条及び第25条を新設するものであります。第24条では、職員から妊娠または出産等に関する申出を受けた場合に、育児休業制度の説明を行い、当該職員の意向を確認する措置を講じるとともに、不利益な取扱いを受けることのないようにする旨を規定するものであります。第25条では、育児休業の取得に係る請求が円滑に行われるよう、研修機会の確保や相談体制の整備等、必要な措置を講じる旨を規定するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第7号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

議案第7号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行されることから、

本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児の均等割保険税を2分の1とする措置を令和4年度から講じようとするものでございます。

改正の箇所につきまして、三戸町条例改正資料9ページの新旧対照表の第23条第2項を御覧いただきたいと思っております。今回の改正は、この第23条第2項が主なものとなっております。ここに新たな規定が追加されております。この項のうち上段の改正案では、第1号が基礎課税額分、第2号が後期高齢者支援金分の規定となっております。未就学児の均等割額については、第1号及び第2号に定める額を減額するよう定めております。

また、イからニの区分につきましては、それぞれイが7割軽減世帯、ロが5割の軽減世帯、ハが2割軽減世帯、ニにはそれ以外の世帯の減額すべき額、それぞれの2分の1に相当する額が定められております。

なお、他の条文の改正につきましては、法律、政令の改正に合わせ、規定の明確化など所要の整備を行ったものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第8号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第8号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年4月13日付、消防庁長官から各都道府県知事宛て示された基準額に基づき、出動手当を引き上げようとするものであります。

改正の主なるものは、条例第11条、条例第16条及び別表第2において、出動手当を、これまで水火災その他の災害もしくは水火災と規定していたものを災害もしくは災害出動と改めるとともに、別表第2に定める金額を、災害出動の場合において、これまで1人1回または1日につき1,500円であったものを、1日1回または1日につきの区分を8,000円、また1日1回または半日につきの区分を3,500円へ引上げをしようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 町道路線の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第9号 町道路線の変更についてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第9号、町道路線の変更について補足説明申し上げます。

本案は、町道の適正管理の観点から、現況と不整合となっている町道茶屋場線の終点及び道路延長を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容であります。当該路線の終点、現行三戸町大字斗内字茶屋場4番2を三戸町大字斗内字茶屋場4番3に、道路延長、現行1,043.9メートルを1,107.9メートルにしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 辺地に係る総合整備計画を定めることについて

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第10号 辺地に係る総合整備計画を定めることについてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第10号 辺地に係る総合整備計画を定めることについて補足説明申し上げます。

本案は、辺地対策事業債を財源として、杉沢、蛇沼、袴田及び大舌地区の簡易水道設備を更新するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

計画の内容であります。初めに杉沢地区簡易水道は、給水管等の給水設備を更新

しようとするものであり、事業費は1,501万8,000円、辺地対策事業債は750万円を予定しております。

蛇沼地区簡易水道は、膜ろ過装置等の浄水設備を更新しようとするものであり、事業費は5,328万4,000円、辺地対策事業債は2,660万円を予定しております。

袴田地区簡易水道は、緊急通報装置、薬品注入設備等の給水設備を更新しようとするものであり、事業費は1,177万円、辺地対策事業債は570万円を予定しております。

大舌地区簡易水道は、水質計装機器等の給水設備を更新しようとするものであり、事業費は709万5,000円、辺地対策事業債は350万円を予定しております。

以上4地区で、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間、事業費は合計で8,716万7,000円、辺地対策事業債は4,330万円を予定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議案第11号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第11号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第11号は原案のとおり可決されました。

**日程第13 議案第12号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について**

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第12号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第12号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第10号）

○議長（竹原 義人君）

日程第14、議案第13号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第13号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第10号）につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額69億9,328万4,000円に歳入歳出それぞれ3億1,106万円を追加し、予算総額を73億434万4,000円にしようとするものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明をいたします。7ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用するため、予算に定めるものであります。

1款1項議会費、タブレット購入費は、半導体不足によりタブレット端末の納入に期間を要しているため、繰越しが見込まれるものであります。

2款1項総務管理費、役場共聴テレビケーブル移設工事請負費は、移設先のNTT柱の設置が遅れており、繰越しが見込まれるものであります。

2項徴税費、軽自動車税基幹税務システム改修委託料は、地方税共同機構からのシステム仕様書の提示が遅れており、繰越しが見込まれるものであります。

3項戸籍住民台帳費では、国の補正予算により実施する住民基本台帳システム改修委託料を追加するものであります。

3款1項社会福祉費では、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業を追加しております。住民税非課税世帯に対し10万円を給付するもので、申請期限が9月末となっているものであります。

7款1項商工費、さんのへ応援商品券換金業務委託料は、町民1人につき5,000円分の商品券を交付するもので、使用期間が9月末となっているものであります。事業者持続化支援金は、前年度より売上額が減少している事業者に対し、支援金を交付するものであります。

8款1項道路河川費、橋梁補修工事請負費は、工事用資材の納入に期間を要しているため、繰越しが見込まれるものであります。道路舗装舗装補修工事請負費は、国の補正予算により実施する久慈町留ヶ崎梅内線の舗装工事を追加するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。9ページをお願いいたします。

1款1項市長村民税は、決算見込みから1目個人町民税を1,300万円、2目法人町民税を700万円増額しております。

2項1目固定資産税は決算見込みから500万円増額し、6款1項1目法人事業税交付金は400万円を増額しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。7款1項1目地方消費税交付金は、決算見込みから3,900万円増額しております。

10款1項1目地方交付税は、国の補正予算による追加交付などにより、2億5,124万3,000円を増額しております。

14款1項1目民生費国庫負担金では1,231万8,000円を減額しております。教育・保育施設型給付費負担金の減額が主なものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。14款2項4目土木費国庫補助金では704万円を増額しており、町道舗装補修事業に対する補助金であります。防災・安全交付

金の増額が主なものであります。

15款2項1目総務費県補助金では2,830万9,000円を増額しております。新型コロナウイルス感染症総合対策事業費補助金の追加が主なものであります。

14ページ、15ページをお願いいたします。17款1項1目総務費寄附金では、決算見込みからふるさと納税寄附金を2,000万円減額しております。

20款3項1目雑入では、療養給付費負担金返還金1,898万9,000円を追加しております。令和2年度分負担金の精算により返還されるものであります。

21款1項4目土木費債600万円の増額は、国の補正予算により実施する町道舗装補修事業に充てるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。初めに、人件費の補正についてご説明をいたします。一般職につきましては、期末勤勉手当の支給率の引下げ、休業等による調整により、合計で1,157万7,000円の減額となっております。会計年度任用職員につきましては、合計で813万2,000円の減額となっております。

18、19ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では3億8,582万8,000円を増額しております。24節積立金の地域医療特別対策基金積立金1億7,000万円、減債基金積立金4,569万9,000円、公共施設整備基金積立金2億円が主なものであります。

7目企画費では2,069万4,000円を減額しております。ふるさと納税業務に係る7節報償費、記念品400万円、11節役務費、手数料400万円の減額と、次のページの18節負担金補助及び交付金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金800万円の減額が主なものであります。

21ページをお願いいたします。2款3項1目戸籍住民台帳費では245万3,000円を増額しております。国の補正予算により実施するマイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修委託料の追加が主なものであります。

24、25ページをお願いいたします。3款1項3目障害者福祉費では406万4,000円を減額しており、決算見込みによる放課後デイサービス給付費の減額が主なものであります。

5目老人福祉対策費では、過年度繰出金の精算等により、介護保険特別会計繰出金1,279万8,000円を減額しております。

2項1目児童福祉総務費では143万2,000円を減額しております。

次のページの19節扶助費、保育施設型給付費の減額が主なものであります。

28、29ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費では26万2,000円を増額しております。10節消耗品費101万3,000円の増額は、県の新型コロナウイルス感染症総合対策事業費補助金を活用し、町民配布用の新型コロナウイルスPCR検査キットを購入するものであります。

5目環境衛生費、次のページの2項1目塵芥処理費、2目しによろ処理費の減額は、主に三戸地区環境整備事務組合の入札実績等により、町負担金が減額となったものであります。

31ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費では930万2,000円を減額しております。

次のページの18節負担金補助及び交付金では、新規就農者に対する補助金であります農業次世代人材投資事業費補助金300万円、農業経営発展支援事業費補助金196万円の減額が主なものであります。

34、35ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では5,965万2,000円

を増額しております。12節、さんのへ応援商品券換金業務委託料4,775万4,000円の追加は、県の新型コロナウイルス感染症総合対策事業費補助金を活用し、町民1人につき5,000円分の商品券を交付するものであります。18節、事業者持続化支援金1,011万8,000円の増額は、町内事業者の経営支援のため、売上げが減少している事業者に対し、支援金を交付するものであります。

36、37ページをお願いいたします。8款1項2目道路維持費では2,370万円を増額しております。13節使用料及び賃借料では、予算の執行状況から除雪機械借上料900万円を増額しております。14節工事請負費では、国の補正予算により事業が採択となった久慈町留ヶ崎梅内線の道路舗装補修工事請負費1,410万円を追加しております。

38、39ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費では798万円を減額しております。八戸地域広域市町村圏事務組合の決算見込みによる町負担金の減額であります。

10款1項2目事務局費では684万1,000円を減額しております。次のページの18節負担金補助及び交付金、海外研修事業費補助金172万3,000円の減額が主なものであります。

41ページをお願いいたします。10款3項2目教育振興費では、413万3,000円を減額しております。事業実績見込みによる18節、中体連等生徒派遣事業費補助金252万9,000円の減額が主なものであります。

42、43ページをお願いいたします。10款5項3目体育施設費では、警察署移転に伴う技術棟解体、相撲場設置工事の完了により、118万9,000円を減額しております。

12款1項2目、利子償還金では、決算見込みから長期債利子償還金203万2,000円を減額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田君。

○6番（山田 将之君）

18ページ、2目14節の工事請負費、防災無線等改修工事請負費です。こちらは補足説明で触れられなかったと思うのですけれども、減になっている理由と、こちらの今の工事の進捗状況、分かれば教えていただきたいと思えます。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまの山田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、減額の理由でございますけれども、こちらは入札による入札残の部分の減額ということになっております。

現在の進捗状況でございますけれども、現在は主立った町の中での工事というものはやっておりますが、現在は機械等の製造のほうを進めておまして、4年度から実際に現場のほうに入りまして、工事のほうを進めさせていただくということになっております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

では、工事のほうは問題なく進んでいるということによろしいですか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

現在はスケジュールどおり進んでいるということで考えております。
以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

何点かあるのですけれども、25ページ一番下です。出産祝金が少なくなっているのですけれども、1人当たりの金額が幾らだったかということ、あと減になった理由をちょっと教えてもらいたいなと思っています。

それから、32ページ上のほうです。300万円、農業次世代、それから農業経営発展事業費、それぞれ300万円、約200万円くらい落ちているのですけれども、これは何で落ちたのかなということと、何か使いづらい理由があったのかどうかをお聞きしたいです。

それから次に、33ページ一番下です。林業作業道整備事業なのですけれども、これは令和2年度が50万円、令和3年度200万円という形になって、今ゼロになっているのですけれども、何で予定があるのに全然動かないで、今現在も予定に対して200万円の減になっているのか、理由を教えてください。

以上です。

○住民福祉課長（馬場 均君）

3款2項1目の18節、出産祝金についてでございます。こちらのほう1人当たりの給付額は10万円となっております、当初予算で40名分の予算を計上しておりました。実績から34名の支給となる見込みということで、6名分を減額しております。

以上です。

○農林課長（極檀 浩君）

農林課関係の予算でございます。

まず、次世代人材投資支援事業でございます。こちらは当初夫婦が1組と2人の方を見込んでおりましたが、実際は2名の方が給付されているということで、当初見込みよりも人材が減ったことによります。

次の農業経営発展支援事業です。こちらも新しく就農する方に向けての事業費として取ってございましたが、当初予定よりも少なかったということからの減額になります。

あともう一つ、林業作業道整備事業補助金、こちら200万円予算を取っておりましたが、まず申込みされる方がいなかったということで、全額の減となります。これらの事業につきましては、春先にチラシ等をまいて広報しておりましたが、残念ながら使う人がいなかったということで、減額になっております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

最後の33ページのところですけれども、林業作業道整備事業費なのですけれども、令和2年度は50万円の予算をやっていて、令和3年度は200万円に上げていて、ないというのは、何かこれは要望があったりとか、今まででは足りなかったから増やしているはずなのにゼロになっているというのは、何か計画と実績がマッチングしていないように感じるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○農林課長（極 檀 浩君）

ご指摘のように、当初200万円を盛っていましたが、実績がなかったということで、ただこれについては、木出しですね、林業、木を切って出すときに林道から入っていく道路の整備とか、そういうものに対しての補助となります。草刈りだとか、伐採とか、砂利敷きとかというものに対してやるものですので、自分で草刈りをやったという方であれば、なかなか申請もされなかったということもあるかと思います。

これは森林環境譲与税とかを使って財源としていましたので、毎年こういうふうな事業を活用していただきたいと思って予算化しておりますので、これから来年度も周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

まず、歳入のほうなのですけれども、10ページの地方交付税で、説明の中に国の追加交付があったということなのですけれども、この追加交付分の額は幾らなのかを教えてくださいたいと思います。

あと歳出、18ページ、2款1項2目の24節積立金、ふるさと三戸応援基金積立金が1,000万円強減額になっていると。単純に寄附金が減っただけなのかの説明と、その下にある地域医療特別対策基金積立金、減債基金積立金、これの詳しい経緯の説明をお願いしたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

以上ですか。

○13番（佐々木 和志君）

以上です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2款1項2目積立金のふるさと三戸応援基金積立金1,094万4,000円の減額についてご説明をいたします。

まず、こちらの減になった理由といたしましては、歳入で見込んでおりますふるさと納税の寄附金がマイナス2,000万円をこのたび計上しておりますして、その歳出の基となりますものとして応援基金の分と、あと記念品、2款1項7目企画費の7節報償費に記念品とございます。400万円、これがふるさと納税の返礼品の代金の分、その2つ下に役務費、手数料400万円の減がございますけれども、これはサイトの使用手数料であるとか決済手数料が400万円の減、その他細かいところもございますが、歳入と歳出合わせましてまず2,000万円となるものでございます。

以上です。

○総務課長（武士沢 忠正君）

10ページの地方交付税の増の理由ということでございます。まず、令和3年度、交付税のほうが増額となり、交付されたという状況にあります。その増加となった内訳ということでございますが、地域デジタル社会推進費、そして地域振興費、これは人口急減補正による増ということで交付をされております。

次に、高齢者保健福祉費、65歳以上の方の介護サービスの受給者の増というもの、

その他包括算定経費ということで、会計年度任用職員制度に係る費用の増ということで、交付税の増額がされております。

金額につきましては、普通交付税については当初26億円の予算でありました。これに対して追加交付を受けたもの等々を入れますと30億991万6,000円と、約4億円ほどの増ということになってございます。

以上でございます。

○財政指導監（下村 太平君）

基金についてでございます。地域医療の特別対策基金積立金1億7,000万円と、減債基金積立金4,569万9,000円に増加したことの経緯ということでございます。先ほど交付金の説明がございました。追加交付による、まず交付金の増と、あとは町税の収入増、またコロナ事業等により町単独事業等が補助金で賄えることになったことによりまして、その分を積み立てることができるようになったということの経緯でございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

すみません、地方交付税のほう、今回の国の追加交付で、追加で交付された分の金額が4億円ということではよろしいのか、もう一回お願いしたいのと、積立金の、なぜ積立てしたのだよというのは分かったのですけれども、何で地域医療特別対策基金に積立てたのか減債基金積立金に積み立てたのか。地域医療特別対策基金においては、その目的が明確に条例でうたわれているわけであって、この基金に積み立てるということは、それに沿った事業をやる時しか取り崩せないということになるわけで、具体的にそういう事業を想定して積み立てたのか、以前もあったのですけれども、単に今回ちょっとお金が多く余ってしまったからこれに入れておこうだけの話なのか、そこをちょっとお願いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

普通交付税の増ということでございます。今回2億5,124万3,000円の増ということでございます。これは先ほども申し上げましたが、結果として当初予算が26億円に対して、交付決定の最終の確定の額というのが3億991万6,000円ということで、差額がおおよそ4億円と。この部分については、先ほど申し上げました地域デジタル社会推進費でありますとか、そういったところの増の要素も含まれておりますけれども、全体的な、それ以外の要素もあろうかと思っておりますけれども、その部分についてはちょっと算定はできないという状況でございます。総額で増ということになってございます。

あと地域医療の特別対策基金の積立てということでございますけれども、病院に対する繰出金について、今後増加が予想されるだろうということも含めまして、その意味を込めて今回基金のほうに積み立てているということでございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

交付金のほうはいいです。

2回目の質問でふるさと三戸応援基金を聞かなかったもので、もう一回伺います。どうしてもこの時期に給付金の減額補正ということになると、かなり残念な気持ちになってしまうということで、減ってしまったものはしょうがないので、次年度以降、最

低でも当初見込んだ額を割り込まないような取組をしていただきたいということであり
ます。

あと基金積立金に関しては、病院のほうへの繰り出しということで、それは了解し
ましたけれども、単に病院のほうに繰り出すだけであれば、財政調整基金でもいいの
ではないかなというふうに思います。言いたいのは、地域医療特別対策基金であれば
そういう地域医療の提供に沿った事業のときにしか取崩しできないということもあつ
て、何かあったときのことを考えれば、特段それに想定される事業がないのであれば、
そっこのほうがいいのではないかと。

今回これだけの額を、下にある公共施設の整備基金積立金2億円も合わせると4億
円を超える額を基金に積み立てることになります。基金に積み立てること自体には反
対はしませんけれども、それだけのお金がタイミングよく生まれたというのであれば、
議員が今まで過去において、議会でこういうことをしてほしいとか、ここを整備して
ほしいというような要望に対して少しぐらい応えてもらってもいいのかなというふう
に思って、そういう意味もあって、財政調整基金のほうで何とかという話をさせてい
ただきました。そこを少しでも心に留めておいて対応していただければなというふう
に思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

財政調整基金のほうの考えということのご意見でございます。今回財政調整基金と
いうのも想定はしておりました。ただ、財政調整基金に積んでしまうと、今回特にコ
ロナの交付金というのが、結構な交付金の額が来ております。そういった事業をやり
つつも、決算として財政調整基金に膨らんでしまうというような状態になると、国と
か県のほうに基金の状況というのを報告しております。そういったところの見られ方
というのも勘案して、今回医療、あと医療の三病への繰り出しの状況等々も勘案して
ということで、今回は基金のほうに積んでいるということでございます。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ふるさと納税の確保についての取組についてご意見をいただきました。今回の減額
につきましては、見込みから2,000万円の寄附金の減ということを計上させていただきました。
この理由といたしましては、昨年の春先の霜の害によりまして、返礼品で
使っております贈答用のリンゴの確保が難しく、小玉傾向であるとかさびがついてい
るとかというところで、なかなか贈答用のリンゴの確保が、農家に聞いても難しいと
いうこともありまして、寄附の応募はある程度制限をしながら、出せる件数等を確認
しながら調整等を行った結果、まず制限がかかるというところで、なかなか去年、昨
年並みに伸ばすことがちょっと難しかった状況であります。何とか天候にも恵まれて、
そのような寄附に答えられるように取り組んでまいりたいと思います。

また、新商品等も、11ぴきのねこであるとか、あと新しい商品等も、昨年度も今年
度も追加してございます。あとダイレクトメールを出すことによって、リピーターの
確保とか、そういうことにも来年も引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第13号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(竹原 義人君)

日程第15、議案第14号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明願います。
建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第14号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町下水道事業特別会計既決予算額2億2,210万7,000円に歳入歳出それぞれ269万7,000円を追加し、予算総額を2億2,480万4,000円にしようとするものでございます。

初めに、繰越明許費につきましてご説明いたします。3ページをお願いいたします。1款2項施設管理費の管路施設点検委託料1,600万円は、国の防災・安全交付金を活用し、管路施設点検を実施するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。5ページをお願いいたします。3款1項1目1節公共下水道費補助金の防災・安全交付金722万6,000円は、繰越明許費でご説明いたしました管路施設点検業務に対する交付金でございます。

6款1項1目1節繰入金では688万8,000円を増額してございます。

7款1項1目1節繰越金では、前年度繰越金148万3,000円を増額してございます。

9款1項1目1節公共下水道費債では、資本費平準化債80万円と公共下水道整備事業債1,210万円を減額してございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。6ページ、1款2項1目12節委託料の管路施設点検業務委託料1,600万円は、下水道管内部をテレビカメラで撮影し、腐食等の点検を行うために要する経

費でございます。14節工事請負費、監視制御装置更新工事請負費90万4,000円の減額は、浄化センター内の監視制御装置更新工事に係る事業費の確定によるものでございます。

7ページ、2款1項1目管渠施設整備費の12節委託料534万6,000円と14節工事請負費644万1,000円の減額は、三戸警察署新築に伴う下水道への接続箇所が変更され、管渠工事が不要となったことから、当該工事に係る施工監理委託料と管渠工事請負費を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長（竹原 義人君）

日程第16、議案第15号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第15号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億4,002万1,000円に歳入歳出それぞれ148万3,000円を追加し、予算総額を1億4,150万4,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目

後期高齢者医療保険料では、本年度の保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料から3節滞納繰越分普通徴収保険料まで、合わせて129万2,000円を増額しております。

3款1項1目繰入金では、事務費繰入金を33万3,000円増額し、保険料軽減に関わる保険基盤安定繰入金を110万円減額しております。

4款1項1目繰越金では、前年度繰越金91万5,000円を増額しております。

4ページをお願いいたします。5款2項1目雑入では3万3,000円を増額しております。

次に、歳出について申し上げます。5ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金では、広域連合の組織運営に係る広域連合共通経費負担金を23万2,000円減額、後期高齢者医療保険料負担金を284万1,000円増額、保険基盤安定負担金を110万1,000円減額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第17、議案第16号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第16号 令和3年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足

説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億9,064万9,000円から歳入歳出それぞれ716万8,000円を減額し、予算総額を17億8,348万1,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、本年度の介護保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料については180万円を減額、2節現年度分普通徴収保険料については280万円を増額し、合わせて100万円を増額しております。

3款2項国庫補助金では、1目調整交付金1,376万5,000円を増額し、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活）を33万6,000円、3目地域支援事業交付金（地域支援）を221万3,000円、それぞれ減額しております。

4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金は、本年度の交付決定により、それぞれ増額しております。

6目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金であり、71万円を追加しております。

4款1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金を2,741万円、4ページの2目地域支援事業支援交付金を80万1,000円、それぞれ減額しております。

5款2項県補助金では、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活）を21万円、2目地域支援事業交付金（地域支援）を110万6,000円、それぞれ減額しております。

7款1項1目繰入金では、保険給付費をはじめ地域支援事業費及び事務費の確定見込みにより、1行目の介護給付費繰入金から7行目の介護保険給付費準備基金取崩し繰入金まで、合わせて2,427万1,000円を減額しております。

5ページの8款1項1目繰越金は、令和2年度決算に伴い、3,268万9,000円を増額しております。

3ページの3款国庫支出金から4ページの7款繰入金につきましては、交付決定通知額及び歳出予算の補正に伴い、各財源の精査を行ったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、22節過年度負担金返還金1,138万7,000円は、令和2年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金であります。24節介護保険給付費準備基金積立金2,062万9,000円の追加は、前年度繰越金及び過年度負担金返還金の確定などに伴うものであります。

3項1目介護認定費、11節役務費では、主治医意見書作成手数料77万2,000円を、12節委託料では訪問調査委託料24万2,000円をそれぞれ減額しております。18節八戸地域広域市町村圏事務組合負担金101万6,000円の減額は、介護認定審査の負担金分であります。

7ページの2款1項1目居宅介護サービス給付費では3,000万円を減額、3目施設介護サービス給付費では500万円を増額、5目居宅介護住宅改修費では30万円を減額しております。

2項5目介護予防サービス計画給付費では10万円を減額しております。

3項1目高額介護サービス費では600万円を、8ページの3目高額医療合算介護サービス費では50万円をそれぞれ減額しております。

4項1目特定入所者介護サービス費では250万円を減額しております。

9ページの3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では150万円を、2目介護予防ケアマネジメント事業費では12節介護予防サービス計画委託料47万6,000円をそれぞれ減額し、3目高額介護予防サービス費相当事業等費では18節高額医療合算

介護予防サービス相当事業費負担金9,000円を追加しております。

9ページ及び10ページの3款3項1目、任意事業費32万5,000円の減額は、認知症カフェや地域ケア会議など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止またはオンラインでの実施に変更した事業について、事業費の減額を行うなど、予算を精査したことによるものであります。

なお、7ページの2款保険給付費から9ページの3款1項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、給付実績などから予算の補正をお願いするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

久慈君。

○11番（久慈 聡君）

9ページの2目ですけれども、補正が72万4,000円ということで、国からの財源は190万円ぐらい減になっているのだけれども、一般財源は120万円上がっていると。中を見ると職員の手当が下がっていると。共済費も下がっている、委託料も下がっているとなっているのだけれども、理屈がちょっと分からないのですけれども、どうしてこういうふうな、一般財源が増えて国のお金は下がっているのか、ここを教えてください。

（「暫時休憩」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時33分）

休 憩

（午後 2時40分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康推進課長（太田 明雄君）

先ほどの久慈議員からのご質問でございますが、3款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費の財源内訳についてでございます。こちらは国県支出金、国県の交付金が減額となっておりますが、これは交付決定通知額に合わせて減額となったというものでございます。一般財源のほうが増額となっておりますが、これは来年度精算されるというものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ごめんなさい、ちょっとよく分からなかった。一般財源のほうで増えているのが何

と言ったかちょっと聞こえなかったのだけれども、この節の中の説明で見ると、人件費が下がっていますよということは分かりますよね。そのほかに委託料で、介護予防サービス計画作成の委託料が下がっている。要はサービスしませんでしたよ、だから国の予算は下がりますよというのは分かるのだけれども、何で一般財源は上がっているのかということが聞きたいのだけれども。

○健康推進課長（太田 明雄君）

説明欄でございます職員手当と人件費あるいは共済費、委託料、これにつきましては、今回総額72万4,000円減額の補正予算額の内訳でございます。補正額の財源内訳であります。これは補正額と直接連動するものではなく、総額2,598万1,000円のこの予防ケアマネジメント事業費の財源内訳に変動があったと。その変動があった理由が交付決定額、国県交付金の交付決定額に変動があったと。それに合わせた財源の変動を行ったというものであります。今回一般財源が増えてございますが、これにつきましては来年度精算、交付されるというものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ちょっと頭が悪くてうまく理解できていないのだけれども、言わんとすべきことは、補正額がこの分下がったのだけれども、内訳は国のほうから約200万円下がりましたよということはリンクするのですよ。説明欄のところにある勤務手当とかその分がマイナスで下がっているのが補正額に入っていて、一般財源部分は次年度に補正されるというふうな、ごめん、もうちょっと分かりやすく説明してもらいたいのだけれども、理解できないので、もう一回お願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時43分）

休 憩

（午後 2時45分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康推進課長（太田 明雄君）

先ほどの歳出、3款1項2目につきましては、今年度の交付決定額に合わせて、歳入、財源として国県支出金を減額し、一般財源が増額となったものでございます。その増額分につきましては、来年度精算で交付されるというものでございます。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第16号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

○議長(竹原 義人君)

日程第18、議案第17号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。補足説明願います。
住民福祉課長。

○住民福祉課長(馬場 均君)

議案第17号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ1億1,931万8,000円を追加し、予算総額を13億5,639万3,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響が当初見込んでいたよりも少なかったことから、1,300万円を増額しております。

3款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は、一般診療報酬等が増えたことによるもので、1億647万3,000円を増額しております。2節特別交付金、特別調整交付金分は医療費適正化や保健事業の取組状況に応じて交付されるもので、今年度の交付額が確定したことから、305万円増額するものであります。

4ページ、5ページをお願いいたします。5款1項1目1節の一般会計繰入金は、国保税の7割、5割、2割軽減世帯に係る保険基盤安定負担金の交付額確定に伴う増額、地方交付税の財政安定化支援事業関係分の交付額確定に伴う減額のほか、職員人件費と出産育児一時金の見込額に合わせて、それぞれ減額するものであります。

5款2項1目国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険税の現年課税分の増額に伴い基金の取崩しが不要となったことから、203万2,000円を減額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では、職員人件費の減額のほか、24節積立金において国保税の現年度分と基盤安定負担金が増額となる見込みであることから、国保財政調整基金積立金を増額するものであります。27節繰出金は、医師、看護師の確保等のための特別調整交付金に係る三戸中央病院への繰出金となります。

6ページ、7ページをお願いいたします。1款3項1目運営協議会費では、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会が中止となったことから、委員報酬及び旅費を減額するものであります。

2款1項療養諸費と2項高額療養費は、決算見込額により、それぞれ増減するものとなっております。

2款3項1目出産育児一時金は、当初の支給件数を10件と見込んでおりましたが、最終的に3件になる見込みとなったことから、1人分42万円、7件分を減額するものであります。

5款3項1目健康づくり費27万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、食生活改善推進委員による定期料理講習会及び地区伝達講習会を中止したことなどによるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第19、議案第18号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業

特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

三戸中央病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

議案第18号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度予算について、所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益では、既決予定額18億203万3,000円に3,211万8,000円を追加し、総額を18億3,415万1,000円に、支出の部、第1款病院事業費用では、既決予定額18億680万6,000円から1,777万9,000円を減額し、総額を17億8,902万7,000円にするものでございます。これによりまして、収支差引額は4,512万4,000円で、黒字決算見込みとなるものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款資本的収入では、既決予定額2億3,487万6,000円に133万5,000円を追加し、総額を2億3,621万1,000円にするものでございます。

次のページをお開き願います。第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を1,265万3,000円減額し、総額を11億1,697万7,000円に改めるものでございます。

次に、第5条、他会計からの補助金は、一般会計及び国保特別会計からの繰入金の合計額を6億5,880万円に改めるものでございます。

次の1ページ、予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入、1款1項医業収益では、4目その他医業収益で、新型コロナウイルスワクチン接種事業による公衆衛生活動収益として580万円を増額するものでございます。

次の2項医業外収益、3目補助金、県補助金2,486万3,000円増額は、昨年10月から3月までの分の新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保に係る補助金が主なるものでございます。

次の4目、負担金交付金145万5,000円増額は、国保特別会計からの負担金でございます。

2ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項医業費用、1目給与費1,265万3,000円の減額は、職員の異動に伴い、179人分を174人分とすることによるものでございます。なお、医師1人減の説明となっておりますが、これは11月から1月までの3か月限定で医師を受け入れたことによるもので、年度当初の常勤医師数8人から1人減ったものではございませんので、念のため申し添えます。

次に、2目材料費152万5,000円増額は、診療に係る材料等の使用数量の増によるものでございます。

3目経費、委託料465万1,000円増額と次の6目研究研修費、旅費200万円の減額は、それぞれ決算見込みに基づき、不用額を減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款2項負担金、1目他会計負担金159万5,000円増額は、機械備品購入に伴う国保特別会計からの負担金でございます。

次に、4項補助金、1目県補助金では、決算見込みに基づき、へき地医療拠点病院設備整備費補助金26万円を減額するものでございます。

4ページ以降、最終ページまでは職員給与費の明細でございます。

以上、説明となりますが、12月補正後の既決予定額で477万3,000円の赤字見込みで

あったものが本補正で4,512万4,000円の黒字見込みとなりますが、長引く新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、依然として厳しい経営環境が続いておりますので、職員それぞれが引き続き経営感覚を持って業務を運営してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第20	議案第19号	令和4年度三戸町一般会計予算
日程第21	議案第20号	令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
日程第22	議案第21号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
日程第23	議案第22号	令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算
日程第24	議案第23号	令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	議案第24号	令和4年度三戸町介護保険特別会計予算
日程第26	議案第25号	令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第27	議案第26号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算

○議長（竹原 義人君）

日程第20、議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算から日程第27、議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算までを一括議題とします。

日程第28 予算特別委員会設置（令和4年度予算議案8件付託）

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案8件につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第26号までを議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長から指名します。

委員長に8番、藤原文雄君、副委員長に7番、栗谷川柳子君を指名します。

予算特別委員会委員長の挨拶があります。

8番、予算特別委員会委員長、藤原文雄君。

○予算特別委員長（藤原 文雄君）

ただいま議員各位の満場一致の下に予算特別委員会委員長にご推挙いただきました藤原でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うし、もって議会の負託に応えたいとお願いいたしております。議員の皆様のご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

令和4年3月9日、予算特別委員会委員長、藤原文雄。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月10日午前10時から予算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

午後3時02分 散会

第8日目 令和4年3月11日（金）

○議事日程

- 第1 予算特別委員会の審査報告について
（令和4年度全会計予算の審査結果について委員長報告、採決）
議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算
議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算
議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算
議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算
- 第2 常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告について
・総務文教常任委員会
・民生商工常任委員会
・建設農林常任委員会
- 第3 議員の出張命令を議長に一任することについて
第4 議会運営委員会の閉会中における所管事務調査について
第5 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
第6 諸般の報告
1. 議長の報告
- 第7 議会運営委員の選任
第8 常任委員の選任（総務文教、民生商工、建設農林）
-

○追加議事日程

- 第1 町長提案理由の説明
第2 議案第27号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13人）

- | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柳 | 雫 | 圭 | 太 | 君 |
| 2番 | 小笠原 | 君 | 男 | 君 | |
| 3番 | 和 | 田 | 誠 | 君 | |
| 4番 | 越 | 後 | 貞 | 男 | 君 |
| 5番 | 乗 | 上 | 健 | 夫 | 君 |
| 6番 | 山 | 田 | 将 | 之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳 | 子 | 君 | |
| 8番 | 藤 | 原 | 文 | 雄 | 君 |
| 10番 | 千 | 葉 | 有 | 子 | 君 |

11番 久 慈 聡 君
12番 澤 田 道 憲 君
13番 佐々木 和 志 君
14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（1人）

9番 番 屋 博 光 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事（税務課長事務取扱）	遠 山 潤 造 君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
	健康推進課長	太 田 明 雄 君
	会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
	農 林 課 長	極 檀 浩 君
	建 設 課 長	齋 藤 優 君
	まちづくり推進課長	中 村 正 君
	総務課財政指導監	下 村 太 平 君
	三戸中央病院経営改善推進監	松 澤 俊 彰 君
	総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
	まちづくり推進課やわらかさんの交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説明員	会 長	梅 田 晃 君
委任説明員	事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説明員	教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員	事 務 局 長	櫻 井 学 君
	史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午後 4 時14分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 1 予算特別委員会の審査報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、議案第19号から議案第26号までの予算議案 8 件を一括議題とします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8 番、藤原文雄委員長。

○予算特別委員長（藤原 文雄君）

予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

去る 3 月 9 日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第19号から議案第26号までの令和 4 年度三戸町各会計予算議案 8 件について、3 月10日、11日の本委員会において慎重審査の結果、議案第19号 令和 4 年度三戸町一般会計予算に対し、次の意見を付して、予算議案 8 件を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 つ、7 款の予算執行に当たっては、三戸城跡の国史跡指定の機会を十分に生かし、また町民の意気を高めるためにも、商店街の活性化のためにも、十分効果的な執行を求めるものであります。

以上が予算特別委員会における審査の経過と結果であります。何とぞ予算特別委員会の決定どおり議決くださいますようお願いいたしまして、報告を終わります。令和 4 年 3 月11日、予算特別委員会委員長、藤原文雄。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案 8 件に対する委員長の報告は意見を付して原案のとおり可決するものであります。予算議案 8 件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第26号までの予算議案 8 件は委員長報告のとおり意見を付して可決されました。

日程第 2 常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。
6番、総務文教常任委員会委員長、山田将之君。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、1月18日委員会を招集、教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、町立図書館の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年3月11日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。
8番、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄君。

○民生商工常任委員長（藤原 文雄君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月2日委員会を招集、青森銀行三戸支店長及びまちづくり推進課長ほか関係者の出席を求め、町内経済の現状及びSANNOWAの運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、今定例会において本委員会に付託されました陳情並びに去る12月定例会において継続審査に付された陳情を審査するため、3月4日委員会を招集、審査の結果、12月定例会において付託された令和3年陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める陳情については不採択であります。また、3月定例会において付託された令和4年陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情については不採択であります。

以上で報告を終わります。令和4年3月11日、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

令和3年陳情第4号に対する委員長の報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり令和3年陳情第4号は不採択と決定いたしました。

続いてお諮りします。令和4年陳情第1号に対する委員長の報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり令和4年陳情第1号は不採択と決定いたしました。

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、1月26日委員会を招集、建設課長のほか関係職員の出席を求め、陳情を採択された町道等の状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年3月11日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第3 議員の出張命令を議長に一任することについて

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議員の出張命令を議長に一任することについてを議題とします。

お諮りします。令和4年度における本議会議員の調査、研修視察、陳情等に対する出張命令は、予算の範囲内において議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、令和4年度における本議会議員の出張命令は、予算の範囲内において議長が行うことに決定しました。

日程第4 議会運営委員会の閉会中における所掌事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中における所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第5 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第5、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第6 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第6、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

会議時間の延長

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（竹原 義人君）

審議を続行します。

日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、小笠原君男君、山田将之君、栗谷川柳子君、藤原文雄君、千葉有子君、久慈聡君、以上6名を議会運営委員に指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議会運営委員には、ただいま指名した方を選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって議会運営委員会を招集します。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

(午後 4時29分)

休 憩

(午後 4時30分)

○議長(竹原 義人君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長、藤原文雄君、同副委員長、久慈聡君であります。

日程第8 常任委員の選任(総務文教、民生商工、建設農林)

○議長(竹原 義人君)

日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務文教常任委員に小笠原君男君、越後貞男君、山田将之君、千葉有子君、佐々木和志君の以上5人、民生商工常任委員に柳零圭太君、乗上健夫君、栗谷川柳子君、藤原文雄君の以上5人、建設農林常任委員に和田誠君、番屋博光君、久慈聡君、澤田道憲君の以上4人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。

各常任委員には、ただいま指名した方を選任することに決定しました。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって常任委員会を招集します。

この際、常任委員会開催のため、暫時休憩します。

(午前10時32分)

休 憩

(午前10時36分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの民生商工常任委員の指名に当たって、私、竹原義人も民生商工常任委員会に所属します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

ただいま常任委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務文教常任委員会委員長、千葉有子君、同副委員長、山田将之君。民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君、同副委員長、藤原文雄君。建設農林常任委員会委員長、久慈聡君、同副委員長、番屋博光君、以上のとおりであります。

各委員会の委員長の挨拶を議会運営委員会、総務文教常任委員会、民生商工常任委員会、建設農林常任委員会の順に求めます。

議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

委員各位のご推挙によりまして、議会運営委員会委員長の重責を仰せつかりました藤原でございます。委員各位のご厚意に対し、厚くお礼申し上げます。議会運営委員会は、円滑な議会運営を期するため、議会運営の全てに対し、協議し、意見調整を図る場として設置された委員会であります。議会運営委員会が円滑かつ効果的に機能できますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

次に、総務文教常任委員会委員長、千葉有子君。

○総務文教常任委員長（千葉 有子君）

私、このたび、皆様方のご推薦によりまして、総務文教常任委員会委員長の重責を担うことになりました千葉でございます。委員会の重要性を十分認識し、その運営に努めてまいり所存でございます。委員各位のご指導、ご協力を心からお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

このたび、委員各位のご推挙によりまして、民生商工常任委員長の重責を仰せつかりました栗谷川でございます。委員各位のご厚意に対し、厚くお礼申し上げます。皆

様方のご指導とご協力を賜りまして、この責務、遂行する決意でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

ただいま建設農林常任委員会委員長として委員皆様方のご推薦をいただきました久慈であります。誠心誠意与えられた職務に努めてまいりたいと考えております。今後とも委員各位のご協力、ご支援をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

（午前10時41分）

休 憩

（午前10時46分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から議案第27号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第27号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（貝守 世光君）

第502回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議案第27号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案について。

以上、1件でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程いたしました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、追加提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

議案第27号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。本案は、令和4年2月28日に開催されました三戸町消防運営審議会におきまして、消防団員の年額報酬を引き上げることが妥当である旨の答申がなされたことに伴い、消防団員の処遇改善を図るため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。年額報酬の額について、団員階級の者については年額3万6,500円とするとともに、その他の階級の者においては業務の負担や職責等を勘案した額に引き上げようとするものであります。

以上で追加提案理由の説明を終わります。

追加日程第2 議案第27号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第27号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第27号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、条例に定める消防団員の年報酬について、令和3年4月13日付、消防庁長官から各都道府県知事宛て示された基準額に基づき、改正をしようとするものであります。

改正の主なる内容でございますが、条例改正資料を御覧いただきたいと思います。条例の別表第1に定める金額について、団長は5万2,600円から8万2,500円、副団長は3万9,500円から6万9,000円、本団付分団長は2万5,900円から5万500円、分団長は2万5,900円から5万500円、副分団長は2万700円から4万5,500円、部長は1万7,300円から3万7,000円、班長は1万5,100円から3万7,000円、団員は1万3,700円から3万6,500円、災害支援団員にあっては1万円から2万6,600円へ、それぞれ引上げをしようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
討論を終結します。
これより議案第27号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
異議なしと認めます。議案第27号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）
以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

○町長（松尾 和彦君）
第502回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
去る3月4日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに御議決を賜り、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございました。
会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、今後も町行政の施策に反映させ、検討を加えながら町政運営に当たっていく所存であります。

さて、本日3月11日は、我々にとって決して忘れることのできない東日本大震災の発災の日であります。亡くなられた多くの方々へ深い哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々の一日でも早い復興を心からお祈りを申し上げます。

あれから11年の年月が流れました。東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした自然災害は、いまだ多くの人々の心に震災の恐ろしさと深い悲しみを残したままであります。また、新型のウイルスが世界中に蔓延をし続け、いまだ終息する兆しすら見えていない中、ウクライナ危機が勃発し、世界経済はもちろん、文化交流やスポーツに

至るまで大きな影響を及ぼしており、世界情勢は混迷の度合いを深めております。

こうした混迷の時代の中にあっても、町民の生活と安全、安心を守ることを第一に、明るい未来を切り開いていくという強い信念を持ち、愚直にまちづくりに取り組んでいく所存であります。

結びに、議員の皆様におかれましては、感染症の予防に十分ご配慮いただき、健康に十分留意されますとともに、今後とも町政運営に対する一層のご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第502回三戸町議会定例会を閉会します。

午後 4 時56分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
